資料２

湖南市環境基本計画
評価報告書
（案）

平成 30 年 10 月

湖　南　市

目次

第１章　環境基本計画の基本的事項 1
　１．　計画策定の背景と目的 1
　２．　位置づけ 2
　３．　計画の対象範囲 3
　４．　計画の対象地域 3
　５．　計画の期間 3
　６．　各主体の役割 4
第２章　環境を取り巻く社会情勢 5
　１．　自然環境に関すること 5
　２．　生活環境に関すること 6
　３．　資源循環に関すること 6
　４．　地球環境に関すること 7
　５．　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ） 9
　６．　国・県などの環境政策動向 10
第３章　湖南市の環境の現状と課題 22
　１．　湖南市の概要 22
　２．　自然環境 33
　３．　生活環境 39
　４．　快適環境 45
　５．　地球環境 51
　６．　人づくり 58
第４章　現行計画の取組状況 61
　１．　現行計画の進捗状況の評価 61
　２．　基本目標ごとの取組評価 62
　３．　重点プロジェクトごとの取組評価 64
第５章　アンケート調査結果 69
　１．　調査概要 69
　２．　市民アンケート調査結果 69
　３．　事業者 79
　４．　地域団体等 88
第６章　課題の総括 95

第１章　環境基本計画の基本的事項

１．　計画策定の背景と目的

「環境基本計画」は、環境基本法第 36 条に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市では、平成 21 年（2009 年）９月に「湖南市環境基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定しました。現行計画では、目指すべき環境像を「野洲川の清流　山々の景色　歴史が育むうつくし湖南」を掲げ、自然環境や生活環境など私たちを取り巻く環境の保全に向けて様々な施策を展開してきました。

現行計画策定から９年が経過し、廃棄物の不法投棄などの身近な問題や生物多様性の喪失、また、平成 28 年（2016 年）には地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みとしてパリ協定が発効するなど、環境問題とその対策をめぐる状況は日々変化しています。

現行計画が平成 30 年度（2018 年度）に計画期間の満了を迎えることに伴い、これらの環境問題とその対策を考慮するため、新たな計画「第二次湖南市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）の策定を行います。

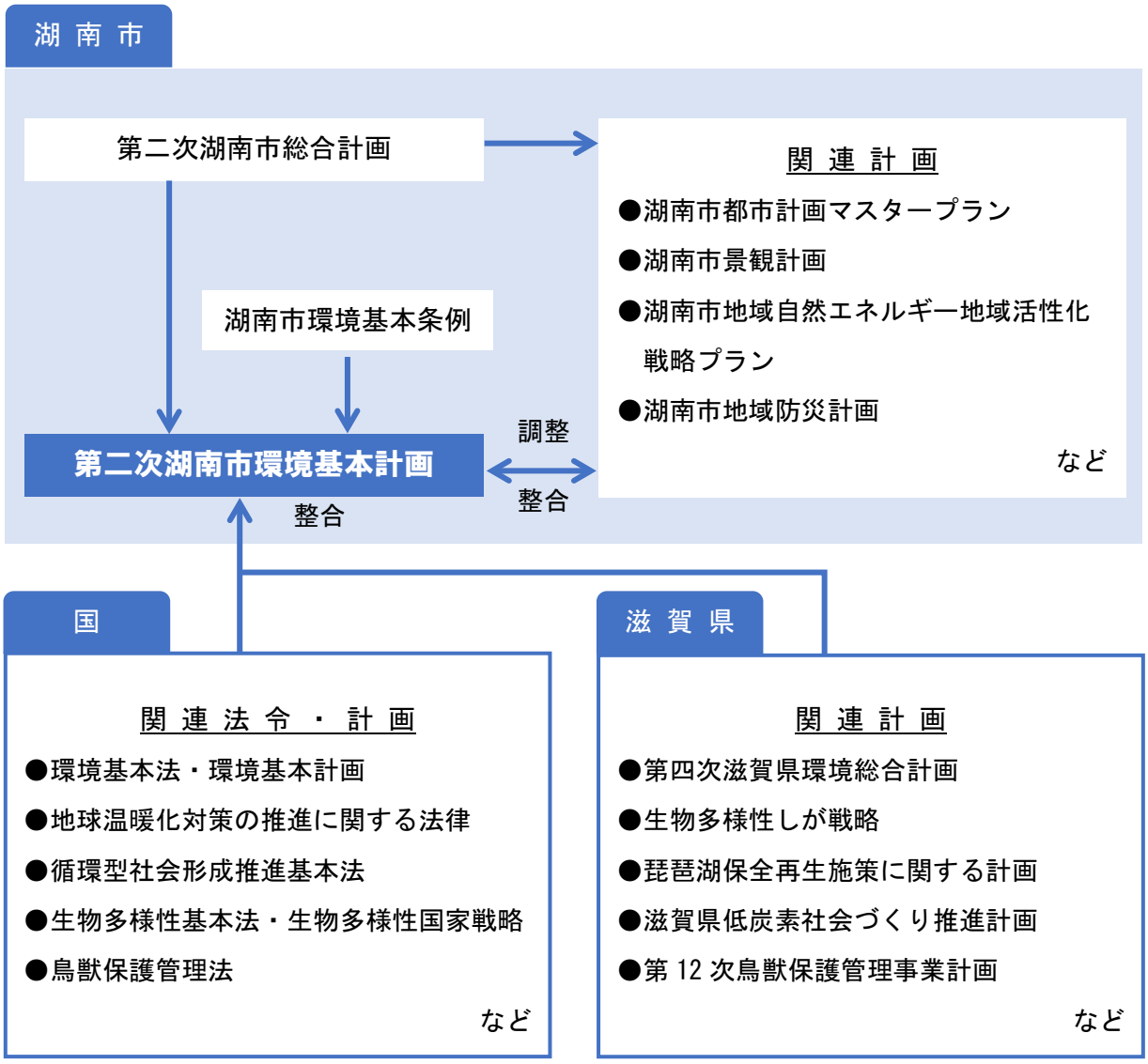
なお、計画策定のポイントは以下のとおりです。

① 環境の現状・社会情勢の変化に対する対応
② 上位計画や関連計画との整合
③ 現行計画の進捗状況の反映と既存施策の見直し
④ 市民、事業者、市など各主体の役割の明確化

２．　位置づけ

本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、第二次湖南市総合計画を環境面から推進する部門別計画として位置づけられています。

また、市が実施する関連計画を環境保全などの視点から調整し、整合を図るものです。



【計画の位置づけ】

３．　計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の項目と内容は、次のとおりです。

【計画の対象範囲】

項　目	内　容
自然環境	南北の山系（阿星・岩根）、里地里山、河川、生物多様性（動植物）　など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、環境美化　など
快適環境	公園緑地、水辺環境、歴史・文化財、景観　など
地球環境	資源循環（廃棄物・エネルギー）、河川を軸として琵琶湖へと連なる流域のつながり（水循環）、地球温暖化　など
人づくり	環境教育、環境活動、情報発信　など

４．　計画の対象地域

本計画の対象地域は、湖南市の全域です。

５．　計画の期間

本計画は、平成 31 年度（2019 年度）を初年度とし、10 年後である平成 40 年度（2028 年度）の市の環境の将来ビジョンを表すものとして将来像を示すとともに、これを達成するための基本方針を明らかにし、具体的な取組を推進します。また、その間の社会情勢の変化に応じて柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、５年を目処にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。

【計画の期間】



６．　各主体の役割

本計画における各主体の考え方及び役割は、以下のとおりです。なお、来訪者については、通常の場合市民に含めてとらえることとします。

また、本計画を推進する上で欠くことのできない民間団体については、市民・事業者が持つ役割を縦断的に兼ね備えています。

市民･来訪者

- 日常生活における環境にやさしい行動の実践
- 地域の環境保全を目的とした取組への参加
- 環境学習などイベントへの参加
- 廃棄物発生量の低減、３Ｒの推進による循環型社会形成の取組への協力
- 省エネルギーなどによる地球環境保全の推進　など



事　業　者

- 日常的な事業活動が生活環境へ与える影響の軽減
- 地域の清掃活動など地域環境保全の取組への参加
- 廃棄物発生量の低減、３Ｒの推進による循環型社会形成の取組への協力
- 省エネルギーなどによる地球環境保全の推進　など



民間団体　など

市

- 環境保全の視点を重視した事業の実施
- 市民、事業者への情報発信、環境学習による意識向上
- 市職員の業務での環境に優しい行動の実践　など



【各主体の役割】

第２章　環境を取り巻く社会情勢

１．　自然環境に関すること

地球規模での無秩序な開発や気候変動などの地球環境の変化により、多様な遺伝資源の減少・消失を含む生物多様性の喪失が継続しており、現代は「第６の大量絶滅時代」とも言われています。生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が５回あったと言われていますが、現代の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響であると考えられています。平成 29 年（2017 年）12 月の国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）の世界の絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）では、絶滅のおそれのある野生生物は２万 5,821 種に達しています。また、世界の野生生物の分類群ごとの絶滅のおそれの状況を表す「レッドリストインデックス」では、鳥類、哺乳類、両生類及びサンゴ類の統合指標について、絶滅に向かう方向に数値が大幅に悪化しています。

このままの速度で生物多様性が喪われていけば、生物多様性の劇的な喪失とそれに伴う広範な生態系サービス（人々が生態系から得ることができる、食料、水、気候の調節などの様々な便益）の低下が生じる危険性が高いと指摘されており、世界の食料需給や水需給への影響も懸念されています。

国際的な生物多様性保全の動きを受けて、わが国においては平成 20 年（2008 年）に「生物多様性基本法」が施行されました。平成 24 年（2012 年）には、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、生物多様性は以下の４つの危機に直面していると示されています。こうした危機を回避するため、生物多様性を社会に浸透させることや地域における人と自然の関係を見直し、再構築することなどが重要な課題となっています。

第１の危機	開発や乱獲など、人間活動による負の影響。 開発による森林の伐採や、希少な動植物の乱獲や盗掘などにより、多様な生きものの生息環境が悪化しています。
第２の危機	里地里山の荒廃など、自然に対する人間の働きかけの縮小による影響。 水田の畔や里山など、人が手を掛けることで維持されてきた環境に生息する生きものが、耕作放棄地や荒れた里山の増加によって減少しています。
第３の危機	外来種や化学物質など、人間によって持ち込まれたものによる影響。 ブラックバスやオオキンケイギクなどの外来種の移入や農薬の乱用などが、在来種の減少や外来種と在来種の交雑など、生態系へ様々な悪影響を与えています。
第４の危機	地球温暖化に起因する地球環境の変化による影響。 地球温暖化による気候変動の影響によって生息環境が変わり、高山性の動植物などが絶滅する可能性があるほか、マツ枯れ被害の拡大、害虫などの発生量の増加などが予想されます。

【生物多様性の４つの危機】

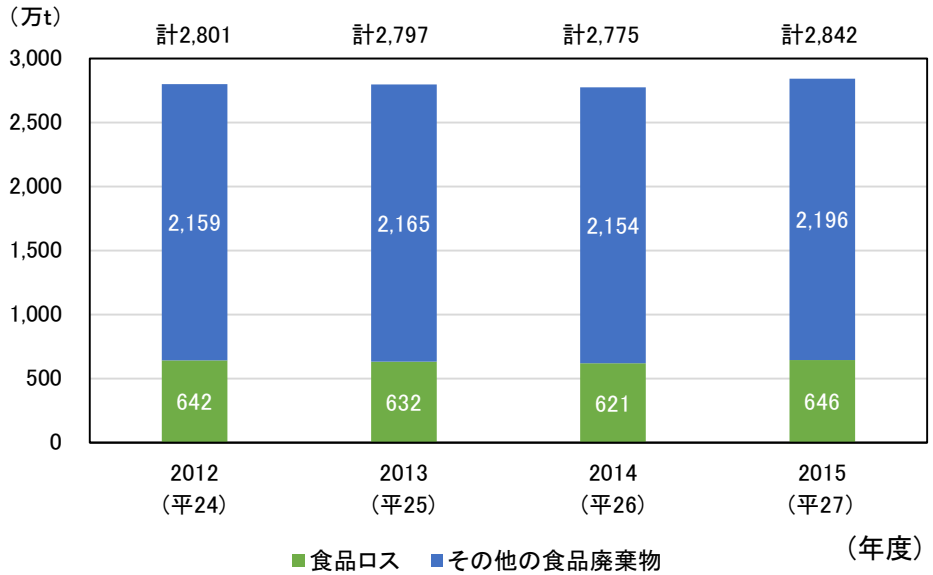
２．　生活環境に関すること

わが国の大気、水、土壌の環境汚染などの状況について、環境基準の達成状況は概ね改善傾向にあり、かつて全国的に生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を挙げているものの、重金属などによる土壌汚染や建築物中のアスベスト、無害化処理が完了していないポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）といった負の遺産が未だ問題となっています。また、微小粒子状物質（ＰM2.5）や光化学オキシダントへの対応など大気環境の課題、琵琶湖など閉鎖性水域の富栄養化といった水質環境の課題も未だ残っています。

こうした汚染への対応は、新たな産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、市民の健康や生活環境を守る上で、引き続き重要な課題となっています。

３．　資源循環に関すること

地球上の天然資源には限りがあるにも関わらず、石油や天然ガスなど天然資源に対する需要は拡大し続けており、採掘や廃棄に伴う環境負荷が増大するのと同時に、資源制約が経済の足かせとなることが懸念されています。一方、わが国では、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などにより資源の生産性や循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少したものの、近年は横ばいとなっており、今後、従来取り組んできた３Ｒなどの資源生産性を高めるための取組を一層強化することが求められています。特に、わが国の食品ロス量は平成 27 年度（2015 年度）推計で年間 646 万ｔ、年間１人当たりに換算すると約 51kg を捨てていることになっており、食品ロスの削減に向け、食品を購入する場面での「買い方を変える」取組について、消費者の理解の下、事業者の協力を得て進めていくことが重要な課題となっています。



【日本の食品ロス・食品廃棄物量の推移】

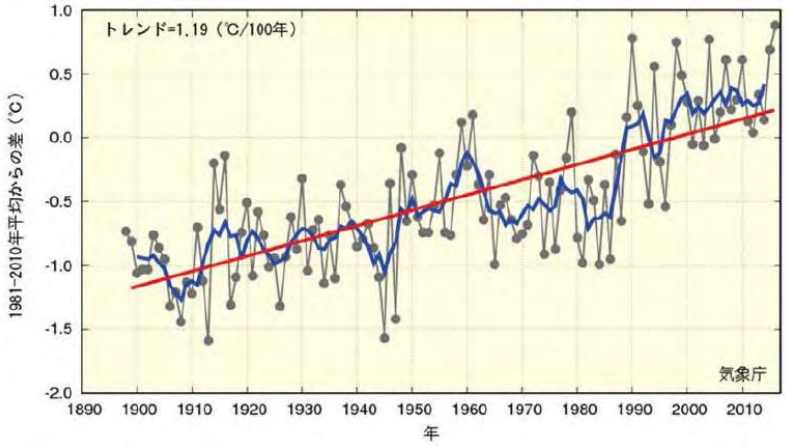
資料：我が国の食品ロス・食品廃棄物等の利用状況等（環境省・農林水産省）

４．　地球環境に関すること

（１）地球温暖化の将来予測

気候変動による影響は、自然災害のリスクを増幅させることが懸念されています。気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）第５次評価報告書によると、“気候システムの温暖化には疑う余地はない”“20 世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間の影響の可能性が極めて高い”という考え方が示されており、気候変動を放置すれば人間と生態系に深刻で広範、かつ取り返しのつかない影響が及ぶ可能性が高まるとされています。

近年 30 年の各 10 年間の世界平均気温は､1850 年以降のどの 10 年間よりも高温となっており、さらに、将来（2081 年～2100 年）の世界の平均気温は、現状を上回る地球温暖化対策を実施しない場合、現在（1986 年～2005 年）の平均気温よりも最大で 4.8℃上昇すると予測されています。わが国においても 100 年あたりの年平均気温が 1.19℃の割合で上昇しており、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響が懸念されています。



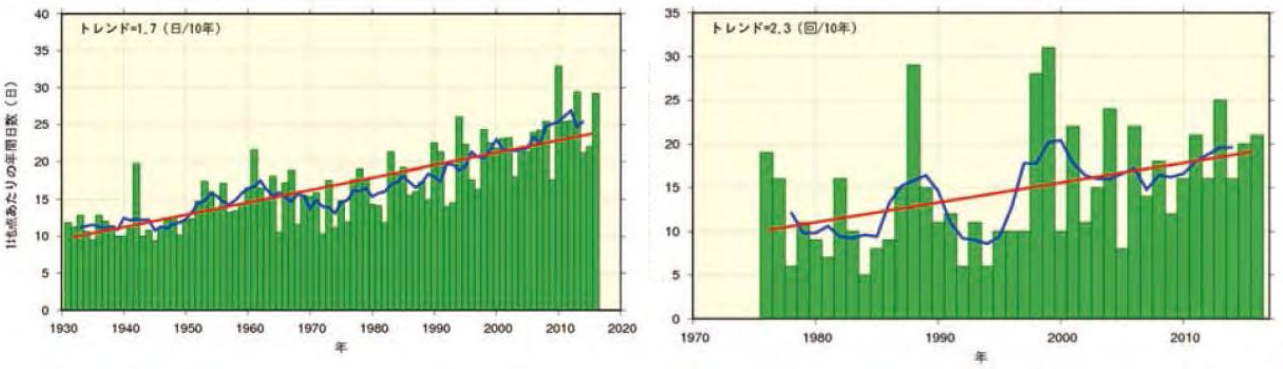
【日本における年平均気温の経年変化】

資料：気候変動監視レポート 2016（気象庁）

（２）気候変動によるリスク

気候変動に関連すると思われる干ばつ、洪水、豪雨などの災害は、1980 年代に比べ 2000 年代に入ってから増加しています。また、極端な異常気象、海面上昇による島国沿岸の浸水、深刻な干ばつによる食料不足やデング熱など感染症の世界的な拡大も発生しています。

わが国においても例外ではなく、熱帯夜や豪雨日数の増加、熱中症患者の増加、ブナ林の減少やサンゴの白化など生態系への影響の拡大、農作物の品質低下、季節型産業の衰退など、社会的・経済的な影響が懸念されます。



【日最低気温 25℃以上（熱帯夜）の年間日数】【アメダス地点で降水量が 80㎜/h 以上となった年間の回数】

資料：気候変動監視レポート 2016（気象庁）

（３）温室効果ガスの排出量削減の取組

国際的な気候変動への対応として平成 27 年（2015 年）12 月に採択されたパリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を２℃未満に抑えるとともに 1.5℃に抑える努力を追求すること、また、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収を均衡させる（排出量を実質ゼロにする）ことを目指しています。平成 29 年（2017 年）６月、米国がパリ協定から脱退を表明しましたが、この直後、わが国は、パリ協定の実施に向けての強固な意思を表明したことをはじめ、世界各国がパリ協定に対するコミットメントを再表明しており、各国で温室効果ガス排出の緩和に向けた取組が進められています。

わが国においても、パリ協定への対応として、平成 28 年（2016 年）５月に地球温暖化対策計画を策定しており、平成 42 年度（2030 年度）までに温室効果ガス総排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減すること、また、長期的な目標として平成 62 年度（2050 年度）までに温室効果ガス総排出を 80%削減することなどを示しています。

わが国の直近３年間の温室効果ガス排出量は減少しているものの、原子力発電所の運転停止が長期化していることに加え、新増設が計画されている石炭火力発電所、オゾン層破壊物質からオゾン層破壊効果を有さない代替フロンへの転換の進展、温室効果の高いフロン類を使用した冷凍空調機器の廃棄の増加など、今後の排出量の増加要因が存在しており、目標達成に向けて取り組むべき課題は山積となっています。

（４）国のエネルギー政策

東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー政策が見直され、平成 24 年（2012 年）７月から再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国各地で進んでいます。しかし、日本のエネルギー自給率は平成 27 年度（2015 年度）推計値ではわずか７％と、諸外国に比べ低い値となっています。このような状況で国は、平成 26 年（2014 年）４月に東日本大震災後初となるエネルギー基本計画を策定し、平成 42 年度（2030 年度）の総発電電力量のうち、徹底した省エネルギーにより 17%程度を削減し、電源構成の 22～24%程度を再生可能エネルギーで賄うとしています。今後は積極的な再生可能エネルギーの導入とより一層の省エネルギー対策が必要とされています。

５．　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、平成 27 年（2015 年）９月の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。2030 アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

ＳＤＧｓは、気候変動や生物多様性など環境と大きな関わりのある項目のほかに、持続可能な消費と生産、教育、雇用など、一見環境とは関係のなさそうな分野についてもゴールが掲げられています。これは、ＳＤＧｓは環境がすべての根幹にあるという考えの下、相互に関係する複数の目標を総合的に解決することにより、持続可能な社会の実現を目指していることによるものです。

近年、地球温暖化を始めとする環境問題は複雑化・深刻化するとともに、これを取り巻く社会も人口減少や高齢化など大きく変化しており、これらの問題を解決するために環境・経済・社会の総合的向上が求められています。

６．　国・県などの環境政策動向

（１）環境施策などに関する近年の動向

環境施策などに関する近年の国際、国、県、市の動向は以下のとおりです。

【環境施策などに関する動向（1/2）】

年	国際社会	国	滋賀県	湖南市
1990 （平成２）		「地球温暖化防止行動計画 第一行動計画」策定		
1992 （平成４）	「気候変動に関する国際連合枠組条約」採択			
1993 （平成５）		環境基本法施行		
1994 （平成６）	「気候変動に関する国際連合枠組条約」発効	「環境基本計画」策定	「第２期琵琶湖水質保全計画」策定 ごみ散乱防止条例施行	
1995 （平成７）		「生物多様性国家戦略」策定	環境基本条例改正施行	
1996 （平成８）				
1997 （平成９）	ＣＯＰ３で「京都議定書」を採択		「第３期琵琶湖水質保全計画」策定 「滋賀県環境総合計画」策定	
1998 （平成 10）		「地球温暖化対策推進大綱」決定 「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行		
1999 （平成 11）			「地球温暖化防止対策地域推進第１次計画」制定	
2000 （平成 12）		グリーン購入法、建設リサイクル法、循環型社会形成推進基本法、食品リサイクル法施行 「新環境基本計画」策定	「マザーレイク 21 計画」策定	
2002 （平成 14）		「大綱」の改定 「京都議定書」批准 土壌汚染対策法、自動車リサイクル法、自然再生推進法施行 「新・生物多様性国家戦略」策定	「第４期琵琶湖水質保全計画」策定 「廃棄物処理計画」策定	
2003 （平成 15）		環境保全活動・環境教育推進法施行 「循環型社会形成推進基本計画」策定 「エネルギー基本計画」策定	自然公園条例改正 「地球温暖化対策推進計画」策定	
2004 （平成 16）		「ヒートアイランド対策大綱」決定 外来生物法、景観法施行	琵琶湖森林づくり条例制定 「新滋賀県環境総合計画」策定 「しが新エネルギー導入戦略プラン」策定	湖南市誕生
2005 （平成 17）	「京都議定書」の発効	「京都議定書目標達成計画」策定		

【環境施策などに関する動向（2/2）】

年	国際社会	国	滋賀県	湖南市
2006 （平成 18）		「第三次環境基本計画」策定	「湿地再生琵琶湖宣言」採択 「第二次滋賀県廃棄物処理計画」策定 「滋賀県地球温暖化対策推進計画」改定	「湖南市総合計画」策定
2007 （平成 19）	ＩＰＣＣ第４次評価報告書	「第二次エネルギー基本計画」策定	「野生動植物との共生に関する基本計画」策定 「第５期琵琶湖水質保全計画」策定	湖南市環境基本条例制定 「湖南市国土利用計画」策定
2008 （平成 20）		温対法改正 生物多様性基本法施行 「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定	「持続可能な滋賀社会ビジョン」策定 「第二次緑化基本計画」策定	「湖南市総合計画」改定 「湖南市都市計画マスタープラン」策定
2009 （平成 21）	ＣＯＰ15 で「コペンハーゲン合意」に留意することを合意		「第三次滋賀県環境総合計画」策定	「湖南市環境基本計画」策定
2010 （平成 22）	ＣＯＰ16 で「カンクン合意」を採択	地球温暖化対策基本法案 「第三次エネルギー基本計画」策定 生物多様性条約第10回目締約国会議（名古屋市）開催	「琵琶湖森林づくり基本計画」改定	
2011 （平成 23）	ＣＯＰ17 で「ダーバン合意」を採択	※東日本大震災発生（３月 11 日） 「世界低炭素成長ビジョン－日本の提言」表明	「第三次滋賀県廃棄物処理計画」策定 「マザーレイク 21 計画（第２期改定版）」策定	
2012 （平成 24）	ＣＯＰ18 で「ドーハ合意」を採択	「都市の低炭素化の促進に関する法律」施行 「生物多様性国家戦略 2012－2020」策定 「第四次環境基本計画」策定	「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」策定 「第６期琵琶湖水質保全計画」策定	
2013 （平成 25）	ワルシャワ（ポーランド）でＣＯＰ19 開催	「第三次循環型社会形成推進基本計画」策定	「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」策定	
2014 （平成 26）	リマ（ペルー）でＣＯＰ20 開催		「第四次滋賀県環境総合計画」策定	「湖南市景観計画」策定
2015 （平成 27）	エルマウ（ドイツ）で先進７か国首脳会議開催 パリ（フランス）でＣＯＰ21 開催、「パリ協定」採択 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択	「日本の約束草案」発表 琵琶湖の保全及び再生に関する法律施行	「生物多様性しが戦略」策定 琵琶湖森林づくり条例改正	「湖南市地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」策定 「湖南市きらめき・ときめき・元気創生総合戦略」策定
2016 （平成 28）	マラケシュ（モロッコ）でＣＯＰ22 開催。「パリ協定」を発効	「地球温暖化対策計画」策定 パリ協定に締約	「しがエネルギービジョン」策定 「第四次滋賀県廃棄物処理計画」策定	「湖南市景観計画」改定 「第二次湖南市総合計画」策定
2017 （平成 29）	ボン（ドイツ）でＣＯＰ23 開催		「琵琶湖保全再生施策に関する計画」策定 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」改定	
2018 （平成 30）		「第五次環境基本計画」策定		

（２）五次環境基本計画（国）

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、これまでに４回（平成６年、12 年、18 年、24 年）策定されています。第五次環境基本計画は平成 30 年（2018 年）４月に閣議決定されました。

■目指すべき社会の姿

・「地域循環共生圏」の創造。
・「世界の範となる日本」の確立。
・これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。



■計画のアプローチ方法

・ＳＤＧｓの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。
・地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上。
・幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化し、より幅広い関係者と連携。

■６つの重点戦略

分野横断的な６つの重点戦略を設定し、パートナーシップの下、環境・経済・社会の統合的向上を具体化。また、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からイノベーションを創出。

①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

○ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大
○税制全体のグリーン化の推進
○サービサイジング、シェアリング・エコノミー
○再エネ水素、水素サプライチェーン
○都市鉱山の活用 など


洋上風力発電施設

②国土のストックとしての価値の向上

○気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり
○生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）
○森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の活用も含めた森林整備・保全
○コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ
○マイクロプラスチックを含めた海洋ごみ対策 など


土砂崩壊防備保安林

③地域資源を活用した持続可能な地域づくり

○地域における「人づくり」
○地域における環境金融の拡大
○地域資源・エネルギーを活かした収支改善
○国立公園を軸とした地方創生
○都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
○都市と農山漁村の共生・対流 など


バイオマス発電所

④健康で心豊かな暮らしの実現

○持続可能な消費行動への転換
（倫理的消費、COOL CHOICEなど）
○食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
○低炭素で健康な住まいの普及
○テレワークなど働き方改革＋CO_2・資源の削減
○地方移住・二地域居住の推進＋森・里・川・海の管理
○良好な生活環境の保全 など


森里川海のつながり

⑤持続可能性を支える技術の開発・普及

○福島イノベーション・コースト構想
（再エネ由来水素、浮体式洋上風力など）
○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
○バイオマス由来の化成品創出
（セルロースナノファイバーなど）
○AI等の活用による生産最適化 など


セルロースナノファイバー

⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

○環境インフラの輸出
○適応プラットフォームを通じた適応支援
○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
○「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 など


日中省エネ・環境フォーラム

出典：第五次環境基本計画の概要

■重点戦略を支える環境政策

重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策
パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施


フロンガス回収
（環境省HPより）

○循環型社会の形成
循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施


廃棄物分別作業
（環境省HPより）

○生物多様性の確保・自然共生
生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施


絶滅危惧種
（イタセンバラ）

○環境リスクの管理
水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策


水環境保全
（環境省HPより）

○基盤となる施策
環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報　等


環境教育
（環境省HPより）

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応
中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、
放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、
災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等　等


中間貯蔵施設
土壌貯蔵施設

出典：第五次環境基本計画の概要

（３）第四次滋賀県環境総合計画（県）

滋賀県は、滋賀県環境基本条例第 12 条に基づき、平成９年（1997 年）９月に「滋賀県環境総合計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後、法令や社会情勢の変化を踏まえながら５年ごとの見直しを行い、平成 26 年（2014 年）10 月に「第四次滋賀県総合計画」を策定しました。

第四次滋賀県環境総合計画では、第三次計画に掲げた将来の姿「持続可能な滋賀社会」と２つの長期的目標である「低炭素社会の実現」および「琵琶湖環境の再生」を基礎としながら、環境を取り巻く状況の変化や東日本大震災を契機とした、県民などの環境に対する意識変化などを踏まえつつ、目指すべき将来の姿“「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造”の実現に向けて取組を推進しています。

■計画の性格と役割

・滋賀県環境基本条例に基づく、県の環境施策の基本計画。
・環境の保全に関する基本目標、施策の展開、行動視点など重要事項を定める。
・県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与する計画。

■計画期間

平成 26 年度（2014 年度）～平成 30 年度（2018 年度）

■滋賀の環境の現状と課題

【琵琶湖環境】
〇これまでの水質浄化対策の推進により、琵琶湖の水質は改善傾向。富栄養化が抑制。
〇在来魚介類の減少、外来水生植物の異常繁茂、湖底環境の変化。
→「森～川～里～湖」といった広域視点の調査研究を進め、水質・生態系の保全、再生が必要。

【自然環境】
〇外来生物やニホンジカなど特定の野生生物の繁殖、水草の異常繁茂などによる生態系への影響が懸念。
〇農林水産業の就業人口の減少や従事者の高齢化、生活様式の変化による森林など自然環境の維持管理不足。
→人と自然の関わりの再構築や生物多様性の保全、保全活動しやすい仕組みづくりや事業の実施が必要。

【地球温暖化】
〇琵琶湖の平均気温及び水温は上昇傾向。
→生活や産業、生態系への影響懸念。
〇県内の温室効果ガス総排出量は平成 21 年度以降増加傾向。
→化石燃料に依存しすぎない低炭素社会づくりが必要。
→再生可能エネルギーの導入や省エネ行動の定着、環境配慮型製品の普及が必要。

【大気・化学物質】
○大気汚染物質については環境基準を達成。
○光化学オキシダントや微小粒子状物質（ＰM2.5）は環境基準未達成。
→工場や事業場などからの汚染物質の排出抑制や化学物質の適正管理が必要。

【廃棄物・資源循環】
○ごみ排出量は減少傾向。
→引き続き資源化や廃棄物の適正処理に向けた取組を進めることが必要。
○不法投棄の発生件数は減少傾向。
→警察、近隣市町、地域住民との連携強化や監視取締活動による未然防止対策の強化が必要。

■長期的な目標
目指すべき将来の姿「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」
【低炭素社会の実現】
平成 42 年（2030 年）における滋賀県の温室効果ガス排出量を平成２年（1990 年）比で 50%削減
【琵琶湖環境の再生】
琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境の確保
遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりの再生

■施策展開の基本的な視点
Ⅰ　環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造
　Ⅰ－１　主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます。
　Ⅰ－２　環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます。

Ⅱ　琵琶湖環境の再生と継承
　Ⅱ－１　活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します。
　Ⅱ－２　生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます。

Ⅲ　低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
　Ⅲ－１　低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます。
　Ⅲ－２　環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます。
　Ⅲ－３　廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく３Ｒ取組のステップアップを進めます。

■横断的仕組みづくり

今後さらに複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に柔軟に対応し、施策の展開を効果的に進めるための仕組みは以下のとおりです。



出典：第四次滋賀県環境総合計画（概要版）

（４）第二次湖南市総合計画（市）

■策定の趣旨

本市では平成 18 年度（2006 年度）を初年度とする総合計画「2015 夢おこし・明日づくりの物語」を作成しました。まちの将来像として「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう　きらめき湖南」を定め、その実現に向け様々な施策に取り組んできました。

総合計画が平成 27 年度（2015 年度）で終了することから、様々な社会情勢の変化とそれに伴う新たな課題に対応した施策展開を図るため、平成 28 年度（2016 年度）に第二次湖南市総合計画を策定しました。

■計画期間

①基本構想：平成 28 年度（2016 年度）～平成 37 年度（2025 年度）
②基本計画：前期基本計画の期間は平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

■湖南市の現状と課題

本市では国や県などの社会動向やアンケート調査結果を踏まえ、まちの特性と課題を 12 個に分類・整理しています。

（１）安心・安全のまちづくり
・近年多発する局地的豪雨などの自然災害を踏まえ、日頃から市民の防災意識を高めるとともに、地域防災力向上のための支援が必要。
・防犯や交通安全に対する意識を高め、活動に取り組むことが必要。

（２）人権を尊重したまちづくり
・市民一人ひとりが「人権」について正しい理解と認識を深め、心のバリアを解消していくことが重要。

（３）市民参加によるふるさとづくり
・「湖南市地域まちづくり協議会条例」を制定して進められているが、参加者の固定化や人材不足などが問題。
・市民が地域への誇りと愛着、協働の重要性を再確認し、ふるさとづくりに積極的に参加することが必要。

（４）豊かな自然とともに暮らす
・本市の中心を流れる野洲川は、市民の憩いの空間となるだけでなく、共有の財産として市民の手による保全活動が進んでいる。また、豊かな森林、田園風景が多く見られる。
・市民と企業、行政がともに自然環境の保全や活用に取り組む態勢を構築することが必要。

（５）持続的発展を導く環境整備
・本市は、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流の要衝であり国道１号と名神高速道路の接続などによって、その好立地性はさらに高められると考えられる。
・恵まれたポテンシャル（潜在能力）を生かし、今後とも発展し続ける環境づくりが必要。

（６）利便性の高い交通ネットワークの形成

・市内の道路の一部では朝夕の通勤・通学時間帯に渋滞が生じており、道路交通や公共交通の利便性を高めた交通ネットワークを形成することが必要。

・駅舎のバリアフリー化、コミュニティバスの充実、歩行者や自転車が安心して通行できる安全な道づくりや駅の周辺市街地環境の向上を図っていくことが必要。

（７）商業サービスの強化と充実

・市街地や住宅地における小規模小売店が減少し、車に頼ることができない高齢者や学生などの市民にとって日常の消費生活が不便な状態が見受けられ、交通網の充実や多様な形態の商業サービスの提供、商業施設の更なる充実が必要。

（８）観光ネットワークの形成

・じゅらくの里など多彩なレクリエーション施設やうつくし松をはじめとした自然資源とのネットワークを形成するとともに、グローバルな観光客を迎え入れるための環境整備が必要。

・地域の特産品のブランド化とともに、関係機関と連携した一層のＰＲが必要。

（９）地域での教育・福祉・健康のネットワークづくり

・先進的な福祉環境と高い市民意識を生かしながら、子どもや子育て家庭、障がい者、高齢者が安心できるあたたかい地域福祉のネットワークづくりが必要。

・大人だけでなく子どもも含めた誰もが心と身体の健康を守るための活動に積極的に取り組めるような支援が必要。

（10）心豊かな人づくり

・青少年が積極的に社会に関わりを持ち、人間性と社会性を養えるよう、人権尊重の精神に基づきながら青少年の健全育成に取り組むことが必要。

・学校教育、社会教育、家庭教育、そのほかさまざまな場や機会における学習の充実・環境整備が必要。

・地域の抱える課題が多様さと複雑さを増しており、課題解決の担い手を育てるための取り組みが必要。

（11）歴史文化を大切にするまちづくり

・本市の多様な歴史遺産を保全・継承するとともに、その周辺を含めた環境づくりなどに取り組むことが必要。

（12）地域の自然エネルギーを活用するまちづくり

・自然エネルギーの活用をさらに広げていくため、市民や事業者、行政などが一丸となって取り組んでいくことが必要。

■目指すべき将来の姿

「ずっとここに暮らしたい！　みんなで創ろう きらめき湖南」

■施策の体系

	施　策	みんなで進める身近な取り組み例
みんなで共に進めるしくみをつくろう	1 市民主体のまちづくりの推進	●まちづくりに関心を持ち、参加機会を積極的に活用しましょう。
	2 すべての人の人権尊重の推進	●行政などが開催する人権学習の機会や啓発活動に参加するなど、人権問題について主体的に学びましょう。
	3 男女共同参画の推進	●家庭で話しあい、協力して、家事、育児、介護などを行いましょう。
	4 特色あるふるさとづくり	●地域のイベントなどには積極的に参加しましょう。
	5 多文化共生のまちづくり	●ふれあいの地域づくりのため、「こんにちは」、「ありがとう」など、日常のあいさつを交わしましょう。
	6 情報ネットワークの構築	●自分が住んでいる地域に関心を持ち地域情報の共有に努めましょう。
うるおいのあるまちをつくろう	1 環境の保全	●身近な地域をごみのない美しいまちにしていきましょう。
	2 循環型社会の形成	●屋上緑化や緑のカーテンに取り組みましょう。
	3 エネルギー・経済の循環による活性化の推進	●行政などが開催する市民連続講座や啓発活動に参加するなど、自然エネルギーについて学びましょう。
	4 上下水道の整備	●日頃から節水に努め、水を大切にしましょう。
	5 身近な公園・緑地の整備	●公園を大切にし、きれいで快適な公園のための維持管理への参加に努めましょう。
活気あるまちをつくろう	1 市街地・住環境の整備	●住宅地や市街地において緑化推進や景観形成へ向けた活動への参加、協力に努めましょう。
	2 道路網、河川の整備	●身近な道路の植栽の手入れや美観形成に協力しましょう。
	3 公共交通の充実	●公共交通に対する理解と関心を深め、できるだけ車を使わず、バスや鉄道を利用しましょう。
	4 農林業の振興	●森林ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
	5 工業の振興	●地場産品に対する誇りを持ち、できるだけ地場産品・製造品の購入に努めましょう。
	6 雇用の促進と勤労者福祉の充実	●互いの人権を尊重し、差別のない職場づくり、地域づくりを実践しましょう。
	7 商業の振興	●日々の暮らしにおいて、地元消費に心がけましょう。
	8 観光の振興	●地域の情報を様々な手法で発信しましょう。
ほっとする暮らしをつくろう	1 健康づくりの推進	●自分の健康は自分で守る意識を高め、生活習慣改善へのきっかけとして健康診査を積極的に受診しましょう。
	2 医療の充実	●かかりつけ医、かかりつけ薬局を持つようにしましょう。
	3 子育て支援の充実	●子育てをみんなで応援する地域を築きましょう。
	4 障がい者の自立支援の充実	●障がいのある人もない人も、共にいきいきと暮らせる社会を築きましょう。
	5 高齢者の自立支援の充実	●認知症への関心と理解を深めるとともに、近所の高齢者に声をかけるなど、あたたかく見守りましょう。
	6 地域福祉の推進	●自分にできる地域の支えあいやボランティア活動に参加しましょう。
	7 危機管理体制の整備	●住んでいる地域の災害の危険性、災害が起こったときの避難方法などについて学習しましょう。
	8 安全な地域づくりの推進	●家族同士や近所同士で防犯意識を高めあい、防犯活動にも積極的に参加しましょう。
いきいきとした暮らしをつくろう	1 人権教育の推進	●人権まちづくり懇談会や啓発講座に積極的に参加しましょう。
	2 就学前教育・学校教育	●地域の子どもたちの成長を、すべての大人たちが協力し、地域ぐるみで守り育てましょう。
	3 若者の社会参画	●青少年を理解し、周囲が活動を支援しましょう。
	4 社会教育の推進	●生涯を通じて学びあい、高めあえるよう、生涯学習活動に参加しましょう。
	5 スポーツの振興	●自分にあったスポーツを見つけ、余暇を利用してスポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりを継続的に行いましょう。
	6 歴史文化の継承と活用	●市や身近な地域の歴史文化にふれ、知識を深め、大切にしましょう。
	7 文化芸術活動の振興	●湖南市の香り高い文化の創造に向けて、それぞれの立場で積極的に文化芸術活動や交流イベントに参加しましょう。

出典：第二次湖南市総合計画　概要版

（５）湖南市地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン（下位・関連計画）

■策定の趣旨

本市では湖南市地域自然エネルギー基本条例に掲げる基本理念に沿って、地域資源を活かした自然エネルギーの積極的な活用に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減に寄与するとともに、地域が主体となった持続的発展可能な地域社会構築のための戦略を示すことを目的に平成26年度（2014年度）に湖南市地域自然エネルギー地域活性化戦略プランを策定しました。

■計画期間

平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）

■対象となる自然エネルギーなどの範囲

・太陽光を利用して得られる電気、太陽熱、太陽熱を利用して得られる電気、風力を利用して得られる電気、水力発電設備を利用して得られる電気（出力1,000kW 以下）、バイオマスを利用して得られる燃料・熱・電気
・天然ガスコージェネレーション、燃料電池、蓄電池、クリーンエネルギー自動車

■自然エネルギーなどを活用した取組状況

（１）太陽光発電
・全国に先駆けて、平成９年（1997年）に市民共同発電所「てんとうむし１号」を稼働するなど、市民が主体となった太陽光発電が普及。また、コナン市民共同発電所などを見学するコナン・ツーリズムを実施。
・売電収入を地域商品券で配当する仕組みを導入しており、地域自然エネルギーを核とした地域経済の活性化に貢献。
・公共施設への率先導入や、市内企業からの寄附による中学校への導入、自治会における導入など、市内各地で太陽光発電設備が普及。

（２）バイオマス燃料製造
・市内企業において、食品メーカーや給食センターから集めた廃食用油を農業用ボイラーの燃料として活用したり、ＢＤＦに精製し、自社のトラックやフォークリフト、温泉用ボイラーの燃料として活用する取組が実施。
・公共施設についても、温泉施設ゆららの露天風呂のボイラーの補助燃料として、B100を利用。

（３）小水力発電
・東寺地区において、地域住民が主体で農業水利施設を活用した水力発電事業などによるエネルギーの地産地消の取り組みを支援し、農村の活性化を図る『農村の「近いエネルギー」活用推進事業』の実証実験を実施。

（４）市民連続講座
・地域住民が主体となって身近な自然エネルギーを最大限活用し、地域経済の自立・循環・活性化を実現するため、全国の先進事例の取組などを紹介する市民連続講座を開催。

（５）省エネルギーに関する取り組み

・電力の見える化事業として、20 世帯にＨＥＭＳ機器を設置。

・公共施設や自治会・商店街などの街路灯についてＬＥＤを導入。

■地域自然エネルギーの活用によってめざす姿

「地域にある自然エネルギーを活用した持続的なまちづくり」

■基本方針

（１）エネルギー・経済の循環による地域活性化の推進

・地域固有の資源である自然エネルギーの活用を通して、エネルギーの循環だけでなく、その利益の地域循環や、市民・事業者の交流を促進することにより、地域活性化を推進。

（２）自立分散型のエネルギー確保

・消費地に近い場所で発電などができる自然エネルギーの特徴を活かし、地域主導による自立分散型エネルギーの導入を促進し、市民の暮らしや地域産業を支えるエネルギーの地産地消を推進。

（３）地球温暖化防止への貢献

・（１）～（３）の取組を通じて、持続的発展が可能な社会の実現と地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全への貢献。

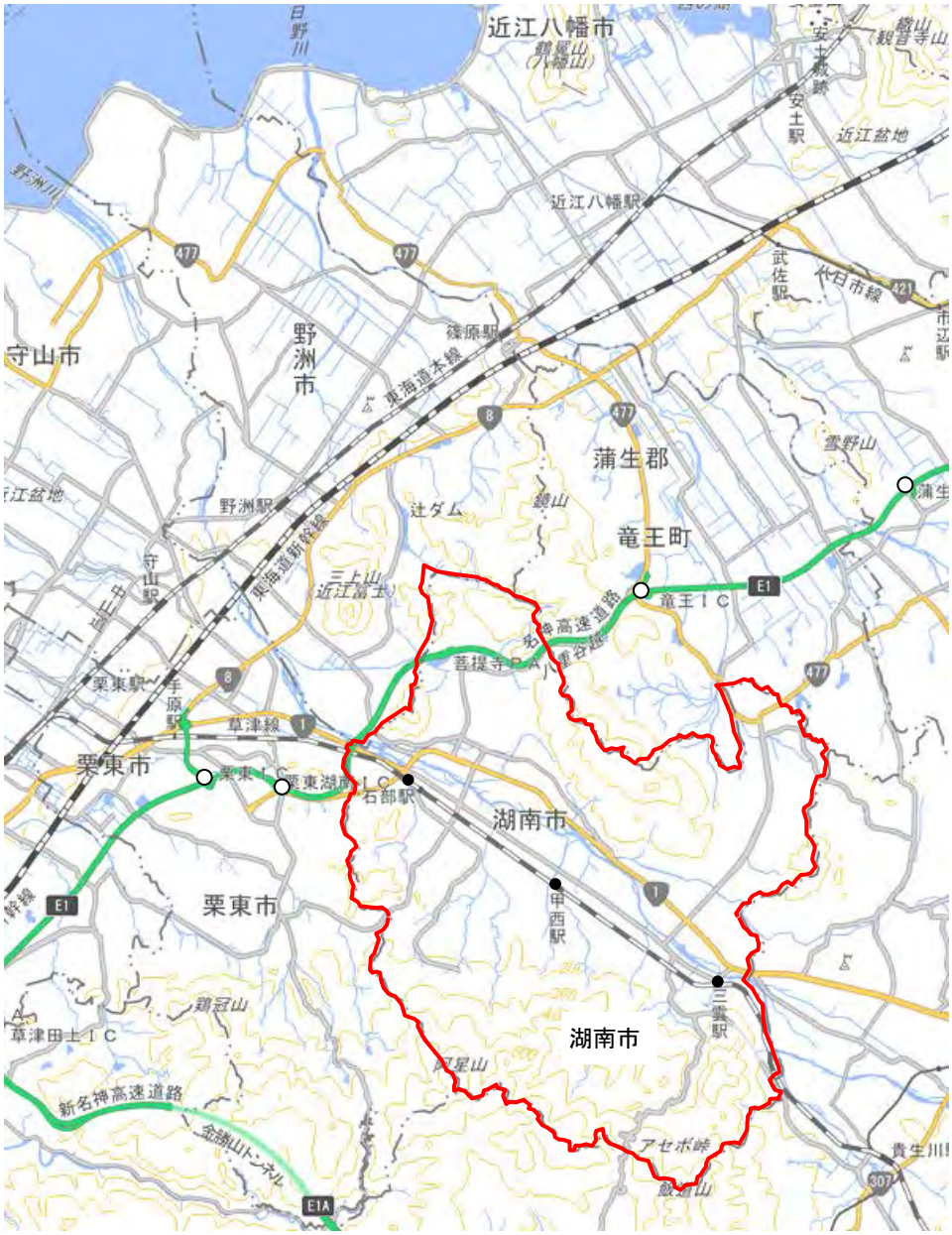
第３章　湖南市の環境の現状と課題

１．　湖南市の概要

（１）位置・地勢

本市は、滋賀県の南東部に位置し、北では野洲市と竜王町、西では栗東市、南と東では甲賀市とそれぞれ接しています。市域は東西に 9.7km、南北に 12.3km の広がりがあり、面積は 70.40km^{2}です。南端には阿星山系、北端には岩根山系を望み、これらの山並みに挟まれるように野洲川が流れています。

野洲川に沿って開けた平野部に本市の市街地が形成されており、国道１号やＪＲ草津線など国土レベルの交通軸が市の東西を貫く大動脈となっています。



【地勢図】

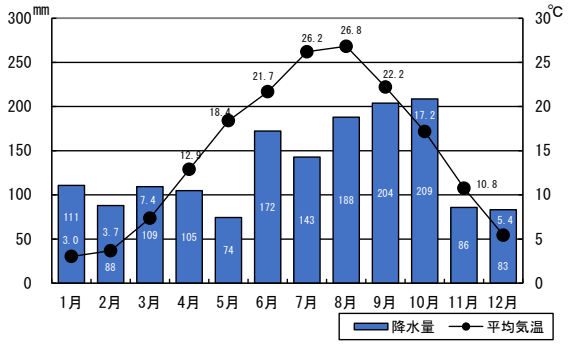
資料：国土地理院

（２）気象

平成 25 年（2013 年）～平成 29 年（2017 年）の５年間における年間降水量の平均値は 1,571mm、平均気温は 14.6℃となっています。

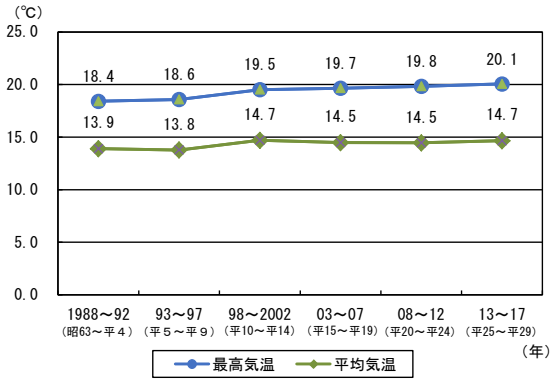
月別の推移を見ると、降水量は５月が最も少なく（74mm）、10 月が最も多く（209mm）なっています。また、平均気温の推移を見ると、８月が最も高く（26.8℃）、１月が最も低く（3.0℃）なっています。

また、平成 25 年（2013 年）～平成 29 年（2017 年）の平均気温は 14.7℃、昭和 63 年（1988 年）～平成４年（2017 年）の平均気温は 13.9℃となっており、気温は上昇傾向にあり、30 年前と比較して、平均気温が 0.8℃、最高気温で２℃近く高くなっています。



【月別降水量および日平均気温の推移】
（平成 25 年（2013 年）～平成 29 年（2017 年）の平均値）

資料：彦根地方気象台（東近江観測所）

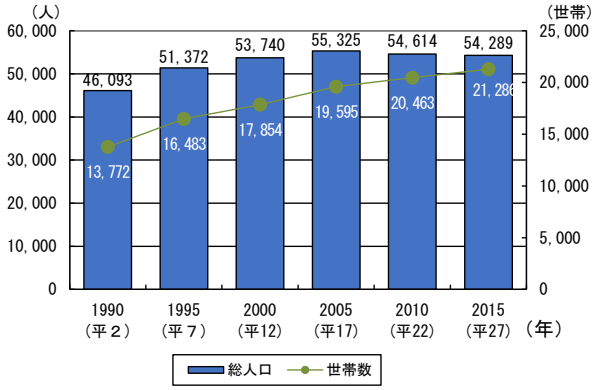


【昭和 63 年（1988 年）～平成 29 年（2017 年）（過去 30 年）における５年平均の年間気象統計の推移】

資料：彦根地方気象台（東近江観測所）

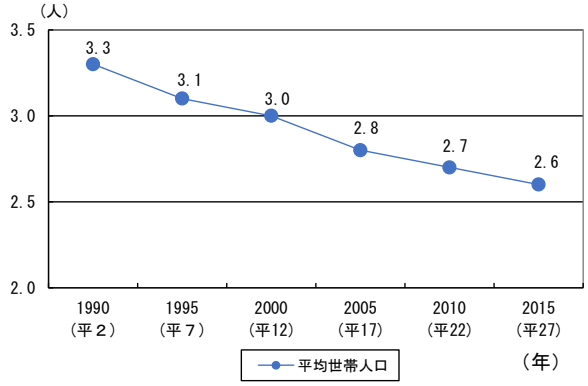
（３）人口

平成 27 年（2015 年）の人口は、54,289 人となっており、平成２年（1990 年）と比べて約 1.2 倍に増加しています。また、世帯数も 21,286 世帯に増え、同年比で約 1.5 倍となっています。しかしながら、平均世帯人口について見ると、平成 27 年は 2.6 人となっており、平成２年の 3.3 人から減少し続けています。



【人口および世帯数の推移】

資料：国勢調査



【平均世帯人口の推移】

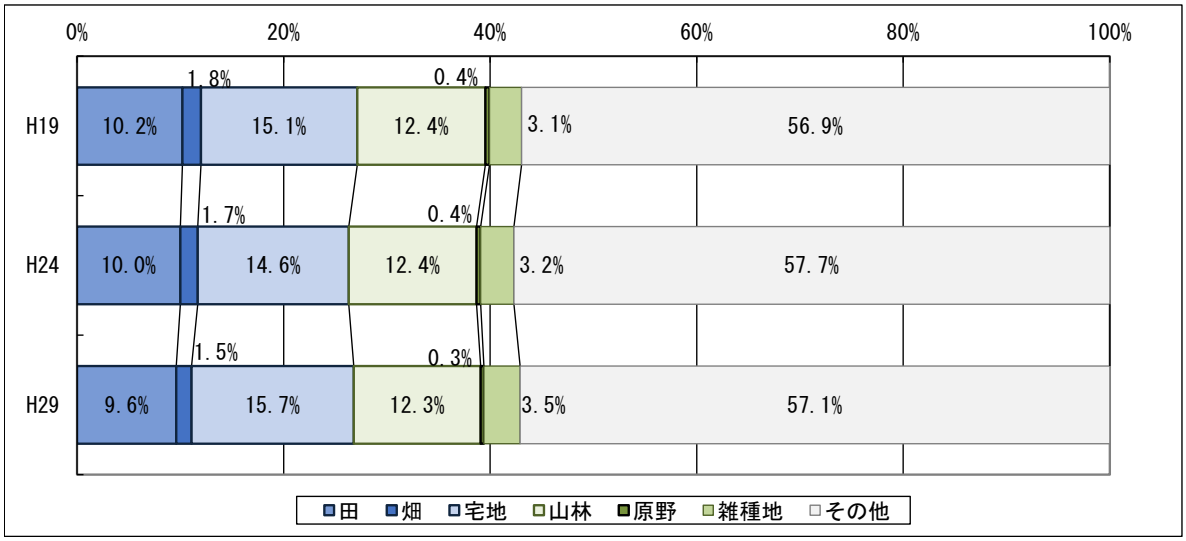
資料：国勢調査

（４）土地利用

① 地目別土地利用

平成 29 年（2017 年）における地目別面積割合を見ると、保安林・河川などを含むその他が約 57%と最も高い割合を占めており、次いで宅地が約 16%、山林が約 12%となっています。

平成 19 年（2007 年）からの経年変化を見ると、田・畑・山林が減少しているのに対し、宅地、雑種地は増加していることがわかります。



【地目別土地利用の推移】

資料：固定資産概要調書（各１月１日）

※その他には、保安林、河川敷、池・沼などが含まれる

② 耕作放棄地

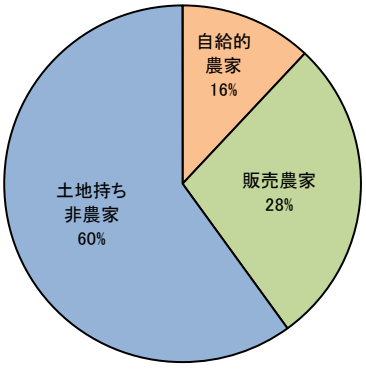
平成 27 年度（2015 年度）における耕作放棄地面積を見ると、総農家、土地持ち非農家を併せて、25.0ha となっており、保有割合は土地持ち非農家が 60%を占めています。

（単位：ha）

年度	耕作放棄地面積※1		
	総農家		土地持ち非農家※4
	自給的農家※2	販売農家※3	
平成12	3	11	－
平成17	3.8	8.5	11.6
平成22	3	5	12
平成27	3	7	15

【平成 27 年度（2015 年度）における耕作放棄地の所有形態別面積割合】

資料：農林業センサス



【平成 27 年度（2015 年度）における耕作放棄地の所有形態別面積割合】

※１ 所有している耕地のうち、過去１年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。
転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。

※２ 経営耕地面積が 30 アール未満かつ農作物販売金額が 50 万円未満である農家をいう

※３ 農家以外で耕地又は耕作放棄地を５アール以上諸州している世帯をいう。

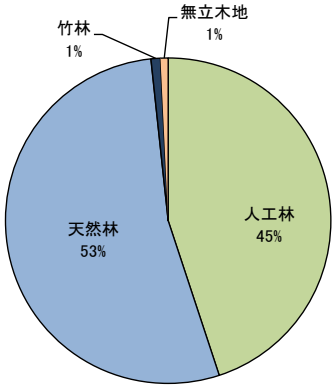
③ 森林面積

本市の総面積は 7,049ha で、そのうち森林面積は 3,657ha となっており、総面積の約 52%を占めています。平成 27 年度（2015 年度）における森林面積を見ると、天然林の割合が 53%多く、次いで人工林が 45%、となっています。

（単位：ha）

年度	人工林	天然林	竹林	無立木	更新困難地
平成23	1628.7	1942.4	34.2	27.2	25.4
平成27	1630.8	1938.4	34.2	27.3	25.4

資料：滋賀県農林水産

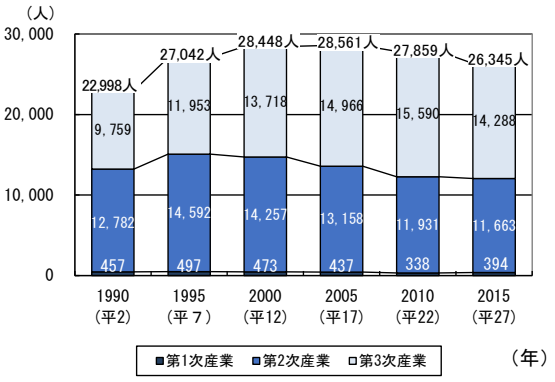


【平成 27 年度（2015 年度）における森林区分別面積割合】

（５）産業

① 就業人口

本市の就業人口は、平成 17 年（2005 年）の 28,561 人をピークに徐々に減少しており、平成 27 年（2015 年）においては 26,345 人となっています。産業構成比について見ると、第３次産業が 14,288 人と最も多く、次いで第２次産業が 11,663 人となっています。近年は、第２次産業の割合が下がり、第３次産業の割合が高くなっています。



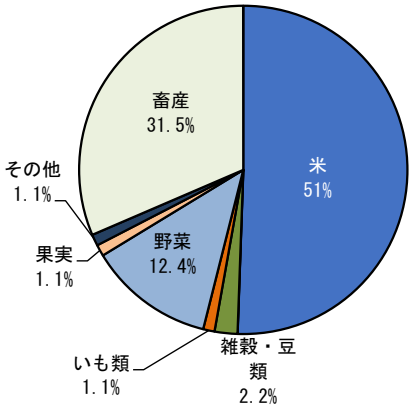
【産業別就業人口の推移】

資料：就業状態等基本集計

② 農業

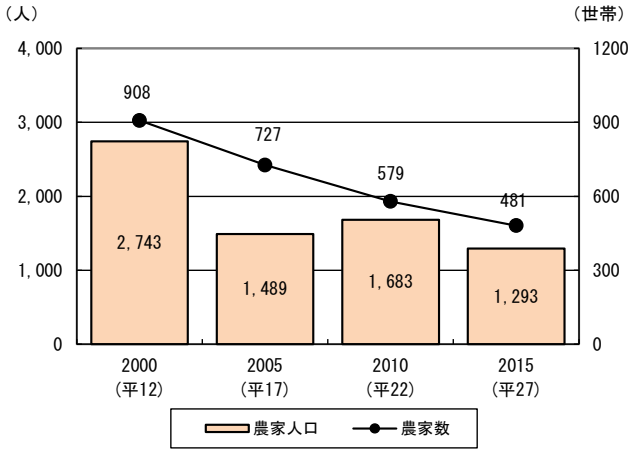
平成 27 年（2015 年）における農家数は 481 戸であり、総世帯に占める割合は約２％となっています。また、農家人口は 1,293 人であり、総人口の約２％となっています。経年的には、農家数および農家人口ともに減少傾向にあります。

平成 28 年（2016 年）における農業生産額の内訳では、米が全体の約 51%と最も高く、次いで畜産、野菜の順になっています。



【平成 28 年（2016 年）における農業生産額】

資料：市町村別農業産出額（推計）

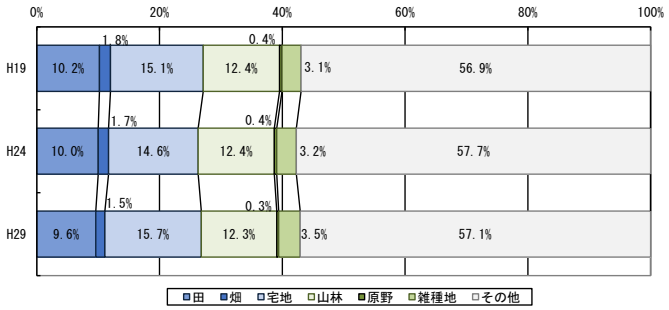


【農家人口および農家数の推移】

資料：農林業サンセス

③ 林業

平成 27 年（2015 年）における林家数は 143 戸であり、そのうちの約 96%が 10ha 以下の山林の保有者となっています。残り約４%の林家の保有する山林面積は、全体の保有面積 461ha の約 32%（146ha）を占めています。



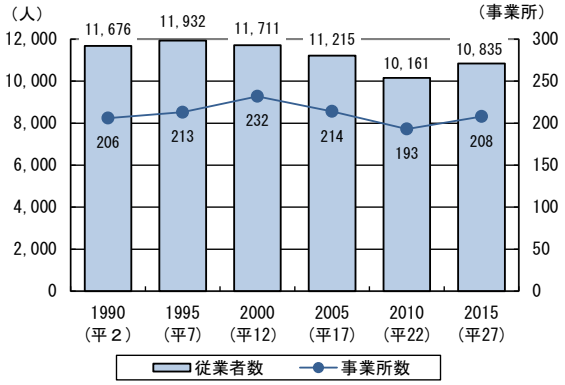
【保有山林規模別に見た林家数と保有山林面積の割合】

資料：農林業センサス

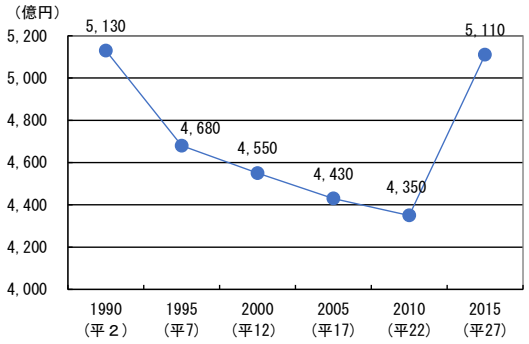
④ 工業

平成 27 年（2015 年）における従業者数は 10,835 人、事業所数は 208 事業所となっています。それぞれの経年変化を見ると、従業者数は平成７年（1995 年）をピークに一旦減少し、平成 27 年（2015 年）に増加しています。事業所数は平成 12 年（2000 年）をピークに従業者数と同様の傾向にあります。

製造品出荷額の推移を見ると、平成２年（1990 年）から減少傾向にありますが、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて急激に増加しています。



【製造品出荷額の推移】



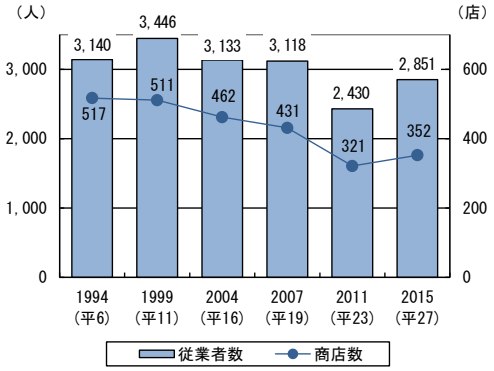
【従業者数、事業所数の推移】

資料：平成 22 年（2010 年）までは工業統計調査、
平成 27 年（2015 年）は平成 28 年経済センサス活動調査

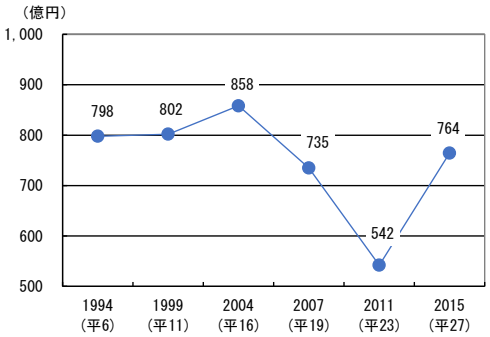
⑤ 商業

平成 27 年（2015 年）における商店数は 352 店、従業者数は 2,851 人となっています。それぞれにおける経年変化を見ると、平成 23 年（2011 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて、従業者数が約 17%、商店数が約 10%程度増加しています。

平成 27 年（2015 年）における商品販売額は約 764 億円となっています。また、経年変化では、平成 16 年（2004 年）から平成 23 年（2011 年）にかけて急激な減少が見られましたが、近年は増加しています。



【従業者数、商品数の推移】

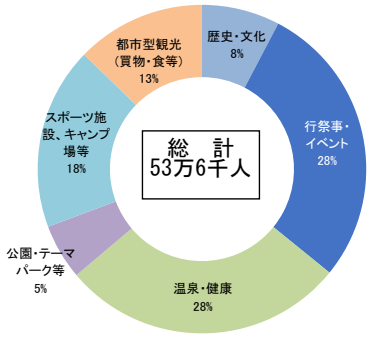


【商品販売額の推移】

資料：平成 19 年（2007 年）までは商業統計調査、平成 23 年（2011 年）は平成 24 年経済センサス活動調査、平成 27 年（2015 年）は平成 28 年経済センサス活動調査

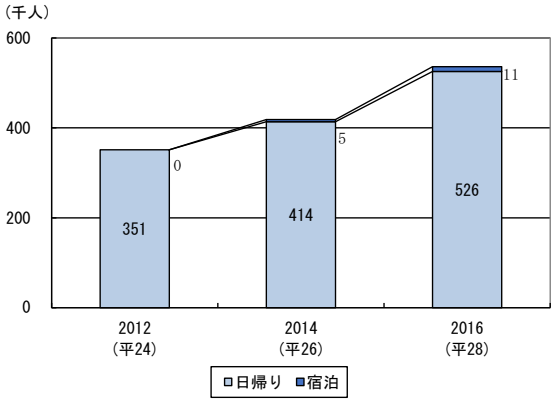
⑥ 観光業

平成 28 年（2016 年）における観光入込客数は、53.6 万人となっており、目的別に見ると「行祭事・イベント」と「温泉・健康」がともに最も多く、それぞれ約 28%を占めています。観光客のほとんどは日帰りであり、その数は増加傾向にあります。



【平成 28 年（2016 年）における観光目的別割合】

資料：滋賀県観光入込客統計調査書



【湖南市の観光入込客数】

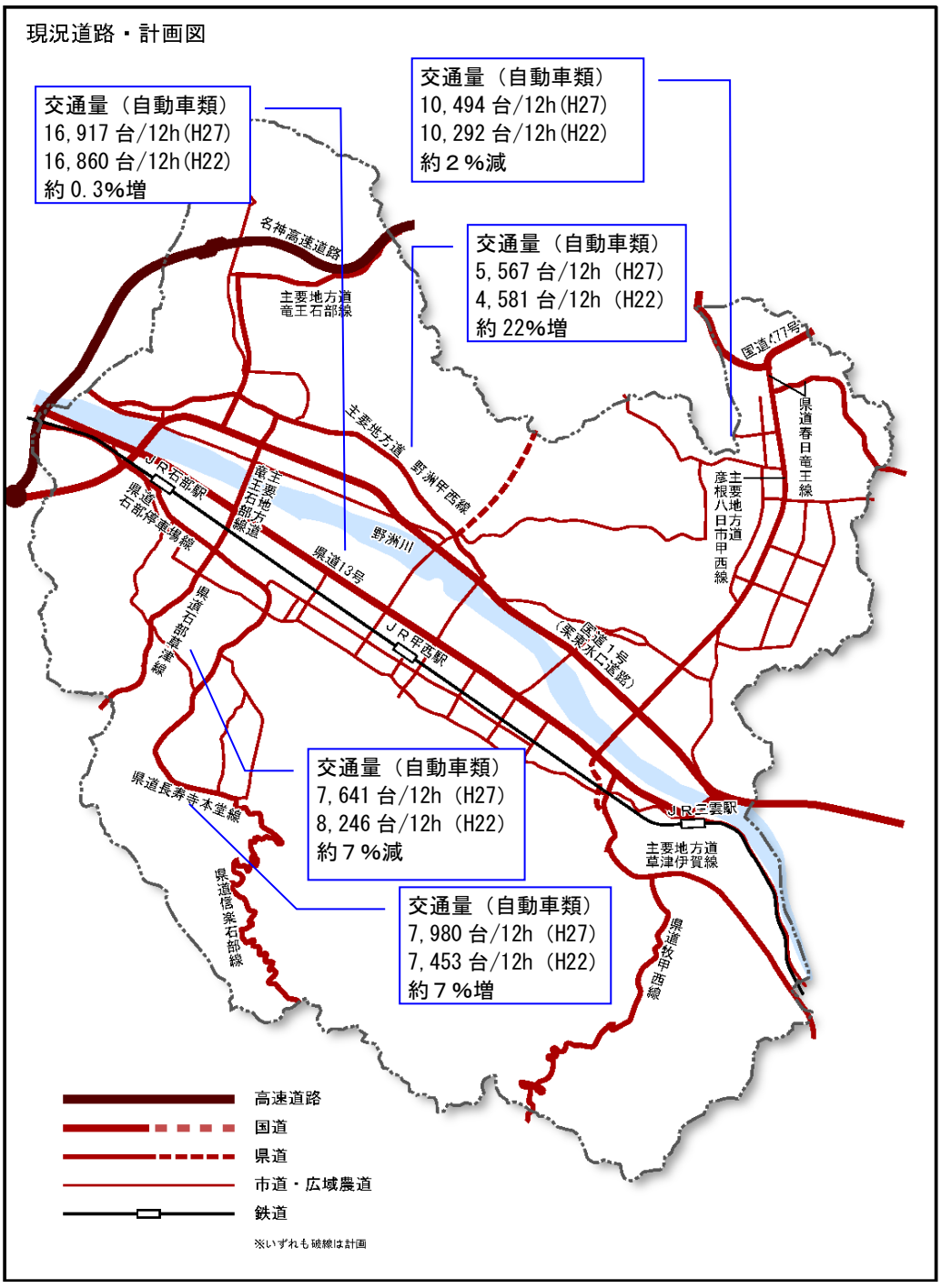
資料：滋賀県観光入込客統計調査書
※千人未満の数字については四捨五入

（６）交通

① 道路網

国道１号が市域を東西に貫いており、主要地方道４路線、一般県道５路線がこれと連絡しています。広域交通は、国道１号が担っているほか、名神高速道路の竜王インターチェンジ、栗東湖南インターチェンジに近接しています。周辺地域との連絡は、主要地方道竜王石部線、主要地方道野洲甲西線、主要地方道彦根八日市甲西線、主要地方道草津伊賀線などが担っています。

交通量は平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）にかけ、主要地方道彦根八日市甲西線と県道石部草津線で交通量が減少しています。

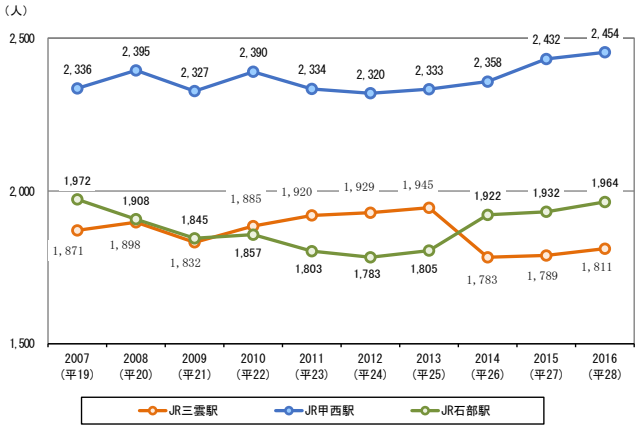


【道路網】　　資料：道路交通センサス

② 公共交通

本市の公共交通拠点として、ＪＲ草津線石部駅、甲西駅、三雲駅の三駅が設置されています。平成 28 年（2016 年）の乗車人員について見ると、三駅での合計が 6,229 人であり、各駅とも 1 日あたり 2,000 人前後で推移しています。

また、市内にはコミュニティバスの路線が 14 ルートあり、利用者は平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）まで 300,000 人程度で推移しており、平成 28 年度（2016 年度）に一旦増加しましたが平成 29 年度（2017 年度）は減少しています。



【１日あたりの鉄道乗客数の推移】

資料：西日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社

【コミュニティバス利用者数】　（単位：人）

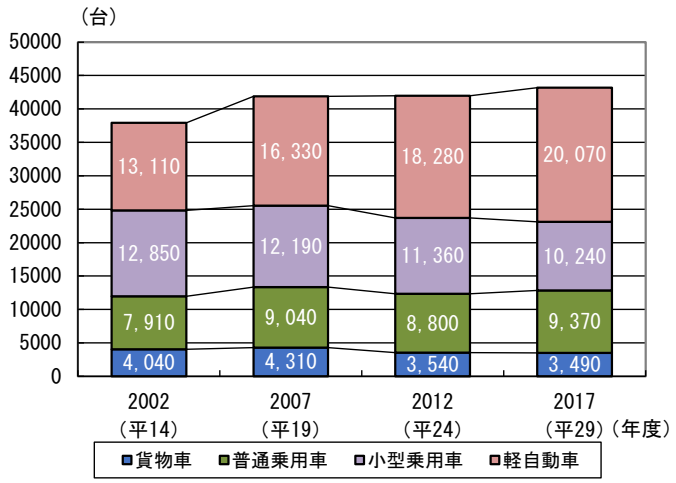
（年度）	2013（平25）	2014（平26）	2015（平27）	2016（平28）	2017（平29）
①菩堤寺線（甲西駅ルート）	15,022	13,619	15,509	14,966	13,284
②菩堤寺線（石部駅ルート）	12,811	13,232	13,808	14,177	13,675
③下田線（三雲駅ルート）	92,159	89,679	83,296	85,526	79,838
④下田線（甲西駅ルート）	65,690	62,896	60,479	61,149	61,659
⑤甲西南線	8,491	8,974	8,925	7,736	7,861
⑥甲西南線（美松台ルート）	1,541	1,410	1,397	12,316	1,049
⑦甲西南線（医療センタールート）	7,083	6,693	6,909	7,281	7,477
⑧ひばりヶ丘線	25,341	26,731	24,549	23,471	23,093
⑨リハビリ病院線	726	471	269	362	315
⑩三雲小学校線	5,244	2,657	2,303	2,772	3,806
⑪下田・石部ルート	3,885	3,703	3,538	3,467	3,091
⑫石部循環ルート	71,150	73,858	72,114	72,349	75,546
⑬石部高校便	12,429	13,403	13,272	14,065	16,252
⑭雨山線（デマンド）	1	15	32	98	54
合計	321,573	317,341	306,400	319,735	307,000

資料：生活環境課

③ 自動車登録台数

平成 29 年度（2017 年度）における本市の自動車登録台数は約 4.3 万台となっており、そのうち軽自動車が約 46%と最も高い割合を占め、次いで小型自動車が約 24%となっています。

自動車登録台数の推移について見ると、小型乗用車の台数が減少しているのに対し、普通乗用車や軽自動車の台数は増加しています。



【自動車登録台数の推移】

資料：湖南市統計資料

（7）公共施設

本市においては、市役所庁舎が２か所、まちづくりセンターが６か所、学校教育施設が 17 か所あるとともに、市民のまちづくり活動や文化活動などを支える公民館や文化ホール、図書館などが整備されています。



【庁舎・コミュニティ施設分布図】

資料：第二次湖南市総合計画

２．　自然環境

（１）地形地質

①　地形の概要

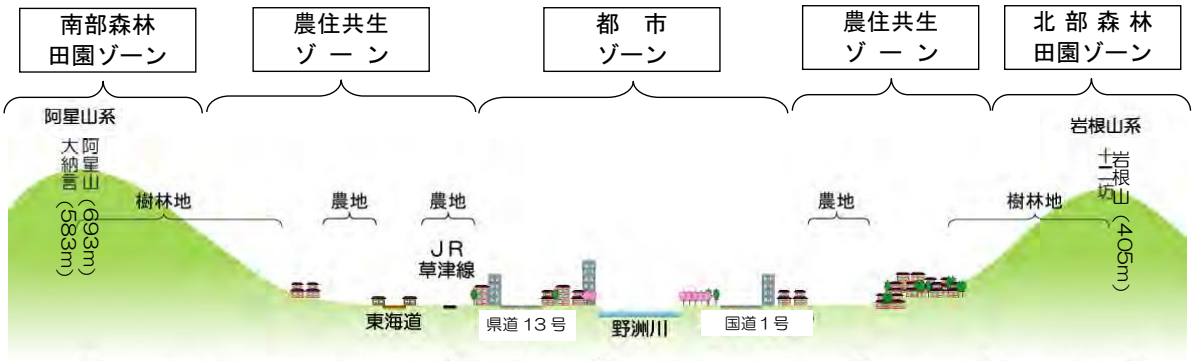
市域の南部には、花崗岩山地があり、北部には、石英斑岩と花崗岩からなる低山性の丘陵が続き、その間を南東から西方に野洲川が流れて、幅およそ２㎞の沖積平野をつくり、これが主要な居住地域となっています。南北の山地から流下して野洲川に合流する小河川は、いずれも流路が短く、風化崩壊の著しい花崗岩の山地から急に下るため、多く土砂を搬出して河床を高め、更に人為的な堤防建設とも相まって、天井川をなすものが多く、鉄道や旧東海道などは、大砂川・由良谷川・家棟川などの下をトンネルでくぐっています。

※沖積平野…河川が運ぶ土砂で生じた平坦地。表面は低平、川はその中を蛇行し流れる。流路の両側に自然堤防が発達、扇状地・三角州もこれに属する。沖積地、氾濫原、氾濫平野、洪涵（こうかん）平野ともいう。

②　地質の概要

本市の地質を概観すると、古生層と、これを貫く花崗岩類及び新生代層からできています。

わずかに分布する古生層の岩石と広範囲に露出する花崗岩類は、山地を形成し、平野部では、地下に埋もれ、この上に新生代層が堆積しています。新生代層は、更に、古びわ湖層とそれを覆う河岸段丘及び沖積層に区分することができます。



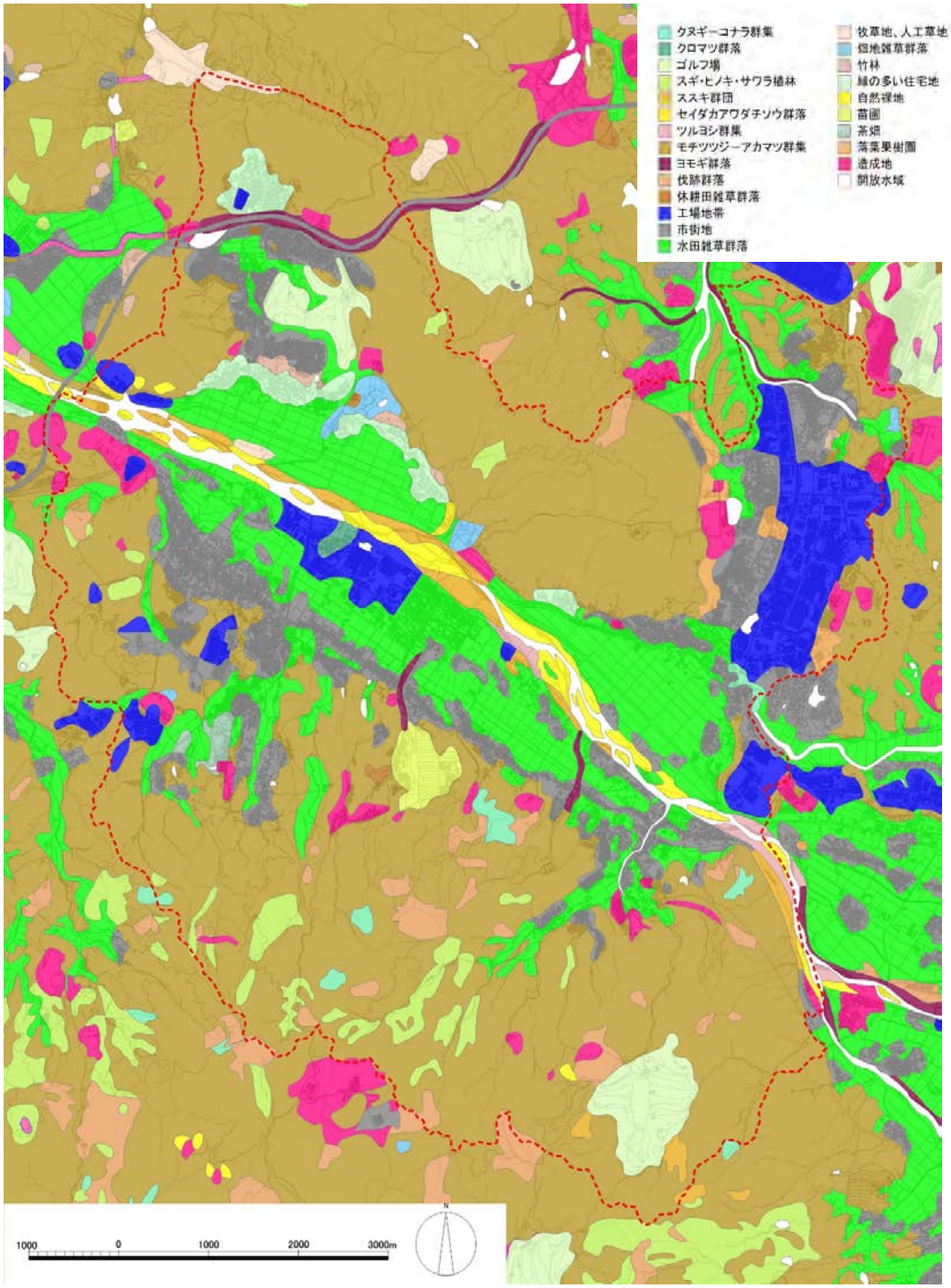
【地形断面図】

（２）動植物

①　動植物

本市は 700m以下の低地で、野洲川による運搬の便もあり、天平年間（729～748）奈良東大寺建立用材をはじめとして、頻繁な伐採や花崗岩の風化を防ぐ砂防工事などが行われていたことから天然林はほとんどなく、大部分がアカマツやモチツツジを主とした二次林となっています。

動物相について見ると、阿星山や岩根山をはじめとした南北の山系や市街地周辺に広がる水田・里山、野洲川など本市は多様な自然環境を有していることから生態系の上位種・アンブレラ種となるハチクマやオオタカといった猛禽類から、スズメやノウサギといった身近な生きものまで多様な動物が生息しています。



【現存植生図】

資料：生物多様性センター
自然環境調査 Web-GIS

② 希少種

湖南市に生息・生育する動植物のうち、希少種・絶滅危惧種※として、環境省のレッドリスト及び滋賀県のレッドデータブックに記載された種は 93 科 189 種となっています。

※滋賀県レッドデータブックにおいて本市が分布域に含まれる種を希少種・絶滅危惧種として整理した。

【市に生息・生育する希少種・絶滅危惧種】

分類	種数	主な生物
陸産貝類	５科６種	ウメムラシタラガイ(NT,希少）、ケハダビロウドマイマイ(NT,要目）など
淡水貝類	２科２種	オオタニシ(NT,要目）、マシジミ(VU,増大)
その他水生無脊椎動物	１科１種	モクズガニ(希少)
その他陸生無脊椎動物	２科４種	オウミサトワラジムシ(要目）、アカサビザトウムシ（分布）など
昆虫類	16科33種	ナニワトンボ(VU,危惧）、エノキカイガラキジラミ(NT,分布）など
魚類	６科11種	カワバタモロコ(EN,危惧）、ミナミメダカ(VU,増大）など
両生類	４科９種	アカハライモリ(NT,要目）、トノサマガエル(NT,要目）など
ハ虫類	６科10種	ニホンイシガメ(NT,要目）、ニホンスッポン(DD,要目）など
鳥類	35科88種	チュウヒ(EN,増大）、オオタカ(NT,希少）、ヨシゴイ(NT,危惧）など
植物	16科25種	ヒナラン(EN,危惧）、ナツエビネ(VU,その他）、イシモチソウ(NT,分布）など
合計	93科189種	

【希少種カテゴリー（環境省レッドリスト）】

表記	カテゴリー	定義
EX	絶滅	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
EW	野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
CR	絶滅危惧ＩＡ類	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
EN	絶滅危惧ＩＢ類	ＩＡ類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
VU	絶滅危惧II類	絶滅の危険が増大している種
NT	準絶滅危惧	現時点では絶滅危険度は小さいが､生息条件の変化によっては｢絶滅危惧｣に移行する可能性のある種
DD	情報不足	評価するだけの情報が不足している種
LP	絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

資料：環境省版第４次レッドリスト

【希少種カテゴリー（滋賀県レッドデータブック）】

表記	カテゴリー	定義
危惧	絶滅危惧種	県内において絶滅の危機に瀕している種。
増大	絶滅危機増大種	県内において絶滅の危機が増大している種。
希少	希少種	県内において存続基盤が脆弱な種。
要目	要注目種	県内において評価するだけの情報が不足しているため注目することが必要な種。
分布	分布上重要種	県内において分布上重要な種。
その他	その他重要種	全国および近隣府県の状況から県内において注意が必要な種。
絶滅	絶滅種	県内において野生で絶滅したと判断される種。

資料：滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック 2015 年版

③ 外来種・鳥獣害

琵琶湖や琵琶湖につながる河川においては外来生物法で特定外来生物に指定されているオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウ、陸地においてはアレチウリなどの侵略的外来水生植物の分布範囲が拡大しており、水辺の在来水生植物の生育を脅かす可能性があります。

また、本市においてはニホンジカ、イノシシ、カワウなどにより農作物、植林木、放流魚など様々な農林水産物への被害が多発しています。これらへ対応するため、保護柵の設置、ニホンジカ、イノシシなど有害鳥獣の捕獲・駆除が継続的に行われています。

本市の事業としてもニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンの捕獲・駆除を行っており、ニホンジカ及びイノシシは年間約 100～200 頭、アライグマ及びハクビシンは年間約 10～30 頭程度捕獲・駆除を実施しています。

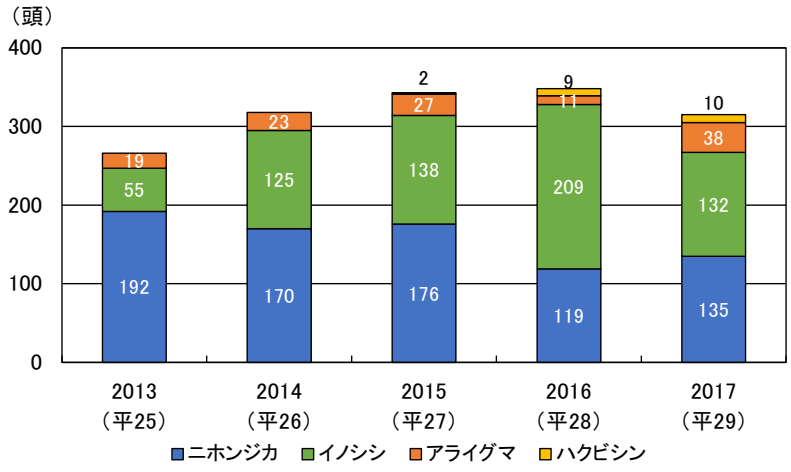


【オオバナミズキンバイ】



【ナガエツルノゲイトウ】

資料：日本の外来種対策ホームページ



【一斉駆除事業における捕獲・駆除頭数の推移】

資料：農林保全課

④ 特定植物群落

本市に分布する植物群落のうち、地域の特徴を典型的に示す群落として、「ウツクシマツ群落」が特定植物群落に選定されています。ウツクシマツは、湖南市平松の美松山の斜面だけに群生する、根本近くから幹が複数に分かれた美形の極めて珍しい松で、その自生地は国の天然記念物にも指定されています。ウツクシマツ群落については、地域と協力した保全が継続して行われていますがマツノザイセンチュウによる松枯れ被害が問題となっています。

【湖南市の特定植物群落】

No.	件　　名	集約群落名	選定基準	相観区分	立地区分	面積(km²)
1	ウツクシマツ群落	アカマツ群落	希な群落	固体群	一般（気候立地）	18.9

資料：第２、３、５回自然環境保全基礎調査

⑤ 巨樹・巨木林

地上から約 130cm の位置の幹周が 300cm 以上の樹木を対象とした巨樹・巨木林調査では、本市の巨樹・巨木林として以下の５件が挙げられています。

【湖南市の巨樹・巨木林】

No.	樹種名	幹周(cm)	樹高(m)
1	スギ	410	23
2	スギ（弘法杉）	600	26
3	エノキ	481	15
4	クスノキ	357	15
5	モチノキ	314	11

資料：巨樹・巨木データベース

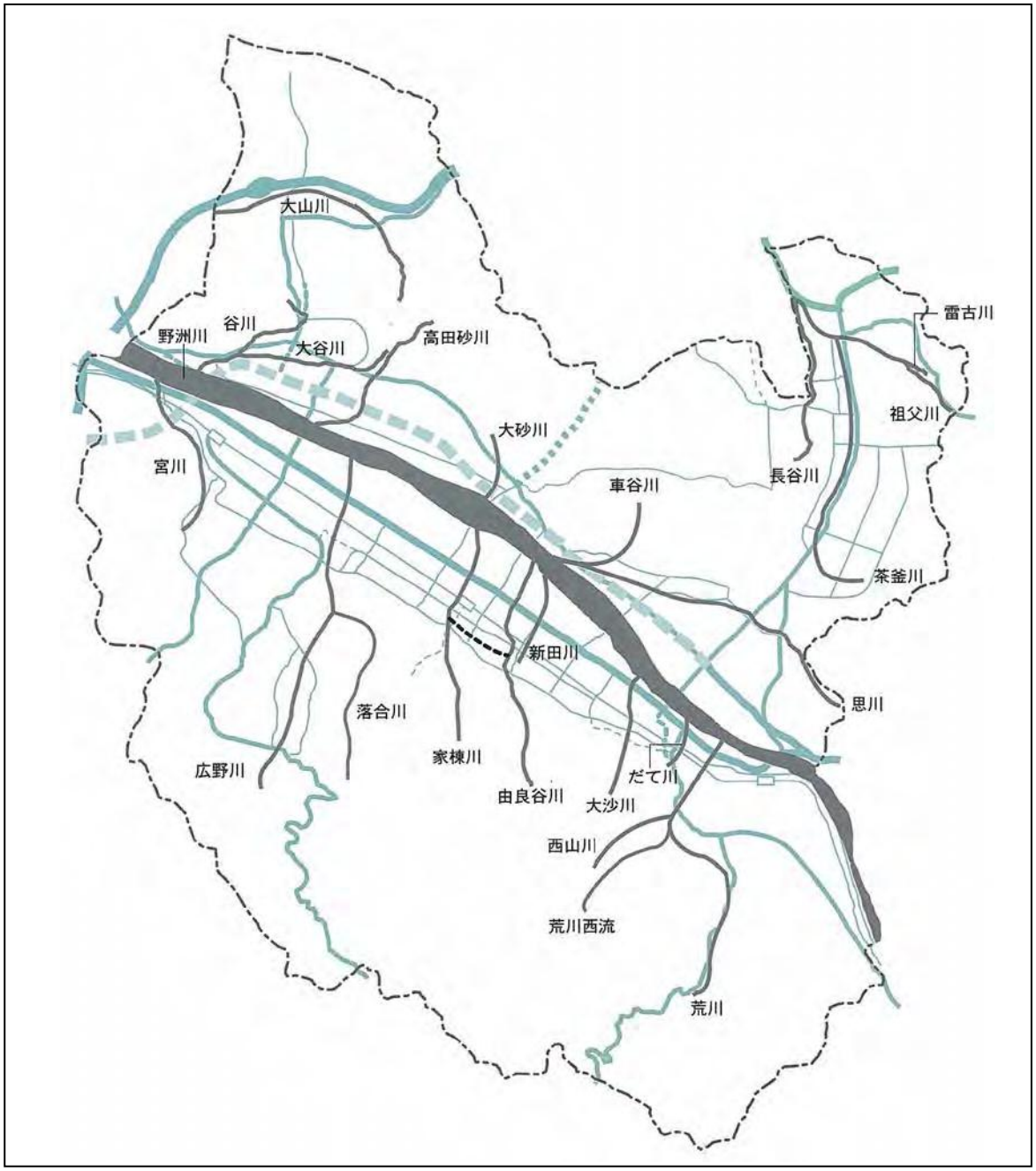
（３）自然公園

本市の面積の約 52%を占める森林は、その 76%が保安林地区となっています。市の南部にあっては、阿星山から東方の山林、北部にあっては、名神高速道路西北方の希望が丘から岩根山十二坊・善水寺を含む山林、この両地帯が、いずれも三上・田上・信楽県立自然公園に指定されています。

（４）河川

本市の中央部を一級河川野洲川（延長 65.3km、流域面積 387.0km²）が流れており、その水系として荒川、大沙（おおすな）川、思（おもい）川、由良谷川、家棟（やなむね）川、大谷川、落合川、宮川、広野川などが流れています。

また、市北部には日野川（延長 46.7km、流域面積 211.1km²）水系として茶釜川、雷古川、祖父川、及び長谷川が流れています。



【主要河川位置図】

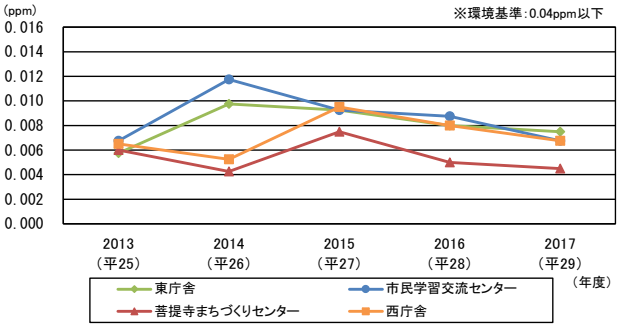
３．　生活環境

（１）大気

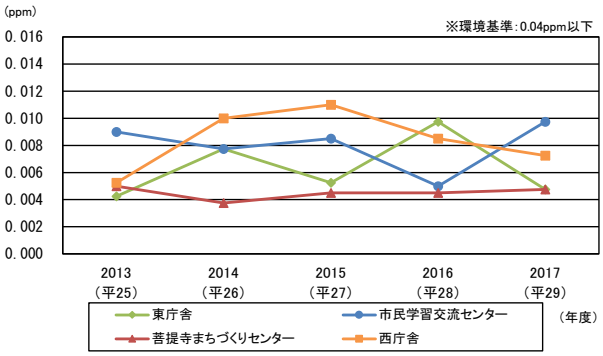
市では、大気環境の保全のため、市役所の東庁舎、西庁舎、市民学習交流センター、菩提寺まちづくりセンターの４地点で大気汚染を引き起こす可能性のある３物質（二酸化硫黄※1、二酸化窒素※2、浮遊粒子状物質※3）の測定を継続的に行っており、いずれの値も環境基準を下回っています。

また、県でも近隣市町において上記の３物質のほか、一酸化炭素※4や光化学オキシダント※5などの測定を行っており、いずれも概ね良好な値で推移しています。

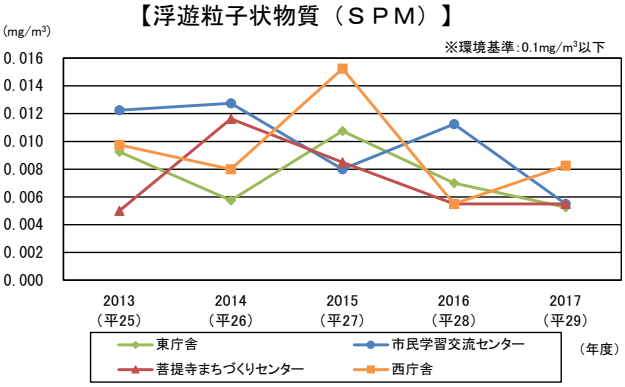
【二酸化硫黄（SO_2）】



【二酸化窒素（NO_2）】



【浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）】



資料：生活環境課

【大気環境の測定値の推移】

※1 二酸化硫黄（SO_2）

硫黄酸化物の環境基準は、その大部分を占める二酸化硫黄について定められている。主に重油などの燃料や原料中に含まれる硫黄分が燃焼することにより生じる。呼吸器に悪影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質にもなっている。

※2 二酸化窒素（NO_2）

主に石油などの化石燃料の燃焼によって生じる排出ガス中における窒素酸化物の主成分は一酸化窒素であるが、大気中に排出されると次第に酸化されて二酸化窒素になる。そのため、窒素酸化物の環境基準は、二酸化窒素が定められている。呼吸器に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学スモッグ汚染の原因物質にもなっている。

※3 浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

大気中に浮遊しているほこり、砂じん、すすなどの粒子状物質のうち、粒径10μm以下のもの。発生源としては、工場などからのばいじんや粉じん、ディーゼル車の黒煙、自然原因などがある。大気中に比較的長時間滞留すると、気道や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、環境基準が定められている。

※4 一酸化炭素（ＣＯ）

物の不完全燃焼により発生し、主に自動車が発生源となっている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害するなど人の健康に影響を与えることから、環境基準が定められている。

※5 光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が紫外線により光化学反応を起こし、二次汚染物質として生成するオゾンやＰＡＮ（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたもの。光化学スモッグの状態を示す指標として用いられる。粘膜への刺激、呼吸器への影響のほか農作物などの植物への影響も観察されている。

（２）騒音・振動

市では、都市計画用途地域の指定により騒音の環境基準が定められており、平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度）の昼間測定では環境基準を上回っています。

また、騒音規制法・振動規制法により、規制地域内において規制基準が定められており、規制地域内の生活環境の保全が図られています。

【自動車騒音レベルの測定値の推移】

測定年度	測定地点の住所	環境基準類型	路線名	車線数合計	等価騒音レベル(dB)	
					昼間	夜間
2014(平26)	湖南市菩提寺	B	竜王石部線	2	64	56
2015(平27)	湖南市三雲	A	草津伊賀線	2	65	59
	湖南市石部	C	石部草津線	2	69	61
2016(平28)	湖南市菩提寺	A	竜王石部線	2	67	62
2017(平29)	湖南市石部	B	長寿寺本堂線	2	67	60

：基準値超過

資料：生活環境課

騒音に係る環境基準

時間区分		2区分 （昼／6:00～22:00） （夜／22:00～6:00）
地域の類型と基準値	類型	基準値（昼／夜）
①特に静穏を要する地域	AA	50dB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	 a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	 a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	 a. 60dB/50dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について		1)道路に面する地域の全戸数（推計可） 2)等価騒音レベル（Leq） 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源（距離不問） 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下：15m／2車線超：20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45dB/夜40dBとする

資料：滋賀県環境白書

（３）悪臭

市内においては、「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定」により、市全域において、特定悪臭物質 22 項目の濃度規制がされています。

（4）水　質

①　河川

市では、河川の水環境の保全のため、野洲川や祖父川など 13 河川 16 地点において定期的に水質調査を実施しています。各地点の水質について、大腸菌群数及び大谷川のｐＨを除き概ね良好な値で推移しています。なお、大腸菌群数については市域に限らず流域全体で環境基準値を超過しています。

【河川水質の推移（年度平均）】

（年度）

地点名 No.	地点名 河川名	環境基準	ｐＨ 2007 (H19)	ｐＨ 2012 (H24)	ｐＨ 2017 (H29)	ＤＯ 2007 (H19)	ＤＯ 2012 (H24)	ＤＯ 2017 (H29)	ＢＯＤ 2007 (H19)	ＢＯＤ 2012 (H24)	ＢＯＤ 2017 (H29)
A	祖父川上流	A	8.38	8.08	8.25	15.00	11.80	12.50	3.38	1.35	1.00
B	祖父川下流	A	7.53	7.50	7.45	9.97	9.48	9.40	1.75	1.50	1.45
C	茶釜川	A	7.47	7.45	7.35	8.57	8.03	8.25	1.85	1.58	1.30
D	思川上流	A	7.75	7.55	7.65	9.45	9.08	8.55	2.05	2.53	1.75
E	思川下流	A	8.17	7.45	7.50	11.95	9.13	8.45	1.70	1.63	1.15
F	野洲川	A	8.05	7.68	7.75	11.28	10.20	10.60	1.17	0.85	1.05
G	長谷川	A	7.70	7.60	7.60	11.08	9.95	11.00	1.40	1.90	1.10
H	大谷川	A	9.23	9.00	8.80	12.42	12.85	11.50	1.38	1.55	1.20
I	大山川	A	7.43	7.15	7.40	11.33	10.20	11.00	3.12	1.83	2.00
J	新田川	A	7.52	7.63	7.90	10.45	10.23	11.50	1.92	1.10	1.05
K	荒川	A	7.60	7.83	8.20	10.17	10.13	11.05	1.62	0.90	1.10
L	家棟川	A	7.30	7.08	6.95	9.48	8.55	8.90	0.95	1.05	1.15
M	宮川下流	A	8.00	7.70	8.10	11.02	9.60	10.85	1.25	1.30	0.90
N	宮川上流	A	7.57	7.55	7.65	10.13	9.40	9.95	0.83	0.85	1.05
O	広野川	A	7.52	7.53	7.40	10.12	9.65	10.00	1.13	1.13	0.90
P	落合川	A	7.47	7.45	7.45	9.55	9.43	9.95	0.93	1.08	0.90
生活環境課　境環境基準値			6.5以上8.5以下			7.5ｍｇ/L以上			2ｍｇ/L以下		

※赤字は項目類型Aの基準値を超過しているもの

（年度）

地点名 No.	地点名 河川名	環境基準	ＳＳ 2007 (H19)	ＳＳ 2012 (H24)	ＳＳ 2017 (H29)	大腸菌群数 2007 (H19)	大腸菌群数 2012 (H24)	大腸菌群数 2017 (H29)
A	祖父川上流	A	5.33	7.25	4.00	22,217	54,500	17,350
B	祖父川下流	A	2.83	4.25	2.50	9,067	22,150	7,050
C	茶釜川	A	3.00	3.00	3.00	42,017	57,475	28,450
D	思川上流	A	14.00	12.50	5.50	9,748	234,025	12,450
E	思川下流	A	3.83	8.00	4.50	5,633	94,550	4,195
F	野洲川	A	3.00	3.25	＜1	2,450	4,473	6,745
G	長谷川	A	2.67	13.75	3.50	6,333	41,558	25,150
H	大谷川	A	1.83	2.75	1.00	10,398	26,773	16,745
I	大山川	A	8.33	5.75	3.50	1,183	31,448	330
J	新田川	A	3.17	5.75	10.00	223,083	23,833	24,895
K	荒川	A	3.00	2.00	1.00	11,150	9,525	8,895
L	家棟川	A	3.67	6.00	4.50	45,667	6,823	16,665
M	宮川下流	A	3.50	6.25	4.00	407,215	22,198	26,150
N	宮川上流	A	1.50	2.00	18.00	16,182	26,048	16,615
O	広野川	A	3.33	2.50	3.00	92,817	19,948	11,395
P	落合川	A	2.67	2.50	2.00	58,496	24,348	39,610
生活環境課　境環境基準値			25ｍｇ/L以下			1,000MPN/100ｍｌ以下		

※赤字は項目類型Aの基準値を超過しているもの

資料：生活環境課

生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）

水中の汚濁物が微生物の働きによって分解されるときに必要な酸素の量であり、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。この値が大きいほど河川の汚濁が進んでいることになる。

水素イオン濃度指数（ｐＨ）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。酸性雨については、pH5.6以下の雨と定義づけられている。

溶存酸素量（ＤＯ）

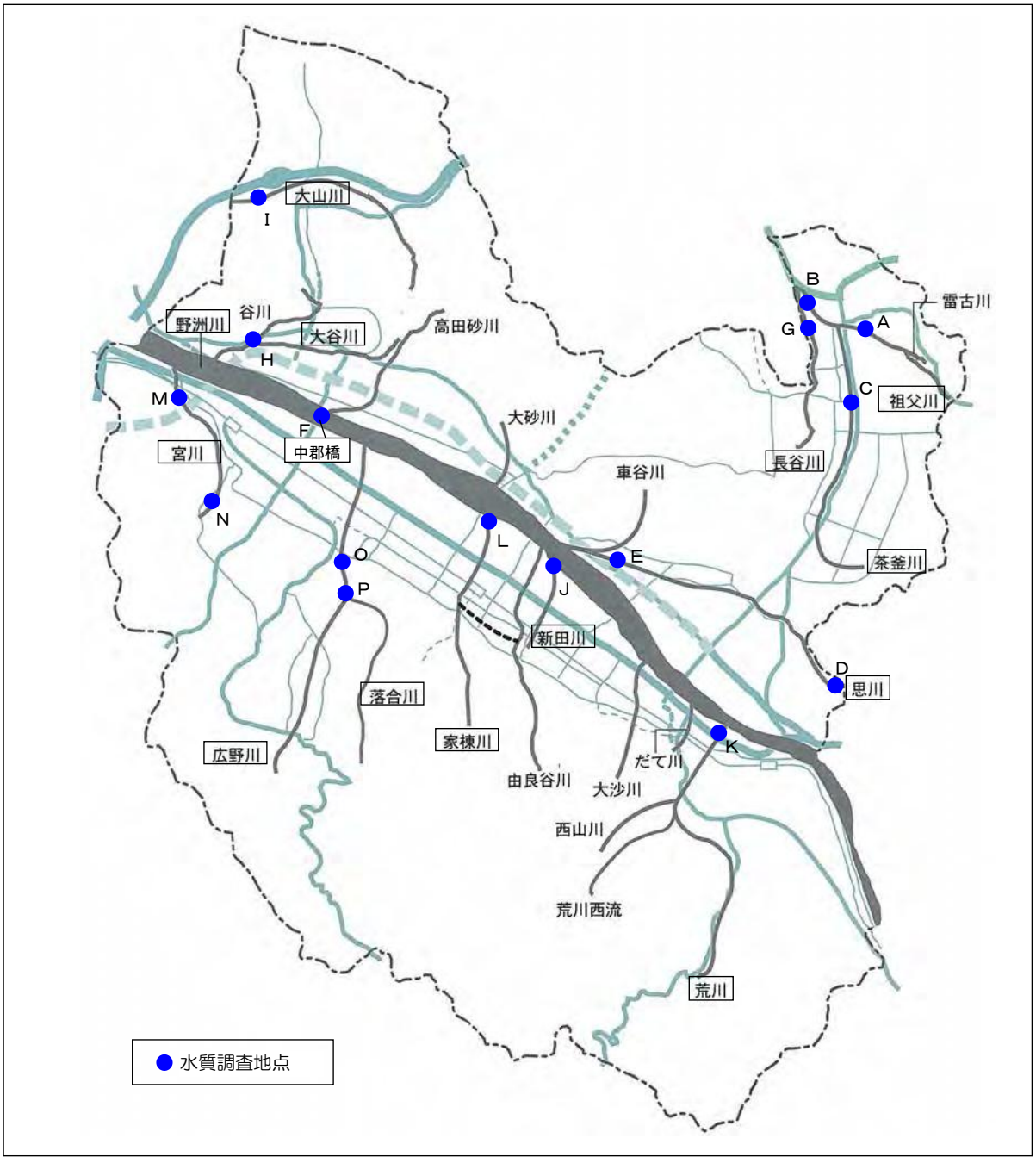
水中に溶解している酸素の量であり、水質汚濁状況を測る指標の１つ。この値が小さいほど河川の汚濁が進んでいることになる。

浮遊物質量（ＳＳ）

水中に浮遊している微細な固形物の量で、この値が大きいほど汚濁が進んでいることになる。

大腸菌群数

人のし尿、動物のふん尿に含まれ、それ自体の病原性は低いが、他の病原菌の存在を示す指標として有効な役割を果たしている。



【水質調査地点位置図】

資料：生活環境課

■水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準　（単位：mg/L）

項　目	基準値	項　目	基準値
カドミウム	0.01以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下
六価クロム	0.05以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
ひ素	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン（CAT）	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ（ベンチオカルブ）	0.02以下
トリクロロエチレン	0.03以下	ベンゼン	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	セレン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	ほう素	1以下
ジクロロメタン	0.02以下	ふっ素	0.8以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下

※上記の表は、公共用水域と地下水の基準となっている。
なお、公共用水域とは、水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定められており、川や湖、海などはすべて公共用水域に該当するものをいう（下水道を除く）。

資料：滋賀県環境白書

② 地下水

県では、地下水の汚染状況の経年変化を把握するための定期モニタリング調査を行っています。人為的な汚染が原因と考えられるものとして、石部地区でトリクロロエチレンが環境基準を超過しています。また、自然的原因の可能性が高いものして、４地区においては、砒素とふっ素が環境基準を超過しています。

【人為的な汚染原因が考えられるもの】

所管	調査地域名	地点数	検出項目	検出数	超過数	最高値（mg/ℓ） 2014年度（平26）	2015年度（平27）	2016年度（平28）
甲賀	湖南市石部地区	10	塩化ビニルモノマー	0	0	－	－	－
			1,1-ジクロロエチレン	5	0	0.038	0.013	0.025
			シス-1,2-ジクロロエチレン	3	0	0.01	0.006	0.009
			トリクロロエチレン	6	3	0.05	0.022	0.031
			テトラクロロエチレン	0	0	－	－	－

赤字：環境基準超過

資料：滋賀県環境白書

【自然的原因の可能性が高いと考えられるもの】

所管	調査地域名	地点数	検出項目	検出数	超過数	最高値（mg/ℓ） 2014年度（平26）	2015年度（平27）	2016年度（平28）
	湖南市下田地区①	1	砒素	1	1	0.015	－	0.014
	湖南市下田・高松地区	0	砒素	0	0	－	0.067	（採水不能）
	湖南市岩根中央地区	1	ふっ素	1	1	0.85	3	2.4
	湖南市下田地区②	0	ふっ素	0	0	－	0.78	（採水不能）
甲賀	湖南市三雲地区	1	ふっ素	1	1	－	0.62	0.89

赤字：環境基準超過

資料：滋賀県環境白書

※「検出数」は、年間調査のうち１回以上汚染物質が検出された調査地点の数
「超過数」は、年間最高検出濃度が環境基準を超えた調査地点の数

（５）不法投棄

不法投棄は、山間部、河川敷、道路脇、田畑、ごみステーションの周辺に集中して発生しており、平成 29 年度（2017 年度）には、総数で 129 回、13,880kg の回収を行っています。

不法投棄のごみの種類

家庭ごみ、ペットボトル、空き缶、空き瓶、家電製品、粗大ごみ（家具など）

資料：生活環境課

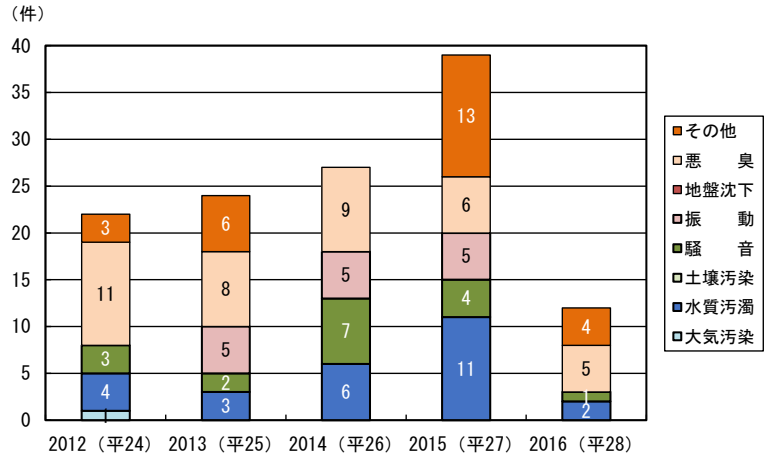
（６）公害苦情処理状況

公害苦情件数は近年増加傾向にありますが、平成 28 年度（2016 年度）は急激に減少しています。苦情内容を見ると、水質汚濁や悪臭が多くなっています。なお、相談のある苦情の多くは騒音や悪臭などに関する内容ですが、大きな公害は発生していません。

【年間公害苦情処理件数】

（年度）	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒　音	振　動	地盤沈下	悪　臭	その他	合　計
2012（平24）	1	4	0	3	0	0	11	3	22
2013（平25）	0	3	0	2	5	0	8	6	24
2014（平26）	0	6	0	7	5	0	9	0	27
2015（平27）	0	11	0	4	5	0	6	13	39
2016（平28）	0	2	0	1	0	0	5	4	12

資料：生活環境課



（７）環境美化

身近な河川環境を守るため、河川愛護活動事業を通じて毎年７月に各地区で河川美化活動や一斉清掃を行っており、河川環境を保全するだけでなく、地域の交流の場の一つとして地域力を育む行事にもなっています。しかし、人口減少・高齢化が進み、活動の継続が困難になりつつあります。

４．　快適環境

（１）公園緑地

本市には、街区公園が 11 か所、近隣公園が９か所、地区公園が２か所、それぞれ都市計画決定されており、供用済面積に基づく市民一人当たりの都市公園面積は6.12㎡/人※となっています。これらの都市公園に属さない地域の身近な公園・緑地として、地域ふれあい公園が 169 か所（約 12.6ha）整備されており、地域が主体となり維持管理が行われています。

※市民一人当たりの都市公園面積 = 都市計画公園の供用済面積(㎡)/市の人口（平成 29 年度 10 月）（人）

【平成 29 年度（2017 年度）における都市計画公園・緑地等の現況】

種別	公園名称	計画面積	供用済面積	供用率	区域
		ha	ha	%	
街区公園	ワンワン公園	0.60	0.60	100.0	市街化区域
街区公園	水戸公園	0.60	0.60	100.0	市街化区域
街区公園	若竹公園	0.40	0.40	100.0	市街化区域
街区公園	一の瀬公園	0.50	0.50	100.0	市街化区域
街区公園	上街道公園	0.30	0.30	100.0	市街化区域
街区公園	角田公園	0.22	0.22	100.0	市街化区域
街区公園	鳥井立公園	0.24	0.24	100.0	市街化区域
街区公園	雷古公園	0.69	0.69	100.0	市街化区域
街区公園	三雲公園	0.61	0.61	100.0	市街化区域
街区公園	谷ヶ間公園	0.24	0.24	100.0	市街化区域
街区公園	蛇の木公園	0.23	0.23	100.0	市街化区域
近隣公園	松籟公園	3.60	0.00	0.0	市街化区域
近隣公園	田代が池公園	2.00	2.00	100.0	市街化区域
近隣公園	東代公園	0.80	0.00	0.0	市街化区域
近隣公園	森北公園	1.00	1.00	100.0	市街化区域
近隣公園	下田公園	2.50	2.50	100.0	市街化区域
近隣公園	夏見公園	3.50	3.50	100.0	市街化調整区域
近隣公園	吉姫公園	2.20	2.20	100.0	市街化区域
近隣公園	里山しょうらい公園	2.30	2.20	95.7	市街化調整区域
近隣公園	にごり池自然公園	5.00	5.00	100.0	市街化区域
地区公園	高松公園	4.50	4.50	100.0	市街化区域
地区公園	菩提寺公園	6.00	6.00	100.0	市街化調整区域
緑　　地	野洲川緑地	298.20	10.50	3.5	市街化調整区域
緑　　地	大山川緑地	14.10	0.00	0.0	市街化区域、調整区域
緑　　地	十禅寺緑地	2.00	2.00	100.0	市街化区域
緑　　地	西峰緑地	0.70	0.70	100.0	市街化区域
緑　　地	広野川・落合川緑地	0.90	0.00	0.0	市街化区域、調整区域

街区公園　小計	4.63	4.63	100.0	(11箇所)
近隣公園　小計	22.90	18.40	80.3	(9箇所)
地区公園　小計	10.50	10.50	100.0	(2箇所)
住区基幹公園　合計	38.03	33.63	88.4	(22箇所)
都市基幹公園　合計	0.00	0.00	-	(0箇所)
都市計画公園(都市公園)　合計	38.03	33.63	88.4	(22箇所)
緑地　小計	315.90	13.20	4.2	(5箇所)
都市計画公園・緑地　合計	353.93	46.83	13.2	(27箇所)

地域ふれあい公園　合計	12.63	12.63	100.0	(169箇所)

資料：都市政策課

（２）歴史・文化財

① 概要

本市は古くは近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、江戸時代には東海道五十三次の 51 番目の石部宿が置かれ、街道を中心とした産業や文化が栄えました。また、市内には「湖南三山」と称し、それぞれ国宝の建造物を有する常楽寺、長寿寺、善水寺のほか、由緒ある社寺が点在しているとともに、天然記念物のウツクシマツ自生地やステゴドンゾウの足跡化石が出土するなど多様な歴史文化・自然遺産を有しています。

資料：第二次湖南市総合計画

② 伝統工芸

下田焼は、京都式製陶法で陶土のきめが細かく小物に適しており、焼成すると磁器に近い焼き上がりになることと、うわ薬である呉須の藍色の独特の味わいがある焼きものです。

下田焼の由来は宝暦の初め（1750 年頃）村人喜多安兵衛が近くの丘陵に粘土質の層を見つけて、陶器を作ろうと京都に上り製陶技術を学んで帰り、下田の西方竜王町大字山中字長谷の地に更に良質の土を発見して陶器作りを始め、村内に広めたことによります。当初は、土瓶・灯明器・徳利・油さしなど数種でしたが、技術の向上、生活様式の変化に伴い、急須・花器・茶器・皿・鉢・大根おろし器など生産するようになり、最盛期には製陶する家が 14 戸余りまで増え、販路も各地に広がりました。





【伝統工芸品　下田焼】

資料：商工観光労政課

③ 伝統行事

本市の伝統行事としては、１月に長寿寺で行われる鬼ばしりや７月に平松地区で行われるぼんのこへんのこまつり、10 月の天保義民祭など年間を通じて各地で様々な行事が行われています。

【主な伝統行事】

行事詳細		行事詳細	
鬼ばしり（東寺） 大太鼓、ほら貝が鳴り響くなか、室町期の作といわれる鬼の面をかぶって、鬼子に扮した二人の男の子が内陣を走り、悪鬼追放と家内安全を願います。		天保義民祭（三雲） 天保 13（1842）年の秋、農民２万人が幕府の不当検地に抗議、一揆を起こしました。犠牲者を弔うために建立された「天保義民之碑」が建つ伝芳山で、毎年 10 月 15 日に慰霊祭が行われます。	
お田植えまつり（下田） ５月１日、日枝神社でお化粧をした子どもたちが、手甲・脚絆・菅笠をつけ、わらじばきで踊ります。その後、獅子も参列して神輿の渡御が行われます。また、子ども神輿も出て町内を練り歩きます。		さくらまつり 桜色のやわらかな陽光につつまれ、毎年多くの人でにぎわいます。恒例の石部太鼓や模擬店なども大盛況です。	
ぼんのこへんのこまつり（平松） 男女のシンボルを作って集落の中を子どもたちが「ぼんのこへんのこ　作右衛門のなすびやーい」と声高らかに練り歩きます。松尾神社の三宝荒人神に捧げ、防火祈願をするちょっと変わったおまつりです。		石部例大祭（東寺） 吉御子神社と吉姫神社では、宵宮祭に氏子の宮籠りがあり、神楽舞奏が行われ、徹夜で神輿の番をします。当日は大人神輿・子ども神輿が、それぞれのお旅所に向け町内を巡行します。	
夏まつり 夏まつりの会場では、ステージイベントや江州音頭総踊り大会などが行われ、たくさんの人でにぎわいます。花火が夏の夜空を彩り、フィナーレを飾ります。		石部宿まつり 宿場町の伝統と文化を後世に伝えるまつりです。雨山文化運動公園内の宿場の里で江戸時代へタイムスリップしたかのような雰囲気が味わえます。	

資料：商工観光労政課

④ 指定文化財

本市には現在、46 件の国指定文化財があります。このうち湖南三山にまつわる文化財が 28 件あり、特に仏像彫刻が多くなっています。

【平成 29 年度（2017 年度）における湖南市の国指定文化財一覧】

種別		名称	員数	所在地	年代
国宝	建	長寿寺本堂	１棟	東寺五丁目（長寿寺）	鎌倉
	〃	常楽寺本堂	１棟	西寺六丁目（常楽寺）	室町
	〃	常楽寺三重塔	１基	〃（〃）	〃
	〃	善水寺本堂	１棟	岩根（善水寺）	室町
重要文化財	建	吉御子神社本殿	１棟	石部西一丁目（吉御子神社）	江戸
	〃	長寿寺弁天堂	１棟	東寺五丁目（長寿寺）	室町
	〃	白山神社拝殿	１棟	東寺五丁目（白山神社）	室町
	〃	多宝塔	１基	菩提寺	鎌倉
	絵	絹本著色十六羅漢像	１６幀	東寺五丁目（長寿寺）	鎌倉
	〃	絹本著色浄土曼荼羅図（伝僧源信筆）	１幅	西寺六丁目（常楽寺）	鎌倉
	〃	絹本著色仏涅槃図	１幅	〃（〃）	〃
	工	錫杖	１柄	〃（〃）	平安
	〃	石燈籠	１基	〃（〃）	室町
	〃	金銅飯食器	１口		
	〃	銅飲食器（脚欠）	１口	西寺六丁目（常楽寺）	平安
	〃	金銅火舎	１口		
	彫	木造吉彦命坐像（附　木造随身坐像２躯）	１躯	石部西一丁目（吉御子神社）	平安
	〃	木造阿弥陀如来坐像	１躯	東寺五丁目（長寿寺）	〃
	〃	木造阿弥陀如来坐像	１躯	〃（〃）	〃
	〃	木造釈迦如来坐像	１躯	〃（〃）	〃
	〃	木造釈迦如来坐像	１躯	西寺六丁目（常楽寺）	〃
	〃	木造二十八部衆立像	２８躯	〃（〃）	鎌倉
	〃	木造千手観音坐像	１躯	〃（〃）	南北朝
	〃	木造十一面観音立像	１躯	三雲（上乗寺）	平安
	〃	木造十一面観音立像	１躯	〃（永照院）	〃
	〃	木造薬師如来坐像	１躯	岩根（善水寺）	〃
	〃	木造梵天・帝釈天立像	２躯	〃（〃）	〃
	〃	木造兜跋毘沙門天立像	１躯	〃（〃）	〃
	〃	木造持国天・増長天立像	２躯	〃（〃）	鎌倉
	〃	木造四天王立像	４躯	〃（〃）	平安
	〃	木造不動明王坐像	１躯	〃（〃）	〃
	〃	木造僧形文殊坐像	１躯	〃（〃）	〃
	〃	金銅誕生釈迦仏立像	１躯	〃（〃）	奈良
	〃	木造金剛二力士立像	２躯	〃（〃）	平安
	〃	木造阿弥陀如来立像	１躯	菩提寺（菩提禅寺）	〃
	〃	木造十一面観音立像	１躯	正福寺（正福寺）	〃
	〃	木造十一面観音立像	３躯	〃（〃）	〃
	〃	木造薬師如来坐像	１躯	〃（〃）	〃
	〃	木造地蔵菩薩半跏像	１躯	〃（〃）	〃
	〃	木造大日如来坐像	１躯	〃（〃）	〃
	書	紙本墨書常楽寺勧進状	３巻	西寺六丁目（常楽寺）	鎌倉・南北朝・室町
重要美術品	絵	絹本著色釈迦如来及四天王像	１幅	西寺六丁目（常楽寺）	鎌倉
	工	石造燈籠	１基	菩提寺（八王子神社）	南北朝
天然記念物		平松のウツクシマツ自生地		平松	
史跡		廃少菩提寺石多宝塔および石仏		菩提寺	
録有形文化		妙感寺本堂（観音堂）	１棟	三雲（妙感寺）	昭和１２年

（　建＝建造物　　絵＝絵画　　工＝工芸　　彫＝彫刻　　書＝書跡　）　　資料：　生涯学習課

⑤ 埋蔵文化財

本市の埋蔵文化財は以下の通りで、遺跡の種類としては、社寺跡、城館跡、古墳群などが多くなっています。また時代区分では、中世の遺跡が最も多く、ついで古墳時代の遺跡が多くなっています。

【平成 28 年度（2016 年度）における湖南市の埋蔵文化財一覧】

No.	遺跡名	所在地	種類	時代
1	六反古墳群	西寺	古墳群	古墳
2	五軒茶屋遺跡	緑台	生産遺跡	江戸
3	柿ヶ沢古墳群	緑台	古墳群	古墳
4	金山遺跡	緑台	鉱石採掘地	その他
5	石部城遺跡	中央	城館跡	中世
6	蓮城寺遺跡	中央	寺社跡	その他
7	宮の森古墳群	東	古墳群	古墳
8	青木城遺跡	西	城館跡	中世
9	長寿寺遺跡	東寺	社寺跡	その他
10	十王寺遺跡	東寺	社寺跡	その他
11	阿星寺遺跡	東寺	社寺跡	その他
12	常楽寺遺跡	西寺	社寺跡	その他
13	西教寺遺跡	西寺	社寺跡	その他
14	常立遺跡	西寺	社寺跡	その他
15	下田城遺跡	下田	城館跡	中世
16	横田城遺跡	朝国	城館跡	中世
17	朝国館遺跡	朝国	城館跡	中世
18	観音寺遺跡	朝国	社寺跡	中世
19	朝国遺跡	朝国	その他墓跡	その他
20	岩根館遺跡	岩根	城館跡	中世
21	塚越古墳	岩根	古墳	古墳
22	大谷古墳	岩根	古墳群	古墳
23	花園寺遺跡	岩根	社寺跡	その他
24	正法寺遺跡	岩根	社寺跡	中世
25	善水寺遺跡	岩根	社寺跡	中世
26	岩根城遺跡	岩根	城館跡	中世
27	不動寺遺跡	岩根	社寺跡	中世
28	丸保古墳群	正福寺	古墳群	古墳
29	寒谷古墳群	正福寺	古墳群	古墳
30	岡ノ山遺跡	平松	城館跡	中世
31	塚山古墳	正福寺	古墳	古墳
32	東正福寺城遺跡	正福寺	社寺跡・城館跡	奈良・中世
33	岩瀬谷古墳群	正福寺	古墳群	古墳
34	西正福寺城遺跡	正福寺	城館跡	中世
35	青木館遺跡	菩提寺	城館跡	中世
36	谷城遺跡	菩提寺	城館跡	中世
37	竜王山古墳群	菩提寺	古墳群	古墳
38	少菩堤寺遺跡	菩提寺	城館跡	中世
39	山の神古墳群	菩提寺	古墳群	古墳
40	菩提寺城遺跡	菩提寺	城館跡	中世
41	三雲城遺跡	三雲	城館跡	中世
42	真道寺遺跡	三雲	社寺跡	その他
43	園養山古墳群	三雲	古墳群	古墳
44	三雲塚古墳群	三雲	古墳群	古墳
45	勅使野古墳群	三雲	古墳群	古墳
46	妙感寺山古墳群	三雲	古墳群	古墳
47	園養山遺跡	三雲	社寺跡	中世
48	三雲寺遺跡	三雲	社寺跡	中世
49	三雲城遺跡	吉永	城館跡	中世
50	夏見城遺跡	夏見	城館跡	中世
51	二子山古墳	夏見	古墳	古墳
52	狐塚古墳	夏見	古墳	古墳
53	了安寺遺跡	夏見	集落跡・社寺跡	中世
54	光明寺遺跡	夏見	社寺跡	中世
55	針氏城遺跡	針	城館跡	中世
56	片山遺跡	針	社寺跡	その他
57	狐栗古墳群	針	古墳群	古墳
58	針城遺跡	針	城館跡	中世
59	井戸遺跡	針・中央	集落跡	縄文～室町
60	高木陣屋遺跡	平松	城館跡	中世
61	茶臼山古墳群	平松	古墳群	古墳
62	南照寺遺跡	平松	社寺跡	その他
63	平松城遺跡	平松	城館跡	中世
64	尊光寺遺跡	平松	集落跡・社寺跡	弥生～古墳
65	城山城遺跡	柑子袋	城館跡	中世
66	円福寺遺跡	柑子袋	社寺跡	その他
67	丸岡城遺跡	柑子袋	城館跡	中世
68	八島寺遺跡	柑子袋	社寺跡	その他
69	東丸岡城遺跡	柑子袋	城館跡	中世
70	養林寺遺跡	柑子袋	社寺跡	中世

資料：生涯学習課

（3）景観

本市には、田園や里山、湖南三山を始めとする社寺、集落によって構成される良好な農村景観や彩り豊かな四季が感じられる自然景観、旧東海道の歴史的な町並みなど、多様な景観資源が存在しています。景観法に基づき策定した湖南市景観計画 改定版では、野洲川および国道１号周辺地区と三雲地域旧東海道沿道地区を重点地区に指定しており、湖南市屋外広告物条例の施行や地域と連携して保全に取り組んでいます。

この他、環境省が行った環境保全基礎調査では「十二坊」が自然環境保全上重要な特殊地学景観として挙げられています。また、滋賀県の「守りたい育てたい湖国の自然 100 選」※では、平松のウツクシマツ自生地が選定されています。

一方で人口減少、少子高齢化、核家族化などによる空き家・空き地が増加しており、景観を阻害するだけでなく安全性の低下なども問題となっています。

※ふるさとの野生動植物を絶滅させることなく、子や孫たちの未来へ引き継ぐため、保全、再生を図ることがふさわしい野生動植物の生息・生育地を選定したもの



【重点地区指定範囲】

資料：湖南市景観計画 改定版

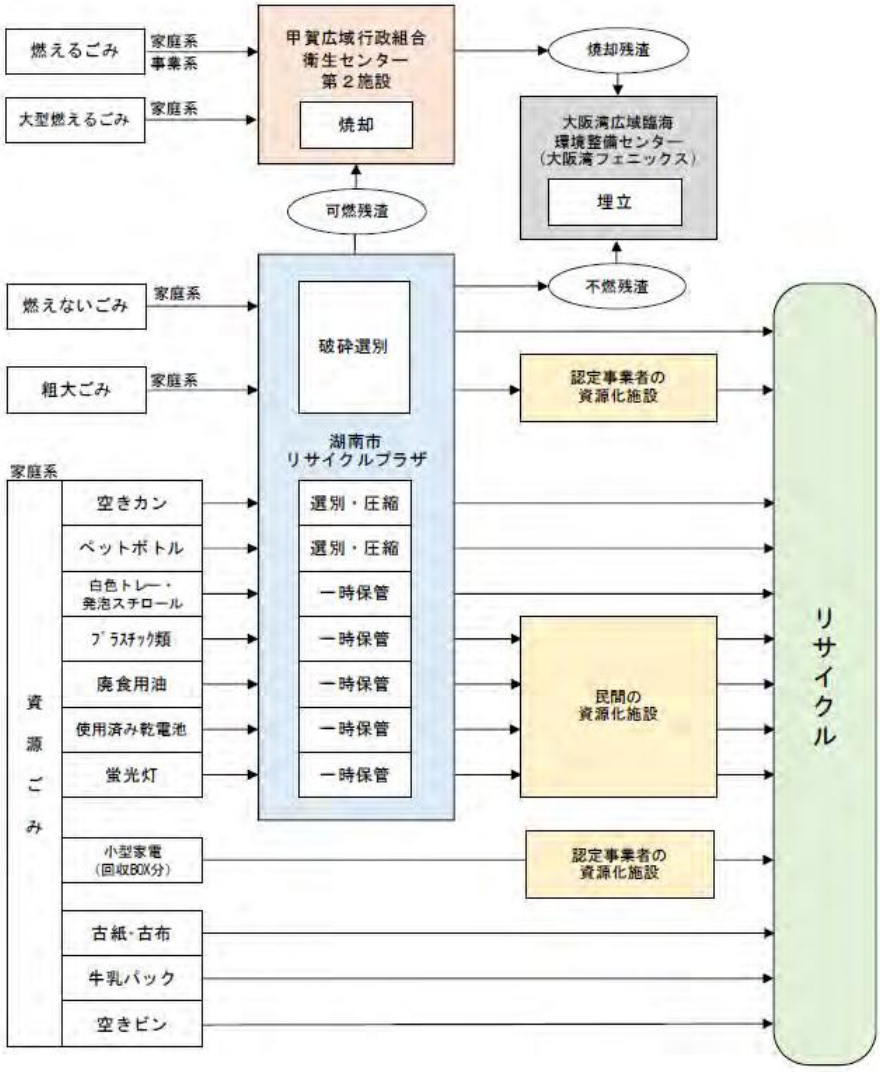
５．　地球環境

（１）廃棄物

①　分別ごみ

市の分別ごみは下図左側の 15 分別を基本に行っています。可燃ごみ及び可燃粗大は、甲賀広域行政組合衛生センターの焼却施設（以下「組合焼却施設」という。）で処理し、焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター処分場（以下「フェニックス処分場」という。）で埋立処分しています。

また、不燃ごみ、不燃粗大及び資源ごみは本市のリサイクルプラザで処理しています。

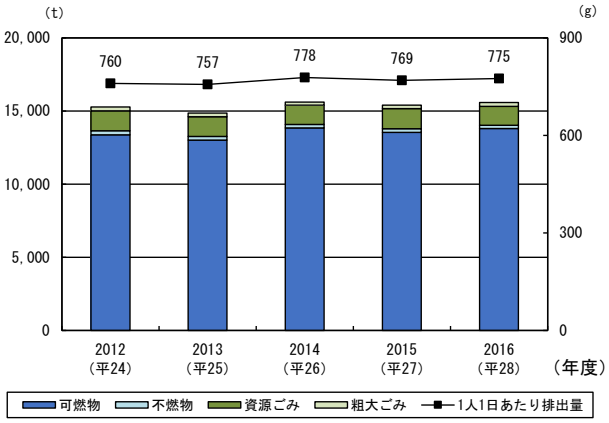


【ごみ処理フローの現状】

資料：第二次湖南市一般廃棄物処理基本計画

市によるごみの収集量について見ると、総収集量は全体的に 1.5 万ｔ前後で推移しています。内訳について見ると、可燃物は割合が最も多く約 88%を占めています。

また、一般廃棄物の市民１人１日当たりの排出量は、平成 26 年度（2014 年度）が最も高く 778g となっています。

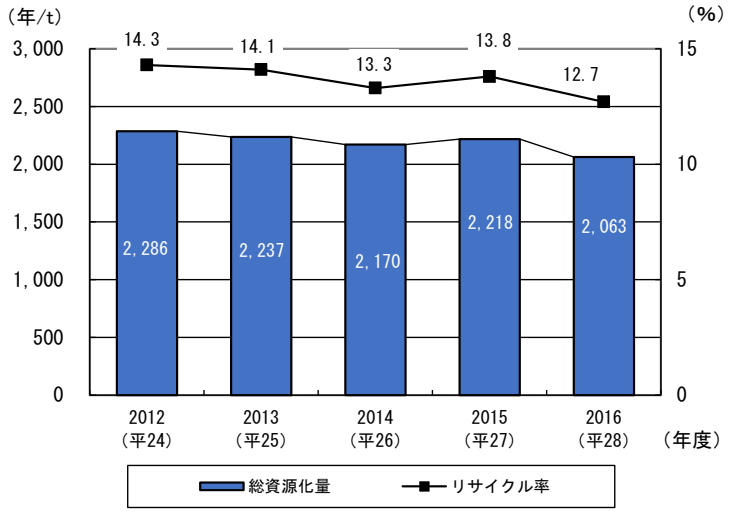


【市によるごみ収集量の推移】

資料：湖南市統計資料

② 総資源化量及びリサイクル率

市における資源集団回収量も含めた総資源化量及びリサイクル率は、下図に示すように、平成 24 年度（2012 年度）～平成 28 年度（2016 年度）にかけて減少傾向にあります。これは、スーパーなどの店舗回収が普及していることが影響していると考えられます。



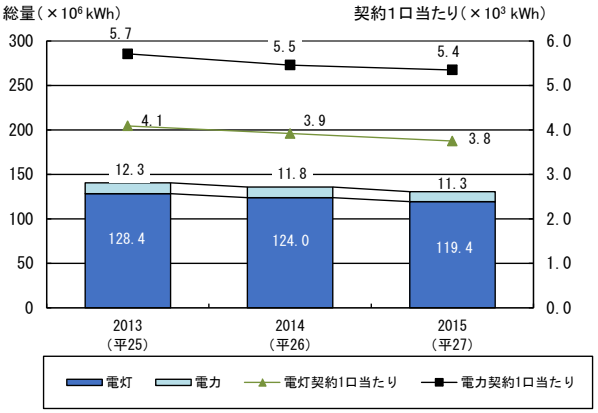
【総資源化量及びリサイクル率の普及】

資料：一般廃棄物処理実態調査

（２）エネルギー

① 使用電力量

平成 27 年度（2015 年度）の市内における使用電力量を見ると、電灯（家庭での使用が主と考えられる）が約 120×10⁶kWh、電力（工場などでの使用が主と考えられる）が約 11×10⁶kWh となっています。過去３年間の推移を見ると、使用量、契約１口当たり使用量とともに減少傾向にあります。



【湖南市内における使用電力量の推移】

資料：湖南市統計資料

② 自然エネルギー

本市では、地球温暖化対策として様々な地域の自然エネルギーの導入と活用を進めています。

■太陽光エネルギー

市では、全国に先駆けて市民共同発電所を稼働しており、平成 29 年度（2017 年度）現在、コナン市民共同発電所として４機が稼働しています。売電収入は、こなん地域商品券として出資者に配当され、地域内経済循環の一助となっています。また、「自然エネルギーは地域のもの」をキャッチフレーズとしたこれらの取組は、全国から注目されており、コナン市民共同発電所などを見学するコナン・ツーリズムとして多くの視察団が本市を訪れています。



【コナン市民共同発電所（温泉施設ゆらら）】

資料：地域エネルギー室

この他、市の施設として岩根小学校や石部南市営住宅、学校給食センターなどに率先して太陽光発電設備の導入を進めています。また、市内企業からの寄附による中学校への導入や自治会における導入など、市の施設以外でも太陽光発電設備が普及しつつあります。

■バイオマスエネルギー

市では、積極的に廃食用油の活用を進めており、温泉施設ゆららでは露天風呂のボイラーの補助燃料として廃食用油から精製されたＢＤＦ（バイオディーゼル燃料）を利用しています。また、市以外にも食品メーカーや給食センターから集めた廃食用油を農業用ボイラーの燃料として活用したり、ＢＤＦに精製し、自社のトラックや温泉用ボイラーの燃料として活用する取組を展開する企業があります。また、廃食用油から石鹸を作るといった再利用も行っています。

この他、こなんイモ・夢づくり協議会では市民・近畿大学・市が協働して市内小学校や介護施設など 41 か所でサツマイモの空中栽培が行われ、サツマイモを活用した発電実験やスイーツづくりなどを展開しています。また、市域の豊かな森林をバイオマスエネルギーとして活用するため、ペレットストーブなど木質バイオマス設備の導入に向けた事業計画の策定などを行っています。



【発電の実験の様子】

資料：地域エネルギー室

■小水力

県では、地域住民が主体で農業水利施設を活用した水力発電事業などによるエネルギーの地産地消を進めており、本市でも東寺地区において、農業用水路を活用した小水力発電の実証実験や地域で勉強会などを行っています。

■こなんウルトラパワー株式会社の取組

地域新電力事業を行うこなんウルトラパワー株式会社は、市と連携して自然エネルギーの普及に取り組んでおり、市内公共施設や市内民間企業への電力の供給や日枝中学校と甲西北中学校を対象とした省エネルギー診断などを行っています。

■自然エネルギー普及に向けた取組

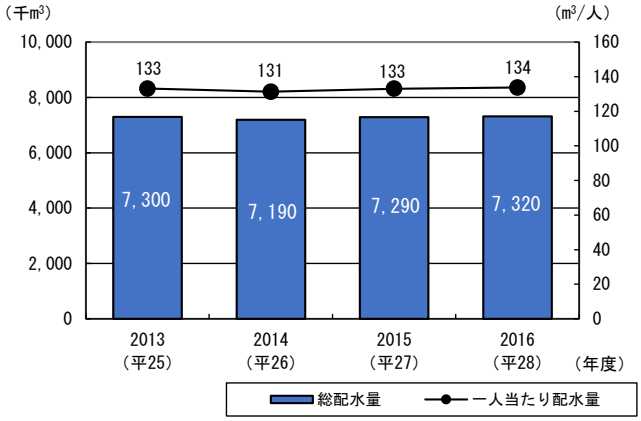
市では、地域が主体となって身近な自然エネルギーを最大限活用し、地域経済の自立・循環・活性化を実現するため、平成 24 年度（2012 年度）から、全国の先進事例の取組などを紹介する市民連続講座を開催しています。また、間伐材を使ったものづくり体験を通して、地域資源や自然環境の大切さを学ぶため、親子を対象とした夏休み親子エコ・ものづくり講座などにも取り組んでいます。

（３）水循環

① 上水道

本市の上水道普及率は県平均を上回って推移してきており、平成 28 年度（2016 年度）末時点で 100%となっています。上水道の 95%は琵琶湖を水源とする県水に依存しており、残り５%の自己水源としては一部地下水、川の表流水などを利用しています。

平成 28 年度（2016 年度）の給水状況について見ると、給水人口は約 5,500 人、年間総配水量 7,320 千 ㎥となっています。平成 25 年度（2013 年度）からの推移について見ると、年間総配水量および一人当たり配水量はともに平成 26 年度(2014 年度)から増加しています。



【湖南市における年間配水量】

資料：湖南市統計資料

② 下水道

下水道事業は、琵琶湖流域下水道事業により湖南中部処理区として整備が進められており、平成 29 年度（2017 年度）現在で普及率 97%、水浄化率 94%、水浄化普及率 91%となっています。

【平成 29 年度（2017 年度）における下水道整備状況】

	（A）	（B）	（C）			
処理面積	行政区域内人口	処理区域内人口	水洗化人口	普及率	水洗化率	水洗化普及率
（ha）	（人）	（人）	（人）	（%）	（%）	（%）
1,421.62	56,347	49,961	44,618	89%	89%	79%

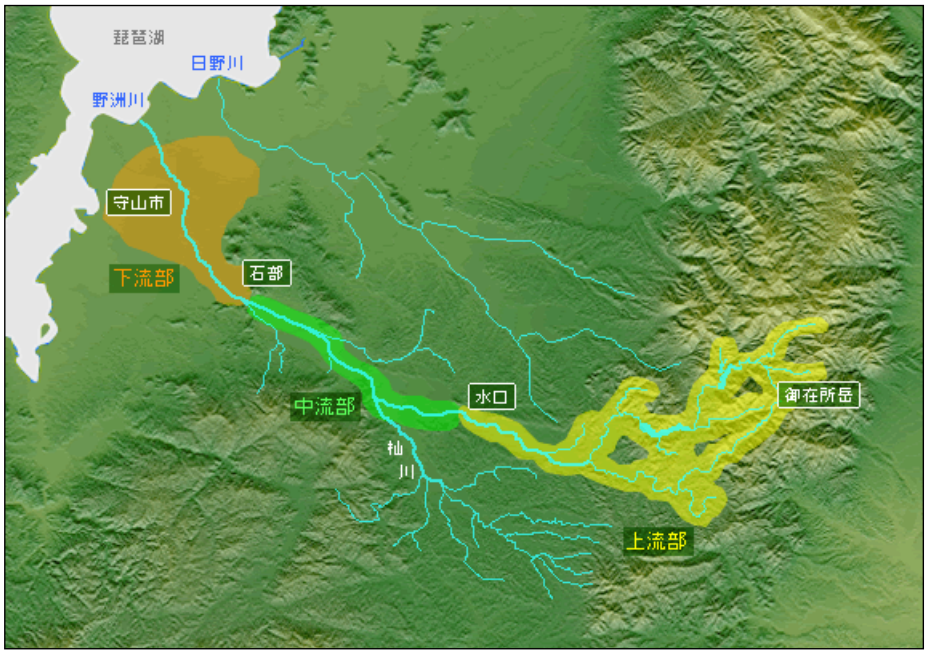
資料：上下水道課

③ 河川を軸として琵琶湖へと連なる流域のつながり

流域面積、長さ共に滋賀県で最大の野洲川流域は、琵琶湖の南東に位置し、上中流の甲賀市、本市と下流の栗東市、守山市、野洲市の５市にまたがっています。

野洲川周辺の流域を見てみると、中流にあたる本市の石部を頂点に広大な扇状地が広がり、湖岸には、琵琶湖を北湖と南湖に分ける国内でも最大規模の三角州が形成されています。

本市は、琵琶湖につながる野洲川の中流部に位置しており、下流地域や琵琶湖の水質への影響が大きいことから、流域を意識した水質保全に協力する必要があります。



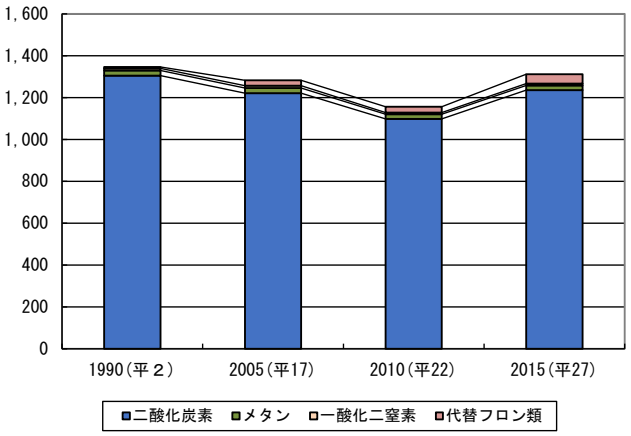
資料：近畿農政局　野洲川沿岸農地防災事業所

（４）地球温暖化

①　滋賀県における温室効果ガス排出量

■温室効果ガス総排出量

県内における平成 27 年度（2015 年度）の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で 1,311 万ｔ-CO_2であり、基準年度である平成２年度（1990 年度）と比較して約 2.6%減少しています。また温室効果ガス排出量の約 94%を占める二酸化炭素の平成 27 年度（2015 年度）の排出量は 1,236 万ｔ-CO_2であり、平成２年度（1990 年度）と比較して約５%減少しています。



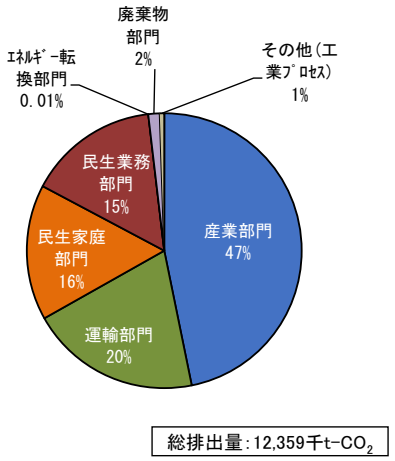
【滋賀県における温室効果ガス排出量の推移】

資料：滋賀県における温室効果ガス排出実態について（2015 年度）

■部門別排出量

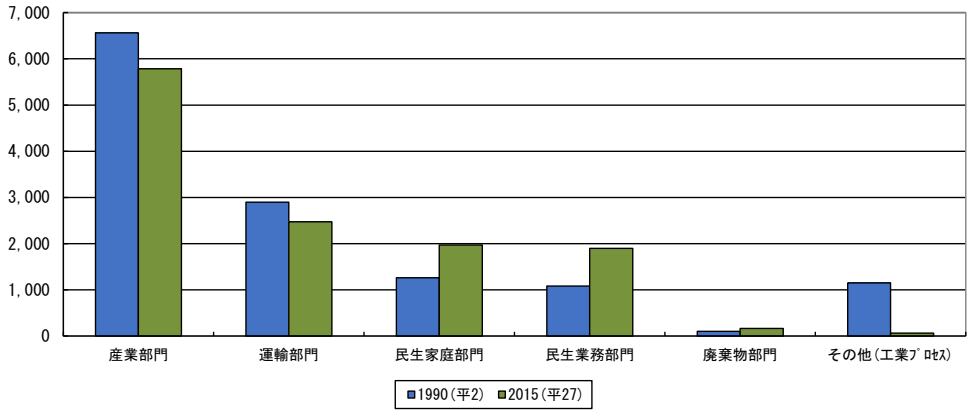
県内における平成 27 年度（2015 年度）の二酸化炭素の部門別排出量は、多い順に産業部門、運輸部門、民生家庭部門、民生業務部門となっています。平成２年度（1990 年度）の排出量と比較すると、産業部門が約 12%、運輸部門が約 14%減少し、民生家庭部門が約 57%、民生業務部門が約 75%増加しています。

※自動車から排出される二酸化炭素は、すべて運輸部門に含まれる。



【平成 27 年度（2015 年度）における部門別二酸化炭素排出

資料：滋賀県における温室効果ガス排出実態について（2015 年度）



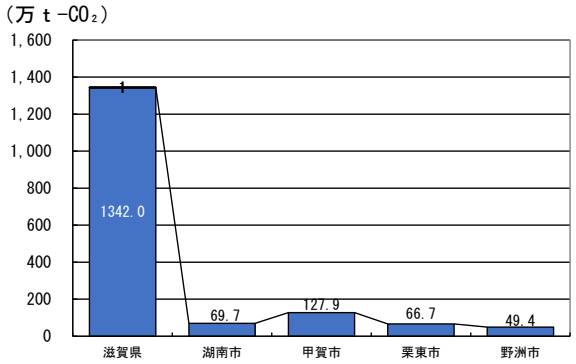
【平成２年度（1990 年度）と平成 27 年度（2015 年度）の部門別二酸化炭素排出量の比較】

資料：滋賀県における温室効果ガス排出実態について（2015 年度）

② 湖南市における温室効果ガス排出量

■温室効果ガス総排出量

環境省が公表している温室効果ガス排出量について見ると、平成 27 年度（2015 年度）における本市の温室効果ガス排出量は約 70 万 t-CO_2となっており、滋賀県の排出量の約 5.2%を占めています。

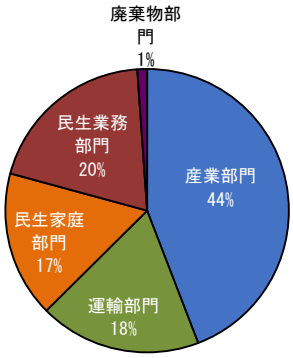


【平成 27 年度（2015 年度）湖南市における温室効果ガス排出量】

資料：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

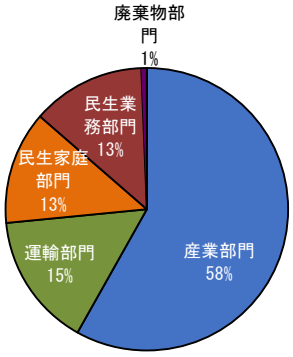
本市の部門別の排出割合を見ると、産業部門の占める割合が最も高く（約 55%）、次いで運輸部門（約 15%）、民生家庭部門及び民生業務部門（約 13%）、廃棄物部門（約 1 %）の順に高くなっています。県と比較すると、本市は産業部門の占める割合が高く、県が 44%なのに対し本市は 58%と半数以上となっています。

（滋賀県）



総排出量：13,420千t-CO_2

（湖南市）



総排出量：697千t-CO_2

【部門別二酸化炭素排出割合（平成 27 年度（2015 年度））】

資料：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

６．　人づくり

（１）学校における環境活動の取組

良好な環境を保全していくためには、将来を担う子どもの環境意識の啓発を図る必要があり、本市の全小中学校において環境活動を行っています。

小学校においては、全校児童を対象に美化活動（クリーン作戦）が行われています。また、４年生の児童を対象として森林での体験を通して、森林の働きや重要性についての理解を深め、森への興味関心をもつとともに、自然を大切にする心情を育むことを目的とした「やまのこ」事業やリサイクルプラザなどの施設の見学、５年生を対象とした学習船「うみのこ」に乗船し、びわ湖に親しむ体験学習「フローティングスクールうみのこ」などが継続的に行われています。

中学校においても美化活動や緑化活動、また、環境問題について学ぶ機会などが設けられており、子ども達の環境意識の啓発につながっています。

【平成 29 年度（2017 年度）における市内小中学校の活動の概要】

No.	学校名	主な活動内容	延べ参加人数
1	三雲東小学校	４年　森林環境学習「やまのこ」、リサイクルプラザ・浄水場・衛星センター見学	56
		５年　フローティングスクールうみのこ	48
		全校　クリーン作戦、地域清掃(年２回)、一人一鉢栽培	296
2	三雲小学校	４年　森林環境学習「やまのこ」、リサイクルプラザ見学	84
		５年　フローティングスクールうみのこ	72
		全校　クリーン作戦、通学路・校舎周辺清掃	490
3	石部小学校	１年　京都水族館見学	77
		２年　琵琶湖博物館、帰帆島見学	61
		４年　森林環境学習「やまのこ」、リサイクルプラザ見学	57
		５年　フローティングスクールうみのこ、自動車工場見学、宮川ゴーシュー見学、水質検査	59
		全校　クリーン作戦、校区内清掃	383
4	岩根小学校	４年　森林環境学習「やまのこ」	38
		５年　フローティングスクールうみのこ	31
		４～６年　ホタル環境学習	99
5	菩提寺北小学校	４年　森林環境学習「やまのこ」	47
		５年　フローティングスクールうみのこ	53
		全校　環境美化活動	282
		全校　ごみゼロの日クリーン活動	282
		全校　びわ湖の日クリーン活動	282
		全校　県下一斉清掃の日クリーン活動	282
6	下田小学校	４年　森林環境学習「やまのこ」、リサイクルプラザ・水口クリーンセンター見学	29
		５年　フローティングスクールうみのこ	44
		全校　環境美化活動	260
7	水戸小学校	４年　森林環境学習「やまのこ」、リサイクルプラザ・吉川浄水場・大津市科学館見学	68
		５年　フローティングスクールうみのこ	68
		全校　環境美化活動	380
8	石部南小学校	３～４年　みどりのバトンタッチ	77
		４年　森林環境学習「やまのこ」	36
		５年　フローティングスクールうみのこ	48
		全校　クリーン作戦	257
9	菩提寺小学校	４年　森林環境学習「やまのこ」、リサイクルプラザ・衛星センター・浄水場・下水処理場見学、ひめやしゃぶし植樹	52
		５年　フローティングスクールうみのこ	75
		全校　クリーン作戦	405
10	石部中学校	２年　健康と環境	121
		３年　自然と人間　環境とはなんだろう	106
		全校　親子環境美化活動	500
11	甲西中学校	全校　環境整備作業、学校内及び周辺清掃	360
12	甲西北中学校	地域の方と花壇の苗植え	50
		全校　親子環境美化活動	471
13	日枝中学校	３年　理科調べ学習　地球規模の環境問題	103
		全校　クリーングリーン作戦　地域清掃、フラワーロード作戦	318

資料：学校教育課

（２）地域における環境活動の取組

環境活動は学校だけでなく地域でも継続的に行われています。平成 29 年度（2017 年度）現在、５つのまちづくりセンターと市立甲西図書館、イワタニランドさとづくり会児童学習会、リサイクルプラザの計８つの施設で様々な活動が行われています。

リサイクルプラザで行われている施設の見学や研修などの参加人数は、延べ 300 人となっており、現行計画策定時である平成 19 年（2007 年）の 1,740 人と比べて６分の１程度まで減少しています。一方で岩根まちづくりセンターや下田まちづくりセンターではホタル学習や子ども講座など環境活動の機会が増え、参加人数が大幅に増加しています。

【地域における環境活動の概要】

No.	施設名	主な活動内容	延べ参加人数
1	石部まちづくりセンター	ポイ捨て禁止立て看板設置（20ヵ所）、既設看板整備、地域内ごみの不法投棄パトロール	35
2	石部南まちづくりセンター	高齢者学級サロンはなみずき　７月七夕そうめん18人、９月脳トレ13人、11月紙芝居17人、３月編物20人	59
3	岩根まちづくりセンター	いわね大学、きらめき学級「環境と防災」、ホタル学習、防災運動会、ホタル幼虫放流、自然の恵みお菓子作り、芝桜植栽地清掃、十二坊僧跡清掃	1,160
4	菩提寺まちづくりセンター	菩提寺歴史散歩、菩提寺山初日の出ハイキング、歴史講座、子ども講座、ハリキリンピック、すくすく広場、ペットボトルロケット	497
5	下田まちづくりセンター	館外研修守山市(びわ湖のヨシと佐川美術館)、祖父川芝桜植栽、季節の寄せ植え	68
6	市立甲西図書館	古布リフォームサークル第８回作品展、体験教室	230
7	イワタニランドさとづくり会児童学習会	野洲川での水質調査の校外学習	50
8	リサイクルプラザ	校外学習　市内小学校４年生　リサイクルプラザ施設見学	300

資料：生活環境課、地域創生推進課、人権擁護課、市立甲西図書館

この他、市内には行政区をベースとした７つの地域まちづくり協議会があり、環境活動に限らず区や自治会では解決できない課題の解決や住みやすい地域を目指し、地域全体で連携・協力して様々な活動を行っています。

【まちづくり協議会の環境に関する活動概要】

協議名	主な活動内容
三雲学区まちづくり協議会	「東海道」を基軸として花植えや案内板の設置、清掃活動などを行うとともに、防災、福祉、住民の絆を高める事業に取り組んでいます。
石部学区まちづくり協議会	旧東海道石部宿の歴史文化遺産を活用し「酒蔵めぐり」などのイベントと連携した取組や、立て看板や史跡の説明看板など街道の整備を行っています。
石部南学区まちづくり協議会	小学校などと連携し学区民の防災危機意識を高める防災訓練などの活動やプランターの花植え・管理、ふれあい健康ウォーキングやマラソンの開催などに取り組んでいます。
岩根まちづくり協議会	防災・防犯意識の向上として、防災ベンチを活用した防災訓練の実施や県道やバイパス沿道の美化活動、子どもの見守り活動の充実のため地域と学校が連携した取組やグリーンカーテンなどに取り組んでいます。
菩提寺まちづくり協議会	滋賀県立大学と協働で地域の竹林を活用して建設したバンブーハウスの維持管理や歴史講座の開催、竹林の維持活動、たけのこ堀、きのこ栽培などに取り組んでいます。
下田学区まちづくり協議会	防災意識の向上を図るため防災訓練の実施や地域の交流を深める泥りんピック・ふれありまつりの開催、季節野菜を素材とした料理教室などを行っています。
水戸学区まちづくり協議会	田代が池公園を核に、公園内の整備や植樹、防災訓練の実施、地域内外の住民の交流を深めるフリーマーケットの開催などに取り組んでいます。

資料：各まちづくり協議会ホームページ

（３）環境関連団体

市内において、環境保全協議会に所属する団体は 25 団体あり、清掃美化や森林保全、水環境の保全、緑化運動などが行われています。具体的な活動内容としては、身近な河川や沿道などの清掃活動や、身近な水質調査、湖南市環境保全協議会参加、環境学習への協力、募金活動、観察会への参加などがあります。

多くの活動は、学校や教育機関と連携して行われていますが、活動資金や人材の不足、活動に費やす時間がない事などが課題となっています。

この他、淡海エコフォスター制度にもとづいて継続的なボランティア活動をしている団体が、平成 29 年度（2017 年度）現在 18 団体あり、様々な活動を行っています。淡海エコフォスター制度とは、エコ（環境）とフォスター（育成する）を結びつけ、環境こだわり県滋賀を表す「淡海」を冠したもので、各種団体や企業が継続的なボランティア活動により、湖岸、県道などの公共スペースの一定の区画を、愛情と責任をもって美化を推進していく制度でのことです。

【淡海エコフォスター活動団体一覧】

エコフォスター名	活動主体	実施場所
イワタニランド区	住民	大山川
ＳＷＥＥＰＥＲスイパー石部地区	住民	石部停車場線ほか道路
三貴設備工業（株）	企業	野洲川
（株）シガ技研	企業	県道彦根八日市甲西線
荒川エコフォスター （岩谷化学工業（株）滋賀工場）	企業	大山川
湖南団地友輪クラブ	住民	茶釜川
㈱平和堂甲西中央店	企業	県道４号草津伊賀線
美松電気（株）	企業	家棟川左岸
木村舗装（株）	企業	県道草津伊賀線
群栄化学工業（株）滋賀ユニット	企業	主要地方道彦根八日市甲西線
（株）望月組	企業	湖南市吉永～岩根（新生橋）
創建	企業	湖南市三雲
（有）谷口建設工業	企業	湖南市菩提寺地先
共和建設（株）	企業	湖南市石部
ＴＯＴＯ（株）滋賀工場	企業	湖南市朝国
ア・ア・ンコーポレーション（株）	企業	県道13号彦根甲西八日市線ほか
克心興業	企業	県道草津伊賀線

出典：甲賀環境事務所

第 4 章　現行計画の取組状況

１．　現行計画の進捗状況の評価

現行計画に記載されている施策の進捗状況を把握するため、環境に関連する各課を対象として、事業の実施状況をヒアリングし、11 課から回答を得ました。

基本目標単位で基本施策の実施状況を見てみると、全ての基本施策が取り組まれており、実施率は 100%となっています。基本施策単位で具体的施策の実施状況を見てみると「10 その他の地球環境問題への取組み」を除く全ての具体施策が取り組まれており、実施率は 98%となっています。

【現行計画の施策実施状況】

基本目標	基本施策		基本目標単位の評価				基本施策単位の評価			
				基本施策実施数	実施率	事業数		具体的施策実施数	実施率	事業数
共生	1	多様な自然環境の体系的な保全	4	4	100%	15	6	6	100%	9
	2	身近な自然生態系の保全と創造					5	5	100%	10
	3	自然とふれあう機会の創出					3	3	100%	8
	4	自然景観の保全、活用					4	4	100%	5
循環	5	ごみ減量・リサイクルの推進	6	6	100%	13	5	5	100%	4
	6	省エネルギーの推進					3	3	100%	2
	7	環境負荷の小さいまちづくりの推進					4	4	100%	5
	8	琵琶湖とのつながりを意識した流域環境づくり					4	4	100%	3
	9	地球温暖化防止への取組みと対策推進					2	2	100%	2
	10	その他の地球環境問題への取組み					2	1	50%	1
快適	11	生活環境の確保	3	3	100%	7	7	7	100%	2
	12	環境美化の推進					3	3	100%	2
	13	水と緑を生かした田園都市景観の形成					2	2	100%	4
文化	14	歴史資源や伝統文化の保全と継承	3	3	100%	9	5	5	100%	7
	15	東海道沿いの町並みの再生					2	2	100%	2
	16	環境文化の創造・継承					2	2	100%	3
協働	17	環境学習・環境教育の推進	4	4	100%	12	4	4	100%	13
	18	環境情報ネットワークの整備・提供					4	4	100%	4
	19	環境保全活動の推進					4	4	100%	2
	20	環境自治に向けた体制の構築					6	6	100%	1
合計			20	20	100%	56	77	76	98%	89

※＊マークのある施策については一部実施のものを含んでいる。
※表中の事業数について、複数の基本施策、具体的施策に該当する事業については、重複して実績を掲載している。

２．　基本目標ごとの取組評価

具体的施策の取組状況や事業数などを踏まえ、現行計画の取組状況を評価しました。

基本目標１：共生（豊かな自然と地球を未来に残します）

評価できる点	里山保全事業や河川愛護活動事業、野洲川親水公園魅力向上プロジェクトなどにより、身近な自然や景観の保全活動が積極的に取り組まれています。また、豊かな自然とふれあう機会の創出として野洲川鮎フェアや夏休み親子エコ・ものづくり事業などが行われています。
課　題	今後も市民の自然環境保全に関する意識を高めるため、自然とふれあう場や体験する機会を積極的に確保する必要があります。 在来種や天然記念物の保全・活用、外来種対策を積極的に進める必要があります。

基本目標２：循環（環境負荷の小さい社会を築きます）

評価できる点	節水や雨水利用活動などにより水資源の循環利用の促進や琵琶湖とのつながりを意識した流域環境づくりが進んでいます。 また、市民連続講座による市民に自然エネルギーへの関心と理解を深める機会の提供やごみの減量・リサイクルが行われています。
課　題	今後も市民、事業者、行政が一体となって省エネルギー対策を進めるとともに、環境負荷軽減を意識した取組が必要です。また、薪・ペレットストーブやイモ発電など市の特性を活かした新エネルギーの活用、活用に向けた情報収集・発信などを行っていく必要があります。

基本目標３：快適（健康で良好な生活環境を守ります）

評価できる点	河川愛護活動事業や環境美化の推進、生活環境の緑づくり事業により市民の緑化意識、環境美化意識の向上が図られ、良好な生活環境が守られています。
課　題	良好な生活環境を保全していくため、今後も排出ガスの抑制や廃棄物、有毒化学物質の適切な処理、騒音などの対策を継続的に推進していく必要があります。

基本目標４：文化（潤いのある文化的な環境をつくります）

評価できる点	本市の歴史や伝統文化に関する講座、湖南市東海道石部宿まつり、国宝湖南三山紅葉めぐりなどの開催、環境学習を通じて歴史資源や伝統文化、東海道沿いの町並みの保全が行われています。
課　題	地域の祭事や伝統工芸を保全していく取組を今後も積極的に推進していく必要があります。 また、特に東海道沿いについては、関連する歴史資源を連携させての保全・活用を積極的に進める必要があります。

基本目標５：協働（みんなが一体となって環境自治を進めます）

評価できる点	学校と地域が連携した農業体験学習「たんぼのこ」や森林環境学習「やまのこ」などにより、環境への興味関心を促すとともに、自然を大切にする心情を育む機会が確保されています。 また、環境に関するイベントや講座、講習の開催を通じて環境の美化活動に対する関心を高める活動が取り組まれています。
課　題	個々の取組からそれぞれの取組を連携させるため、市民の活動によって得た経験の共有、活用をする仕組みづくりや人々の交流、情報提供する場を今後も継続して提供できるように整備していく必要があります。また、市民、事業所、行政、学校などが協力して環境情報ネットワークをつくる必要があります。

３．　重点プロジェクトごとの取組評価

■重点プロジェクト１：土とのふれあいプロジェクト

概要：農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に、耕作放棄地、あるいはその予備軍となる農地の増加が懸念されることから、農業者やＮＰＯの仲介などにより市民がこのような農地を利活用できるシステムづくりに継続して取り組みます。

利活用にあたっては、市が農業者・ＮＰＯなどとの協働を前提としたふれあい農園や学校教育での子どもの農業体験の場所の開設、また民間事業者が取り組む都市住民をターゲットとしたグリーンツーリズムなどの方策が考えられ、国や県の支援を得て推進します。

数値目標：

【指標名】	単位	目標値（H30年度）	実績値（H29年度）	数値目標の達成率	担当課
農業体験事業の開催件数	件／年	10	14	100％	産業立地企画室

評価：市内全小学校で取り組まれている農林業体験学習「たんぼのこ」「やまのこ」や露地野菜の収穫を体験できる「親と子のおにぎり体験」の開設などの取組を通して、自然と土とのふれあいを楽しむ機会や生命、食べ物の大切さを学ぶ環境がつくられています。また、「市民農園」「ふれあい農園」など農業者やＮＰＯの仲介などにより農地を利活用できるシステムづくりが進んでいます。しかし、グリーンツーリズムなどの発展した取組には至ってない状況となっています。

■重点プロジェクト２：里山プロジェクト

概要：市は、市民や子ども達がその大切さを学ぶフィールドとして里山を育むため、情報の収集・提供を行います。また、森林所有者や生産森林組合は、里山ボランティアをはじめとする市民・事業者と協定締結などを通じた一定のルールのもとで協働し、市は多様な手法で各主体の活動を支援します。一方、里山を守る取組を市全域へ拡大するため、これまでの活動成果を広く周知するとともに、表彰などによる市民意識の高揚を図ります。さらに里山ボランティアや林業に携わる人と連携して、しいたけの栽培や枝打ち体験森林ウォーキングなど様々な体験学習プログラムを企画・開催し、市民や子ども達が循環・共生への理解・関心を深めることを目指します。

評価：森林所有者と里山ボランティア間のルール制定や環境活動の場として提供可能な里山の情報の収集・提供といった取組や里山保全整備事業や中山間地域等直接支払交付金事業などを活用して市民や子ども達がその大切さを学ぶフィールドとしての里山の保全・活用が行われています。また、市内全小学校で取り組まれている「やまのこ」を通して、将来を担う子ども達が森の恵みを体験するとともに循環・共生への理解・関心を深める機会につながっています。

■重点プロジェクト３：バイオマス利活用（廃棄物系）プロジェクト

概要：廃食油の回収量を増やし、バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）としての活用を推進します。また、それを発展させ菜の花プロジェクトの事例にあるように、菜の花畑で栽培した菜種油を地域内で食用として消費し、使用した廃食油を回収・精製し、公用車やふれあいバスなどの燃料として利用する地産地消を視野に入れて、取り組む方法を検討します。また、家庭系生ごみの循環活用に向けた取組として、家庭から排出される調理くずなどの生ごみのリサイクルについて、堆肥化、メタンガス化、飼料化をはじめとするあらゆる方法を検討し、市として技術的、経済性、実行性などを勘案して資源の効率的かつ安定的な循環システムの構築を目指します。

評価：市では継続して廃食油の拠点回収を行っており、市民向けのイベント「こにゃん元気市場」における石鹸作り体験などを通じて廃油回収のための啓発も行っています。しかし、生ごみのリサイクルなど廃食油以外の廃棄物系バイオマスの利活用に係る取組は進んでいない状況となっています。菜の花プロジェクトの事例のような地域循環型の取組については、市民・近畿大学・まちづくり協議会と協働して市内小学校や介護施設など 41 か所でサツマイモの空中栽培が行っており、サツマイモを活用した発電実験やサツマイモスイーツづくりなど循環型の取組が進められています。

■重点プロジェクト４：うつくしふるさと風景づくりプロジェクト

概要：個性豊かな市の景観資源を守るとともに、市域を縁取る山々への眺望や川沿いの開放感あふれる景観を活かし、ふるさとの風景と呼ぶにふさわしい「わがまち一景」を各地域より選出し、景観を生かしたまちづくりを積極的に進めます。また身近な景観づくりに取り組む地域の団体に対し「表彰」する制度を創設して広報などでＰＲすると共に、将来的には「景観法」に基づき景観計画の策定や景観地区の指定などを担う「景観行政団体」を目指すように推進します。

評価：市は平成 25 年（2013 年）12 月に県内 14 番目の景観行政団体に指定されるとともに湖南市景観条例や屋外広告物条例の制定により市のうつくしい景観の保全が行われています。「わがまち一景」など各地域の景観を生かしたまちづくりや身近な景観づくりに取り組む地域の団体に対し「表彰」する制度の創設には至っていませんが、湖南市景観計画に基づくまちづくりが行われています。

■重点プロジェクト５：野洲川「風の道」プロジェクト

概要：国・県と協力しながら野洲川沿いの緑を保全するとともに、周辺の施設整備などにおいても緑化を推進します。これによって、上流からの浄化された新鮮な大気の通り道（「風の道」）をつくり、良好な大気環境の確保を図ります。また、市内においては、街中の緑化を推進して「緑の市街地」の形成を図ります。さらに野洲川沿いの散策路との連携を強化し、個性的で連続性のある緑のネットワークを形成します。

評価：市は野洲川親水公園や緑豊かな街路樹の整備、野洲川の自然環境を活かした体験学習などにより野洲川沿いの緑化を推進しています。しかし個性的で連続性のある緑のネットワークの形成などには至ってない状況となっています。

■重点プロジェクト６：低炭素まちづくりプロジェクト

概要：公共施設をはじめ一般家庭や地域の団体・事業所などに対して、屋上緑化や緑のカーテンの取組み普及運動を環境保全団体などと協力して推進します。また、太陽光発電・風力発電をはじめとする自然エネルギー利用システム、ヒートポンプ式温水器・ガスコージェネレーションシステムなどの高効率型機器の導入も推進します。これらは導入時の多大な初期投資が課題となっているため、国や県の補助金制度や市民共同発電所の取組み、学校の卒業記念時のソーラーパネルの導入など、その負担を軽減するしくみを広報や市ホームページに紹介します。また、温室効果ガスの削減効果が大きい導入事例や導入姿勢が積極的である事例については、市ホームページなどで紹介して表彰する制度を創設します。

数値目標：

【指標名】	単位	目標値（H30年度）	実績値（H29年度）	数値目標の達成率	担当課
公共施設の緑のカーテン取組率	%	60	57	95%	生活環境課
コナン市民共同発電所設置(総出力)	kW	300	166	55%	地域創生推進課

評価：公共施設においては目標値には届かなかったものの全公共施設の約 57%が緑のカーテンに取り組んでいるとともに、ゴーヤの苗づくりと配布により緑のカーテンの普及を進めています。また、コナン市民共同発電所設置により自然エネルギー利用システムの利用が行われています。自然エネルギー利用システム、ヒートポンプ式温水器・ガスコージェネレーションシステムなどの高効率型機器の導入負担を軽減するしくみの紹介や事例の紹介などには至っていませんが、国や県の導入補助金制度に関する情報発信などを市のホームページなどを通じて発信しています。

■重点プロジェクト７：小さな市民協働ダムプロジェクト

概要：使わなくなった浄化槽などの活用に加え、デザイン性に配慮した雨水タンクの普及を通じて家庭や事業所における雨水の貯留を奨励し、庭木や道路などへの水やりや散水、自動車の洗車などへの雨水利用を促進します。また、市の取組としては流域の健全な水循環の確保に向けて、雨水タンクの設置奨励、公共工事などにおける透水性舗装の採用などに取り組みます。こうした小さな市民の取組や市の取組の積み重ねによって大規模ダムの機能を代替する、環境負荷の小さいまちづくりを進めます。

評価：市では公共施設に雨水タンクを設置し、率先してゴーヤによる緑のカーテン事業の水やりに活用していますが、家庭や事業所における雨水の貯留、庭木や道路などへの水やりや散水、自動車の洗車などへの雨水利用、公共工事などにおける透水性舗装の採用などは進んでいない状況となっています。

■重点プロジェクト８：エコな語り部プロジェクト

概要：エコドライブや省エネルギー、節水、ごみの分別などをテーマとした出前講座を企画・開催し、地域への普及を図る人材を「エコな語り部」として育成します。この「エコな語り部」は、環境活動に取り組むＮＰＯや環境活動団体、事業所、環境カウンセラーなど、様々な分野から幅広く環境の専門家を募り、「エコな語り部バンク」に登録してもらいます。また、学校・自治会・事業所・環境団体などの環境に関する学習会や、出前講座に講師として出向き、環境問題への理解を地域へ広げることで、新たな「エコな語り部」の育成を図ります。

数値目標：

【指標名】	単位	目標値（H30年度）	実績値（H29年度）	数値目標の達成率	担当課
出前講座等の開催回数	回／年	10	12	100%	生活環境課

評価：環境をテーマとした出前講座について、平成 29 年度（2017 年度）は省エネをテーマとした講座が 10 回、その他環境に関する講座が２回の計 12 回開催されており、目標値を達成しています。また、環境問題への理解を地域へ広げるための「エコな語り部」の育成と「エコな語り部バンク」の整備を進めています。

■重点プロジェクト９：平成義民（環境ボランティア）プロジェクト

概要：環境基本計画で掲げられた各重点プロジェクトや地域の環境活動などに中心となって取り組む市民・事業者を募り、平成義民（環境ボランティア）として活動を支援します。また、市民は先人のボランティア精神を学ぶことから始め、環境ボランティア宣言を行い、各重点プロジェクトへ積極的に参加し、環境活動の取組を通じて、環境自治の意識を醸成するとともに、地域に根付く環境自治活動を推進します。また、表彰などを通じて、これらの環境自治活動を推奨します。

数値目標：

【指標名】	単位	目標値（H30年度）	実績値（H29年度）	数値目標の達成率	担当課
平成義民宣言人数（累計）	人	60	30	50%	生活環境課

評価：平成 29 年度（2017 年度）時点で平成義民宣言人数は累計 30 人となっており、数値目標を達成していませんが、まちづくり協議会や環境関連団体を通じて市民が主体となった活動が行われており、環境自治の意識の醸成につながっています。しかし環境活動を表彰する精度の整備などは行われていない状況となっています。

■重点プロジェクト 10：環境情報街道プロジェクト

概要：東海道になぞらえて、市および市内の活動団体などが保有する環境情報が行き交う情報ネットワーク「環境情報街道」の構築に取り組みます。個人・家庭、自治会、事業所、環境活動団体などの環境情報は地域の区・自治会やまちづくり協議会（脇本陣）に集め交流するとともに、さらにそれらを市全体の情報の拠点（湖南宿本陣、以下「本陣」）へ一堂に集め、相互の環境情報の共有化を図るとともに、環境自治の活動を支援します。また、市は情報提供や情報公開に努めるとともに、区・自治会やまちづくり協議会をはじめ、市民一人ひとりや事業者、環境保全活動に携わる各種団体などの利用を促進し、それぞれが持つ情報の共有を図るとともに地域の環境の保全活動に活用できるよう、環境情報の発信者としての役割を果たします。

数値目標：

【指標名】	単位	目標値（H30年度）	実績値（H29年度）	数値目標の達成率	担当課
脇本陣への情報提供	回／年	2	0	0%	生活環境課

評価：平成 29 年度（2017 年度）時点では、情報ネットワーク「環境情報街道」の構築に至っておらず個々での環境活動が各地で行われています。また、区での環境活動全般に対する一括交付金を活用して自治会への活動支援が継続して行われています。

■重点プロジェクト 11：環境作法プロジェクト

概要：日常生活や事業活動において市民や事業者が環境への負荷を減らすために実践している行動、言い伝えや風習・習慣として語り継がれている先人の知恵などは、今後私たちが環境保全活動に取り組む上で何物にも代えがたいノウハウです。それらのノウハウを、「湖南市環境作法書」として書き留め、湖南市の新たな一つの環境文化として後世に遺します。取組は作法書作成のプロセスから始め、多数の主体がコミュニケーションを図りながら作成していきます。作成した作法書は「脇本陣」や「本陣」に集約され、平成義民プロジェクトで活動する地域の環境活動に活用します。

数値目標：

【指標名】	単位	目標値（H30年度）	実績値（H29年度）	数値目標の達成率	担当課
作法書の作成	回／年	2	0	0%	生活環境課

評価：平成 29 年度（2017 年度）時点では、湖南市環境作法書の作成・活用が実施されていない状況となっています。

第５章　アンケート調査結果

１．　調査概要

市民・事業者・地域団体を対象に、地域で解決を目指すための課題を洗い出すとともに、今後の環境施策推進の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の概要は次のとおりです。

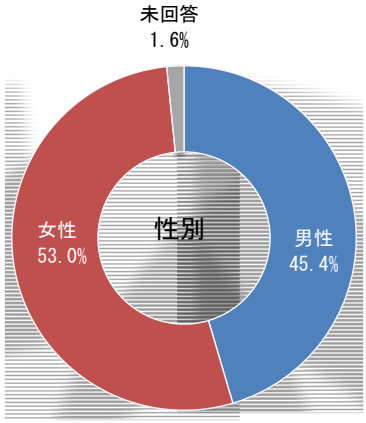
【アンケート調査概要】

対象者	市民（18歳以上）	事業所	地域団体
回答期間	平成30年（2018年）　６月28日　～　７月11日		
配布数	2,000 件	200 件	25 件
回収数	623 件	125 件	12 件
回収率	31.2%	62.5%	48.0%

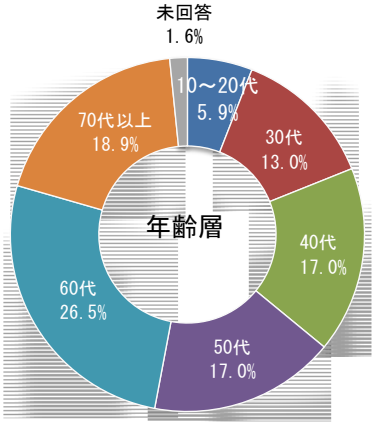
２．　市民アンケート調査結果

（１）回答者の属性

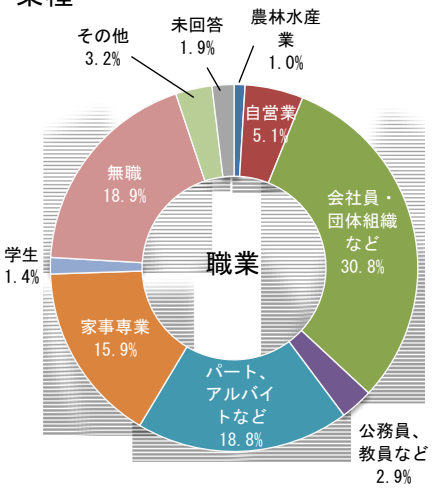
１）性別



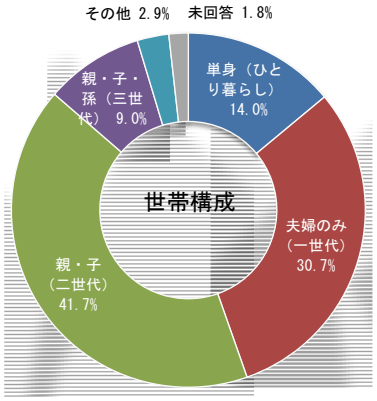
２）年齢



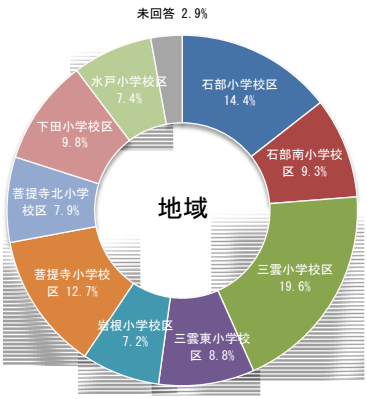
３）業種



４）住んでいる地域



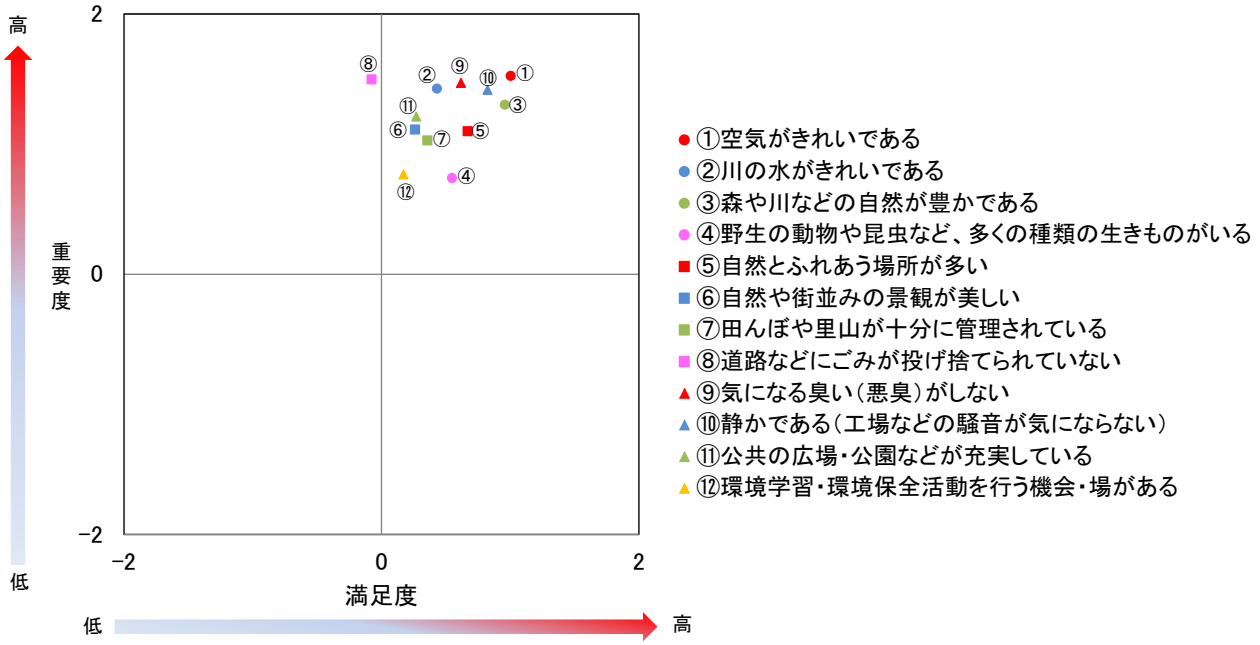
５）世帯構成



（２）身近な地域の環境や環境問題全般について

１）住んでいる地域の環境の満足度と重要度

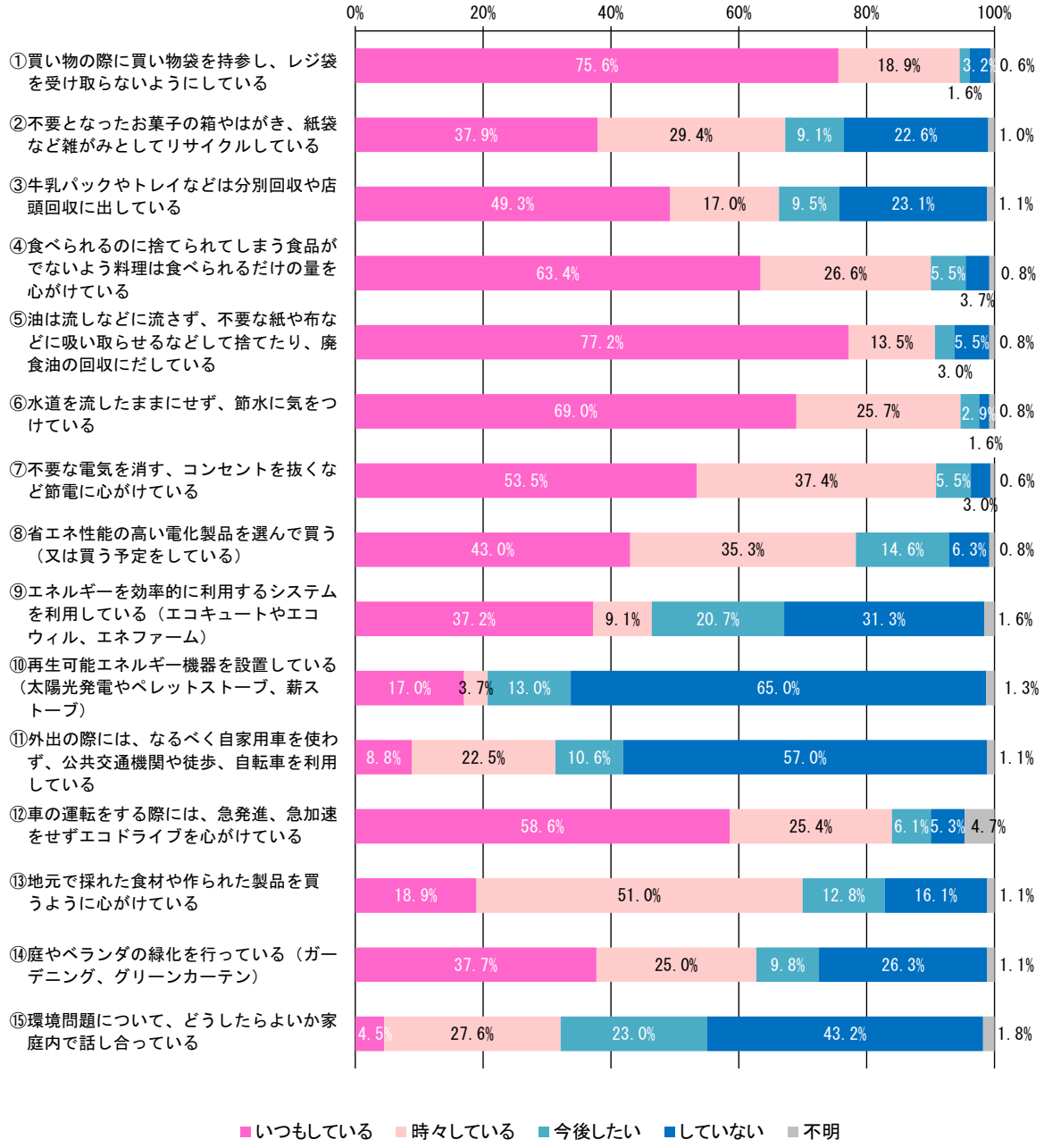
地域の環境に関する重要度はいずれも高くなっています。また、満足度は、「⑧道路などにごみが投げ捨てられていない」を除いて高くなっており、特に「①空気がきれいである」「③森や川などの自然が豊かである」が高くなっています。「⑧道路などにごみが投げ捨てられていない」は重要度が高い一方で満足度が低く、改善が求められています。



２）日常生活における環境に関する取組状況について

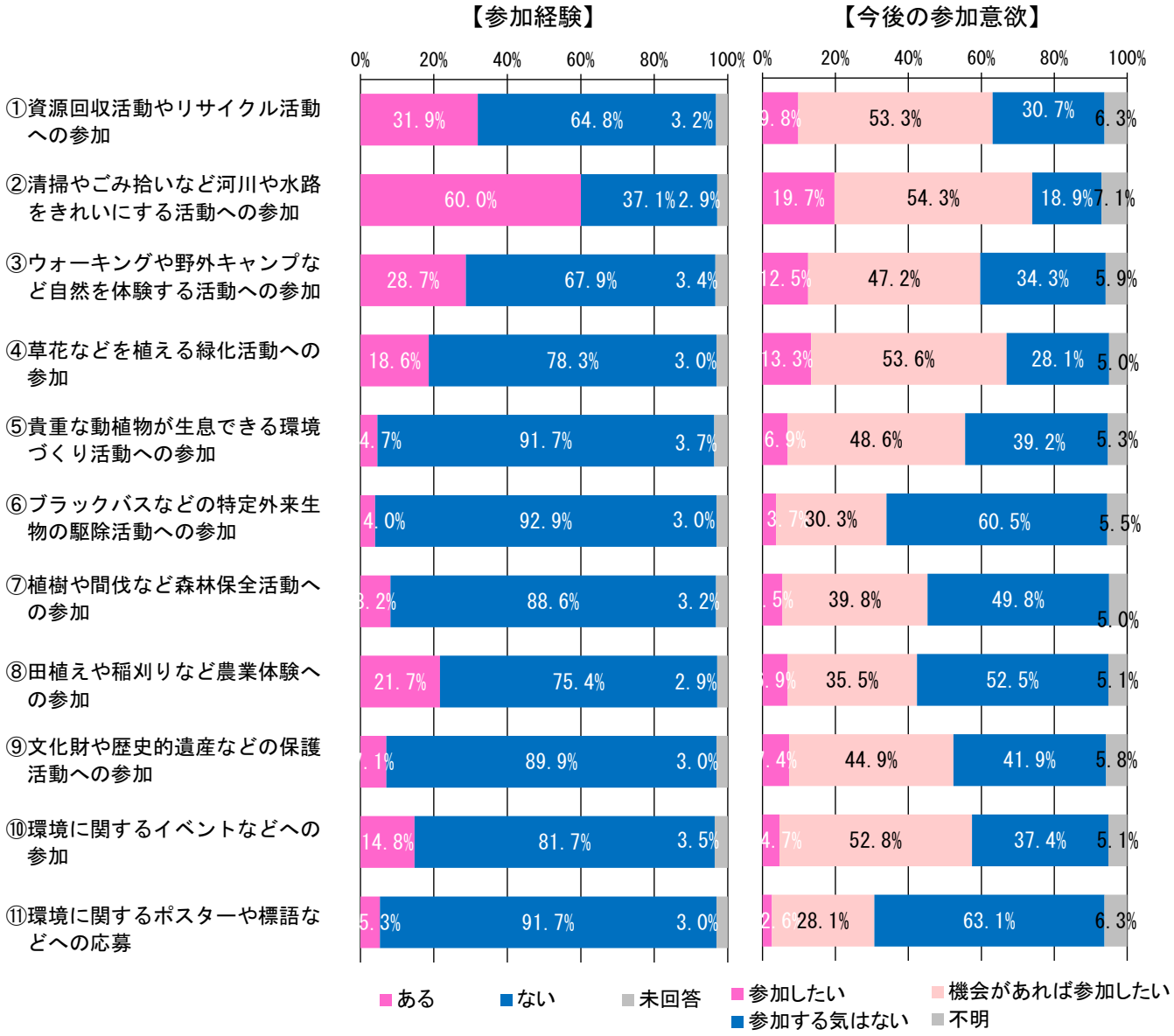
環境に関する取組状況について、経済的負担が少なく取り組みやすい項目「①買い物の際に買い物袋を持参し、レジ袋を受け取らないようにしている」「⑤油は流しなどに流さず、不要な神や布などに吸い取らせるなどして捨てたり、廃食油の回収にだしている」などは半数以上の人が取り組んでいるものの、経済的負担が大きく取り組みにくい項目「⑩再生可能エネルギー機器を設置している」「⑪外出の際には、なるべく自家用車を使わず、公共交通機関や徒歩、自転車を利用している」は取組が進んでいない状況となっています。

また、資源の節約に関する項目「⑤油は流しなどに流さず、不要な神や布などに吸い取らせるなどして捨てたり、廃食油の回収にだしている」「⑥水道を流したままにせず、節水に気を付けている」「⑦不要な電気を消す、コンセントを抜くなど節電に心がけている」は「いつもしている」の割合が高く、節約を意識している人が多くなっています。



３）環境保全活動への参加経験と今後の参加意欲

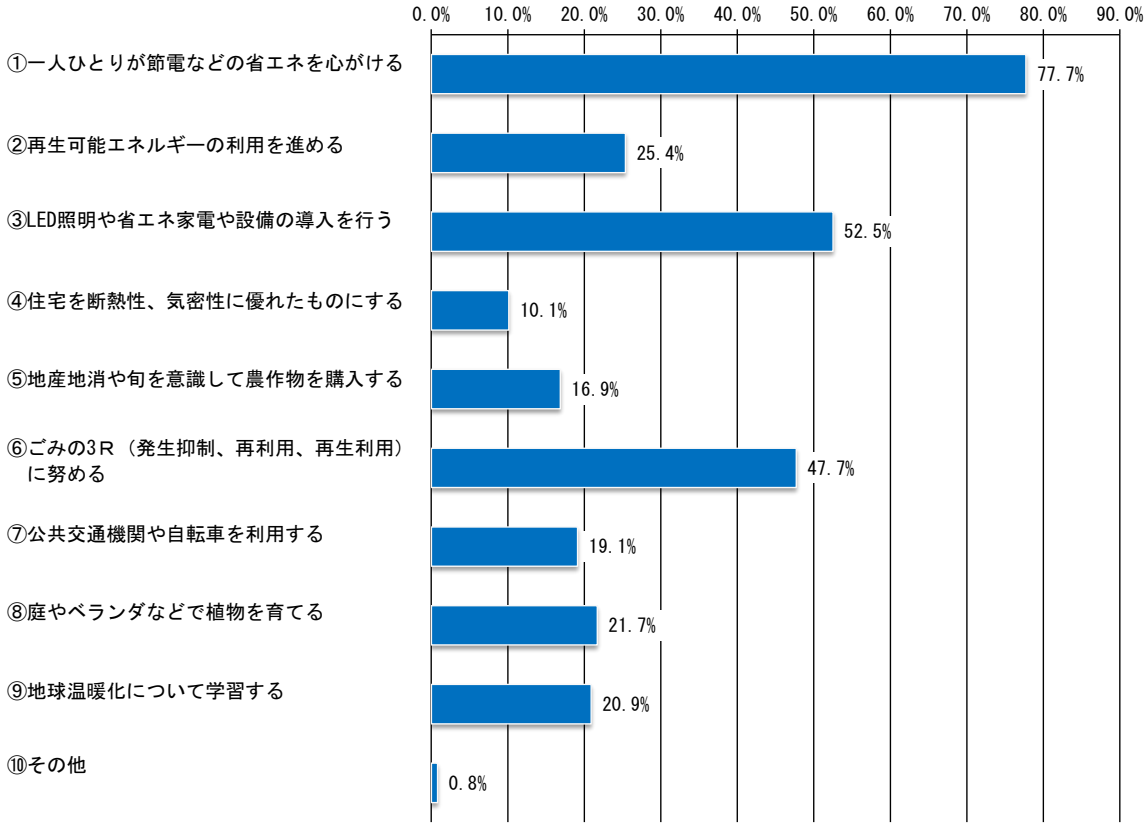
環境保全活動へ参加経験について、「②清掃やごみ拾いなど河川や水路をきれいにする活動への参加」が一番多く 60.0%、次いで「①資源回収活動やリサイクル活動への参加」が 31.9%、「⑧田植えや稲刈りなど農業体験への参加」が 21.7%の順に多くなっています。また、今後の参加意欲は、「②清掃やごみ拾いなど河川や水路をきれいにする活動への参加」が一番多く 19.7%、次いで「④草花などを植える緑化活動への参加」が 13.3%、「③ウォーキングや野外キャンプなど自然を体験する活動への参加」が 12.5%の順に多くなっています。



（３）地球温暖化対策に向けた取組について

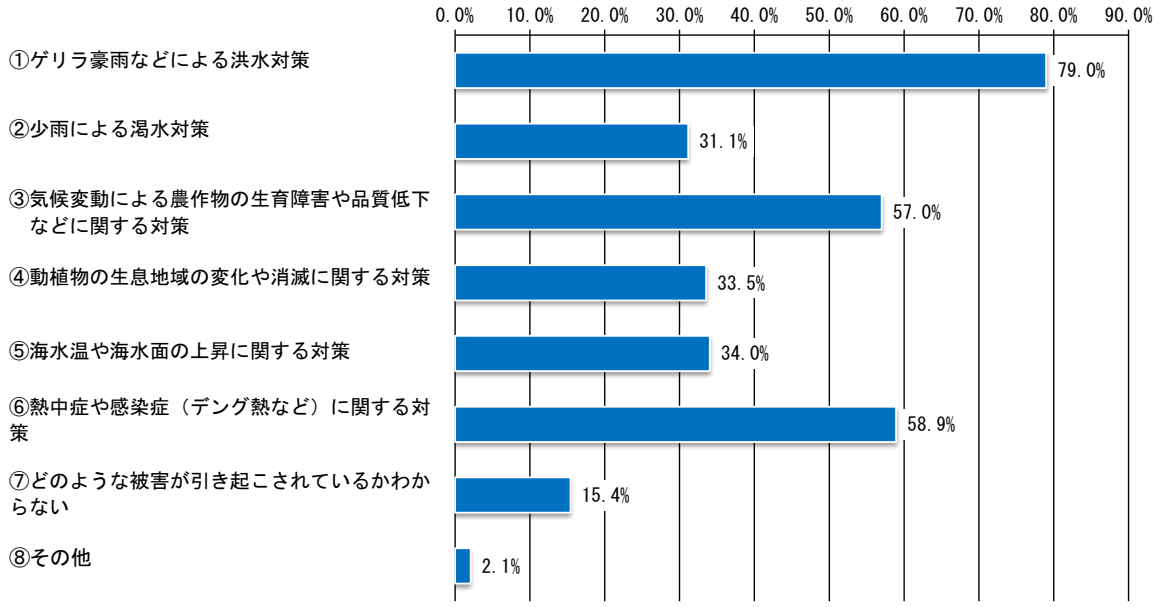
１） 地球温暖化防止のために必要な取組

地球温暖化防止のために必要な取組として「①一人ひとりが節電などの省エネを心がける」が77.7%と一番多く、次いで「③ＬＥＤ照明や省エネ家電や設備の導入を行う」が 52.5%、「⑥ごみの３Ｒ（発生抑制、再利用、再生利用）に努める」が 47.7%の順で多くなっています。「⑩その他」として「エネルギー消費大国への是正の為の援助と改善支援」、「根本的な学習不足」、「各家庭に無料で太陽光発電等の設置」などが挙げられています。



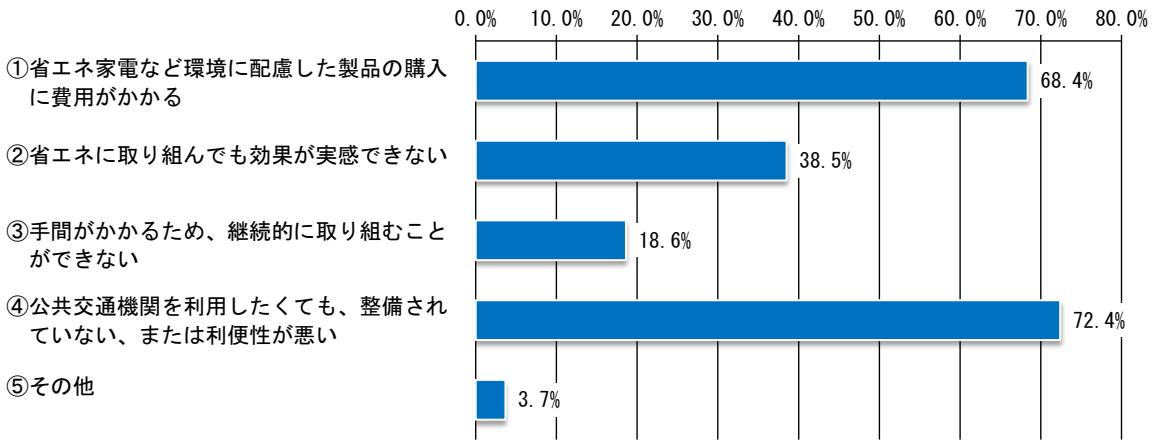
２）適応策として進める取組

適応策として進める取組として「①ゲリラ豪雨などによる洪水対策」が 79.0%と一番多く、次いで「⑥熱中症や感染症に関する対策」が 58.9%、「③気候変動による農作物の生育障害や品質低下などに関する対策」が 57.0%の順で多くなっています。「⑧その他」として「未来の発展や技術などの進歩によって起こることが予測されるものに関する対策」「台風、竜巻対策」「感染症対策」「河川の整備」「樹、花木の植え込みの手入れ」「大規模災害時に機械や、人、物資などの支援を頼める制度」「小学生の英語や算数の勉強を減らして野外活動、自然観察の機会を増やす」などが挙げられています。



３）地球温暖化防止の取組を行うにあたって支障になること

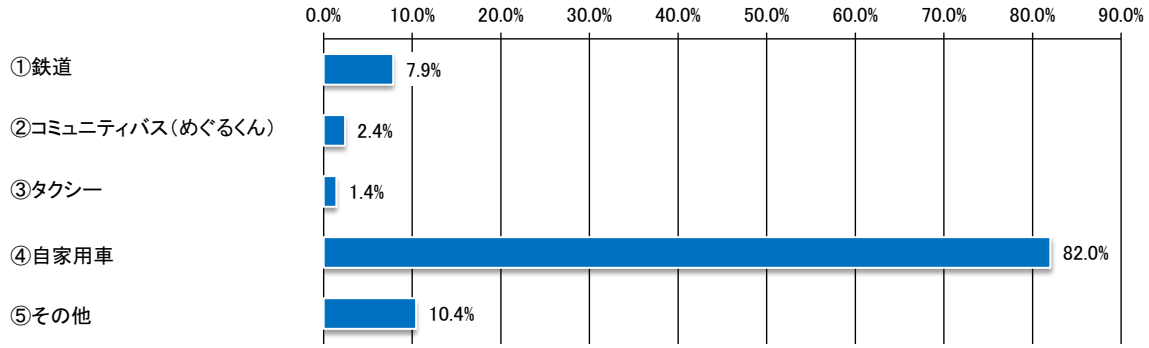
地球温暖化防止の取組を行うにあたって支障になることとして「④公共交通機関を利用したくても、整備がされていない、または利便性が悪い」が 72.4%と一番多く、次いで「①省エネ家電など環境に配慮した製品の購入に費用がかかる」が 68.4%、「②省エネに取り組んでも効果が実感できない」が 38.5%の順で多くなっています。「その他」として「公共交通機関の利便性が正確に認識されていない」、「歩道や自転車道が整備されていない」「住民の関心が低い」「補助金制度がない為、取組は浸透しにくい」「環境を汚さないとして原子力発電が推進されていることが他の取組を遅らせることになっている気がする」「めぐるくんの本数が少ない」などが挙げられています。



（４）公共交通について

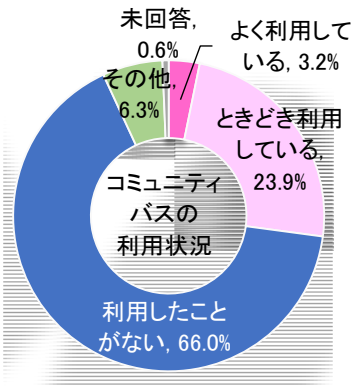
１）目的地（行先）までの交通手段

目的地（行先）までの交通手段としては「自家用車」が 82.0％と一番多く、次いで「①鉄道」が 7.9％、「②コミュニティバス」が 2.4％の順で多くなっています。「その他」として「自転車」「バイク」「徒歩」などが挙げられています。



２）コミュニティバスの利用状況

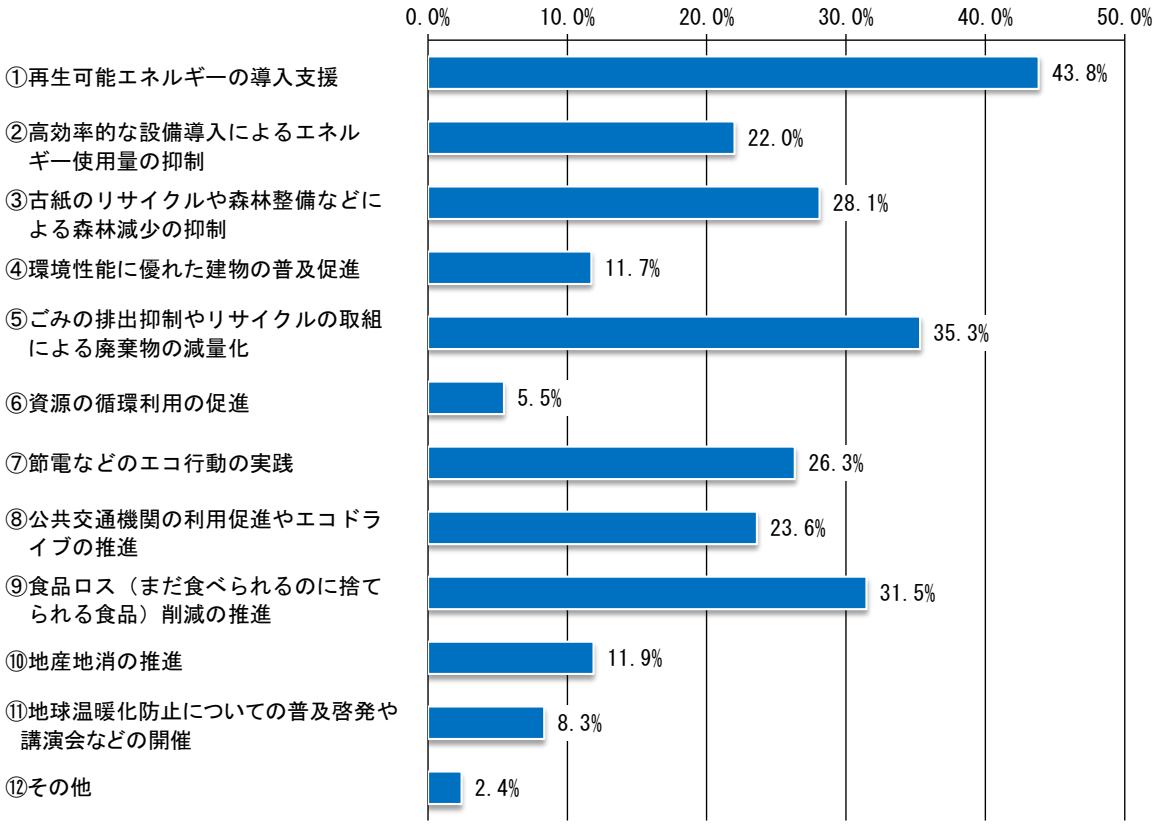
コミュニティバスの利用状況について、「利用したことがない」が 66.0％と一番多く、次いで「ときどき利用している」が 23.9％の順で多くなっています「その他」として「数回のみ利用」「以前利用していたが最近はない」「年に２回程」「手段がないときのみ」などが挙げられています。



（５）重点的に進める環境保全対策について

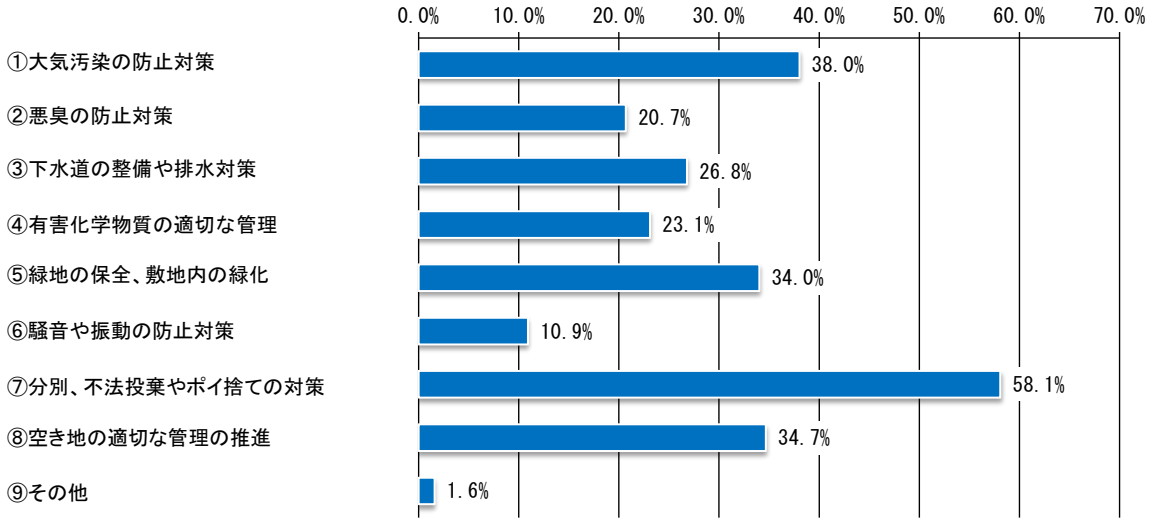
１） 地球環境

重点的に進める地球環境の環境保全対策として「①再生可能エネルギーの導入支援」が 43.8%と一番多く、次いで「⑤ごみの排出抑制やリサイクルの取組による廃棄物の減量化」が 35.3%、「⑨食品ロス削減の推進」が 31.5%の順に多くなっています。「その他」として「不法投棄対策」「市営住宅の統合と撤去」「公共交通機関の整備」「危険な場所について各区の災害被害がないように事前チェックと修復作業を行う」「省エネ、節電に対する市の補助金の充実」「都会に近く広い土地があって農業に強い利点を活かして、大規模なバイオマス施設を作ってほしい」「エコカー購入補助、自転車道整備」などが挙げられています。



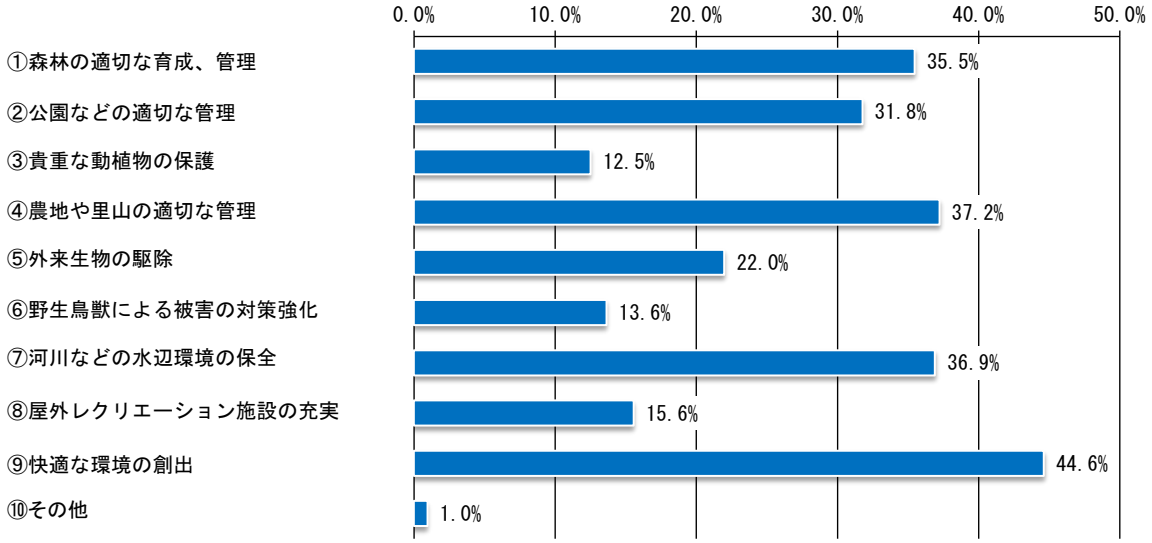
２）生活環境

重点的に進める生活環境の環境保全対策として「⑦分別、不法投棄やポイ捨ての対策」が 58.1%と一番多く、次いで「①大気汚染の防止対策」が 38.0%、「⑧空き地の適切な管理の推進」が 34.7%の順に多くなっています。「その他」として「一次下水処理は各家庭で行う」「排ガス対策」「現在植えてある樹木の剪定、周りの草刈り、風通しを良くする」「道路の整備」「野焼き対策」「廃屋対策」などが挙げられています。



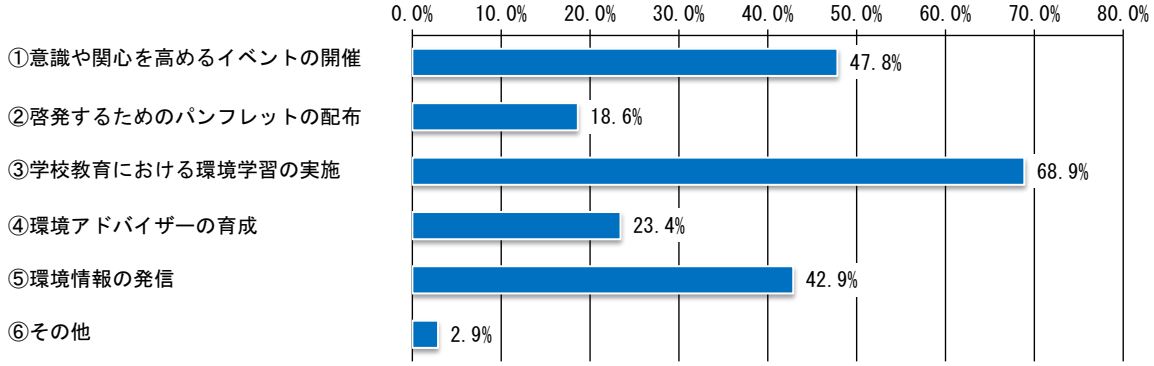
３）自然・景観

重点的に進める自然・景観の環境保全対策として「⑨快適な環境の創出」が 44.6%と一番多く、次いで「④農地や里山の適切な管理」が 37.2%、「⑦河川などの水辺環境の保全」が 36.9%の順に多くなっています。「その他」として「市営住宅撤去」「側溝の整備」「空き地対策」「街路樹の管理」「大人にも子どもにも自然環境の為の学習機会を増やす」「空地の管理、道路の個人的使用等を厳しくする」などが挙げられています。



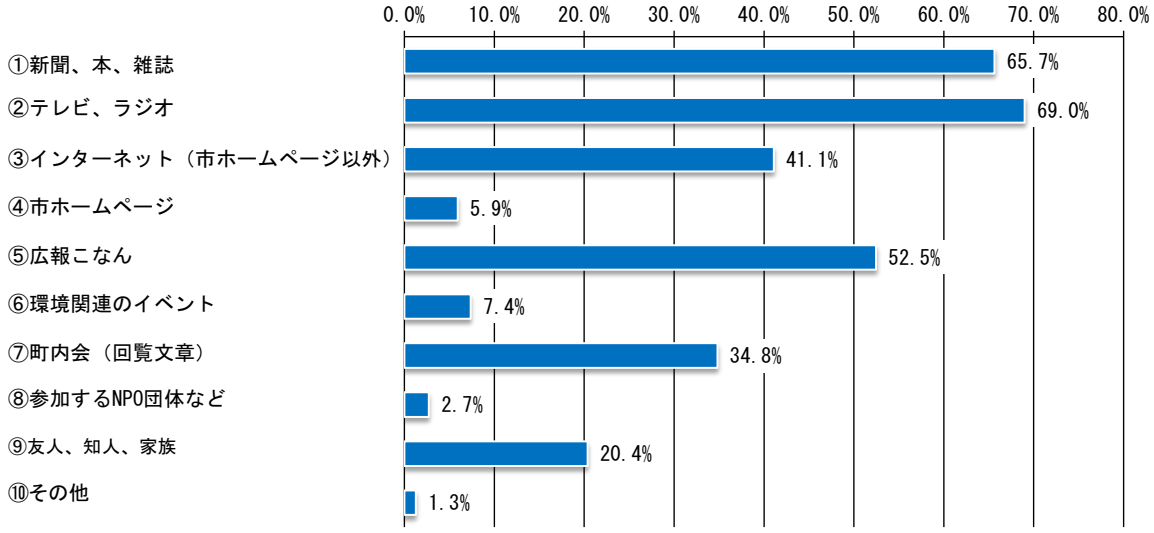
４）環境意識を高める取組

重点的に進める環境意識を高める取組として「③学校教育における環境学習の実施」が 68.9%と一番多く、次いで「①意識や関心を高めるイベントの開催」が 47.8%、「⑤環境情報の発信」が 42.9%の順に多くなっています。「その他」として「ゴミ回収できない物へフォロー（ペナルティー）」「バスや自転車利用の促進」「気軽に参加できることから始めていく」「自治会でもっと動くよう教育」「市政による施設の整備、運用」「国道沿いに排ガス測定器を設置し大きく表示する」「現在活動中の環境ボランティア団体の横のつながりの推進」「悪徳業者の厳罰化」「環境に関する条令を定め、関心を仰ぐ」などが挙げられています。



（６）環境に関する情報の収集方法

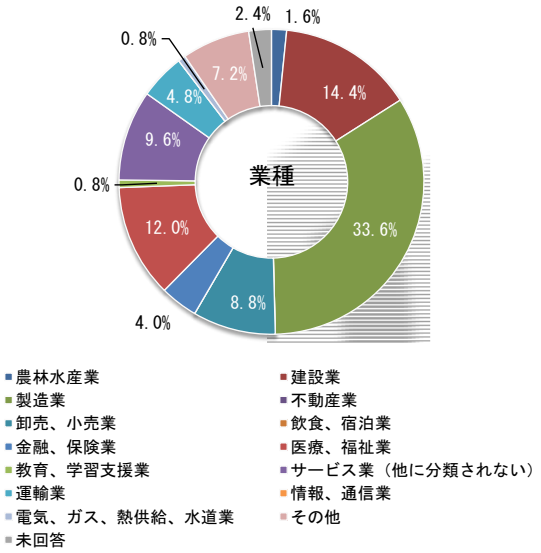
環境に関する情報の収集方法としては「②テレビ、ラジオ」が 69.0%と一番多く、次いで「①新聞、本、雑誌」が 65.7%、「⑤広報こなん」が 52.5%の順に多くなっています。その他」として「文学の公開講義の受講」「スマホ」「ＳＮＳ」「会社の取組」「タウンメール」「実際に活動しているのを見る」などが挙げられています。



３．　事業者

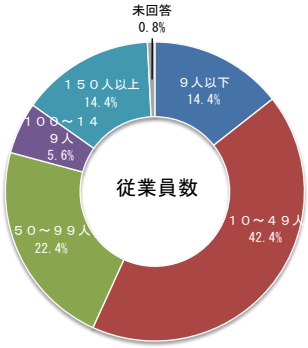
（１）回答者の属性

１）業種

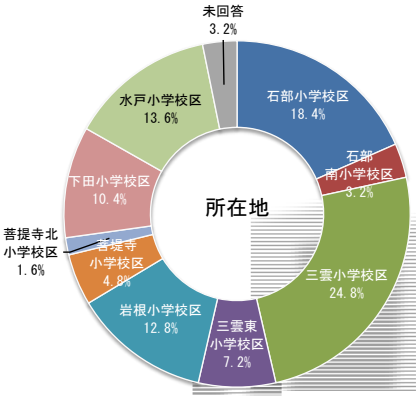


■農林水産業　■建設業
■製造業　■不動産業
■卸売、小売業　■飲食、宿泊業
■金融、保険業　■医療、福祉業
■教育、学習支援業　■サービス業（他に分類されない）
■運輸業　■情報、通信業
■電気、ガス、熱供給、水道業　■その他
■未回答

２）従業員数



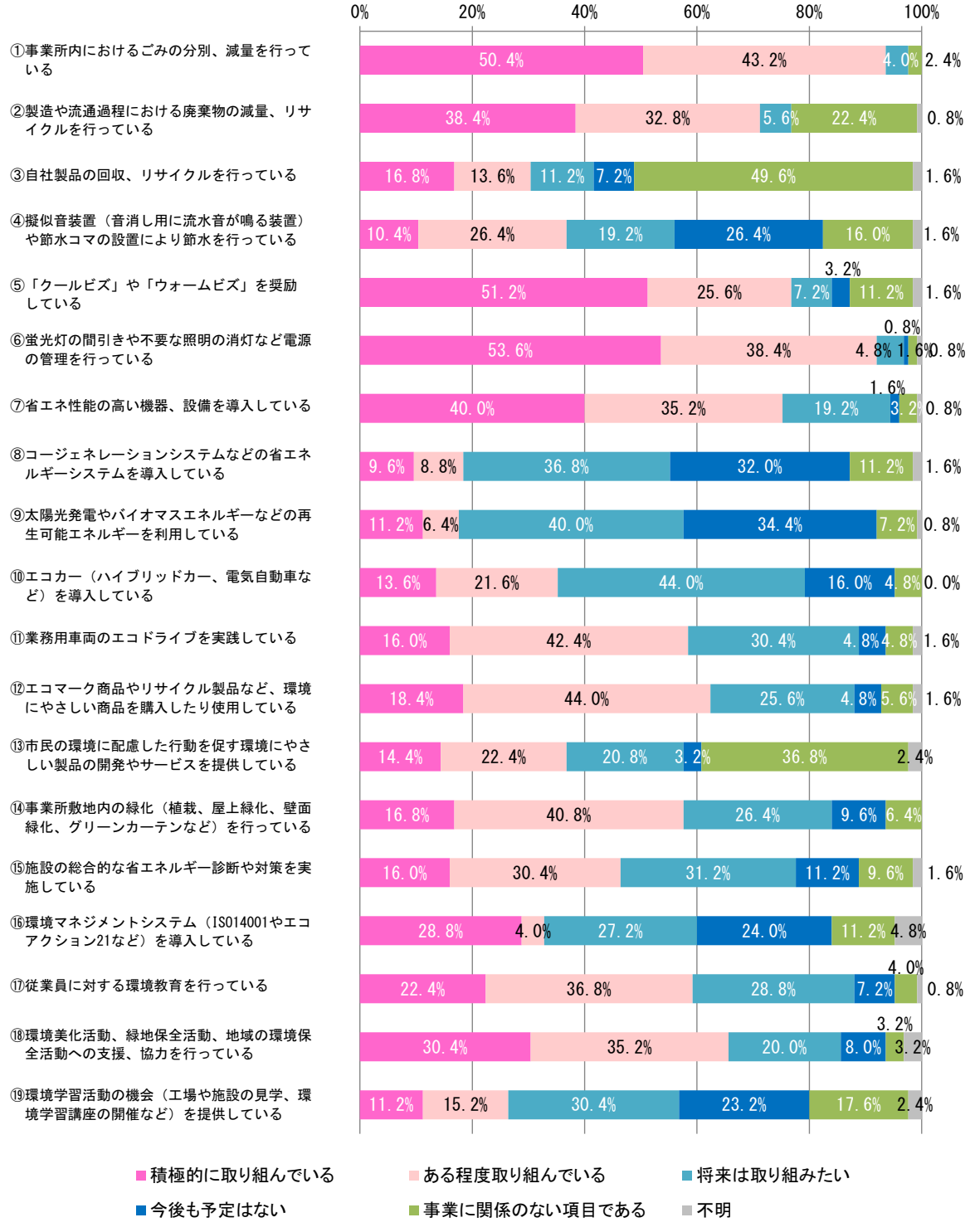
３）所在地



（２）環境に関する取組について

１）環境に関する取組状況について

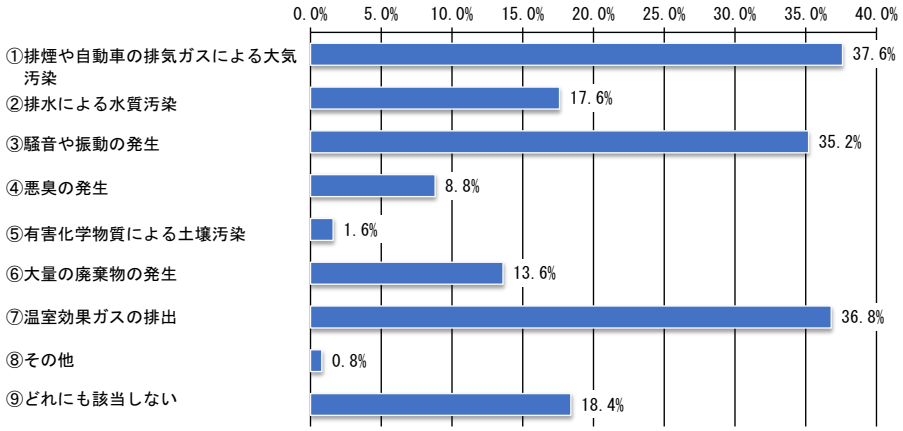
資源の節約に関する項目「①事業所内におけるごみの分別、減量を行っている」「⑤「クールビズ」や「ウォームビズ」を奨励している」「⑥蛍光灯の間引きや不要な照明の消灯など電源の管理を行っている」は「積極的に取り組んでいる」の割合が高く、節約を意識している人が多くなっています。一方で経済的負担の大きい項目「⑧コージェネレーションシステムなどの省エネルギーシステムを導入している」「⑨太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーを利用している」は「今後も予定はない」の割合が高くなっています。



（３）環境への影響や環境保全に対する考え方について

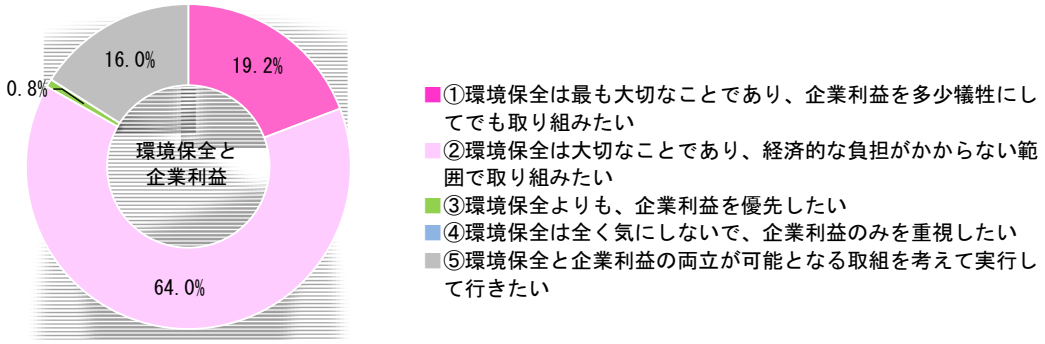
１）提供する製品や事業活動において、環境に影響を与えていると思うもの

提供する製品や事業活動において、環境に影響を与えていると思うものとしては「①排煙や自動車の排気ガスによる大気汚染」が 37.6%と一番多く、次いで「⑦温室効果ガスの排出」が 36.8%、「③騒音や振動の発生」が 35.2%の順に多くなっています。



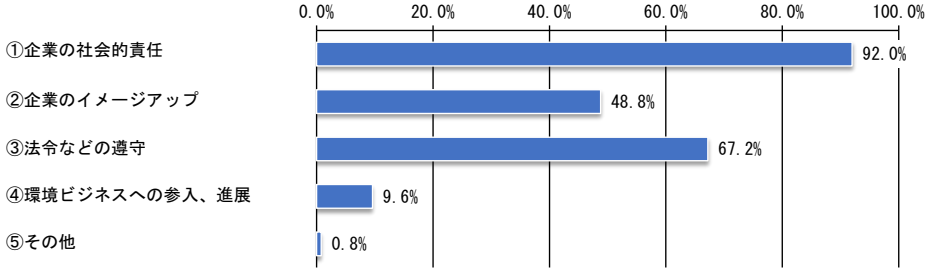
２）環境保全と企業利益の考え方

環境保全と企業利益の考え方としては「②環境保全は大切なことであり、経済的な負担がかからない範囲で取り組みたい」が 64.0%と一番多く、次いで「①環境保全は最も大切なことであり、企業利益を多少犠牲にしてでも取り組みたい」が 19.2%、「⑤環境保全と企業利益の両立が可能となる取組を考えて実行していきたい」が 16.0%の順に多くなっています。



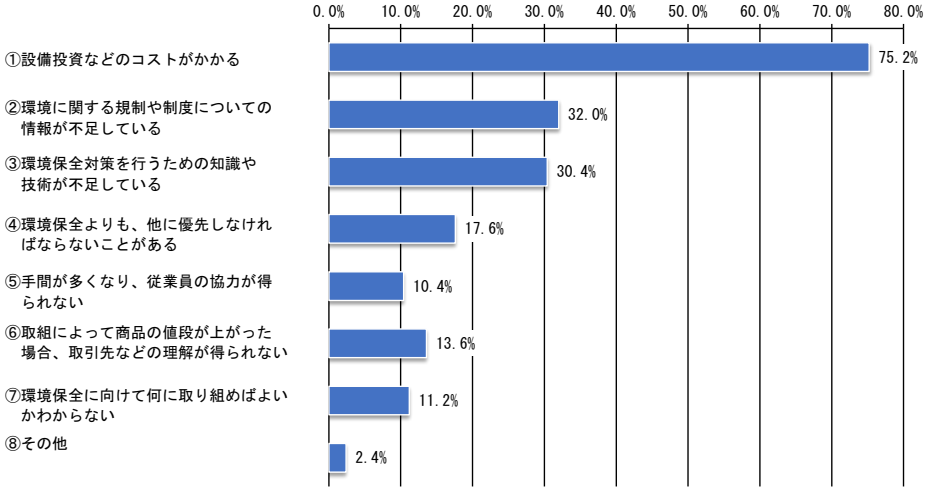
３）環境保全に取り組む意義

環境保全に取り組む意義としては「①企業の社会的責任」が 92.0%と一番多く、次いで「③法令などの遵守」が 67.2%、「②企業のイメージアップ」が 48.8%の順で多くなっています。「その他」として、「自然環境を守る、地球環境の保全につながる」などが挙げられています。



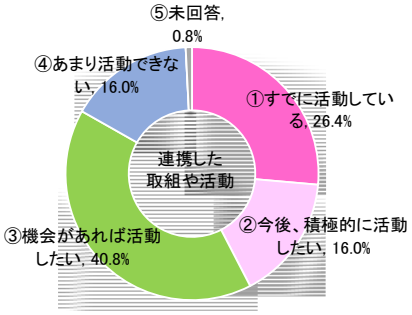
４）環境保全に取り組む上の課題や問題

環境保全に取り組む上の課題や問題としては「①設備投資などのコストがかかる」が 75.2%と一番多く、次いで「②環境に関する規制や制度についての情報が不足している」が 32.0%、「③環境保全対策を行うための知識や技術が不足している」が 30.4%の順に多くなっています。「その他」として「土地の規制が厳しい」「マンパワー不足による推進体制の難しさ」などが挙げられています。



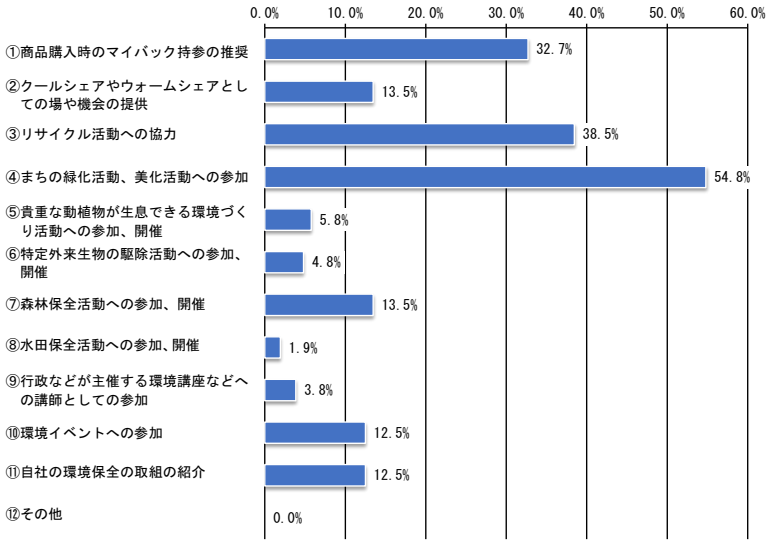
５）市民、事業所、市の連携した取組や活動の実施状況

市民、事業所、市の連携した取組や活動の実施状況について、「③機会があれば活動したい」が 40.8%と一番多く、次いで「①すでに活動している」が 26.4%、「②今後、積極的に活動していきたい」「④あまり活動できない」が 16.0%の順で多くなっています。



６）既に活動している内容

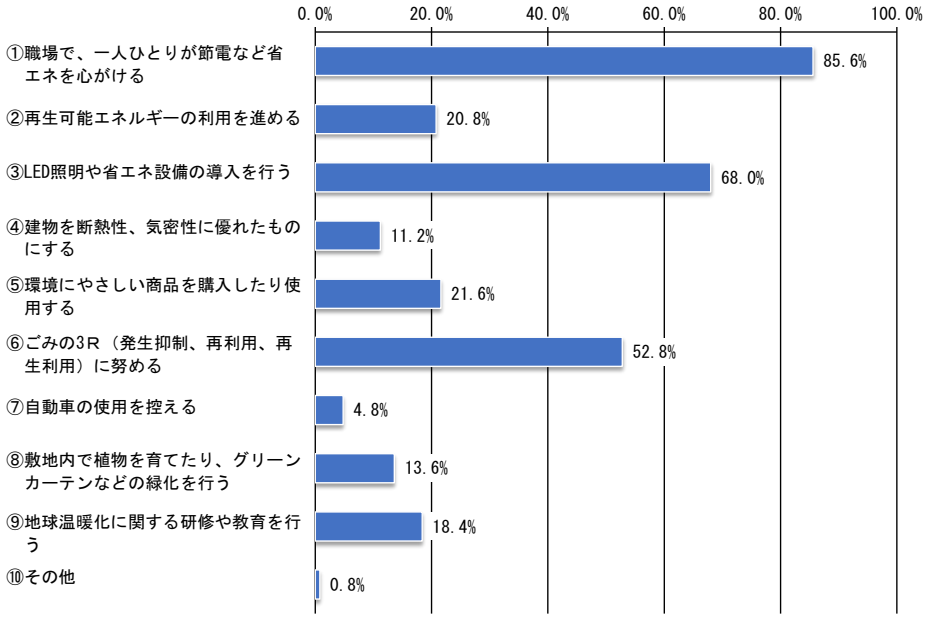
既に活動している内容は「④まちの緑化活動、美化活動への参加」が 54.8%と一番多く、次いで「③リサイクル活動への協力」が 38.5%、「①商品購入時のマイバック持参の推奨」が 32.7%の順で多くなっています。



（４）地球温暖化対策に向けた取組について

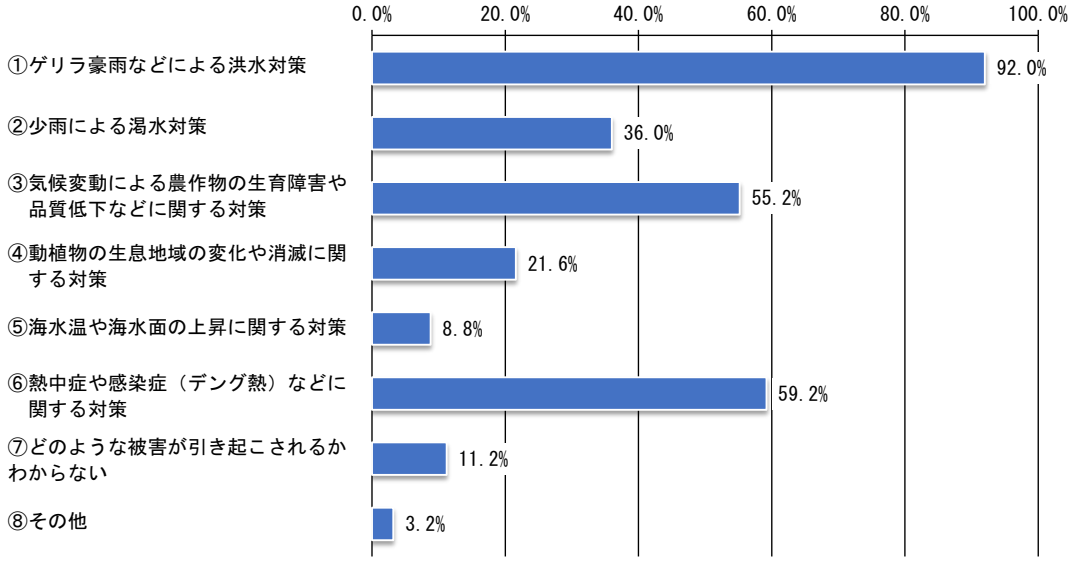
１） 地球温暖化防止のために必要な取組

地球温暖化防止のために必要な取組として「①職場で、一人ひとりが節電などの省エネを心がける」が 85.6%と一番多く、次いで「③ＬＥＤ照明や省エネ設備の導入を行う」が 68.0%、「⑥ごみの３Ｒに努める」が 52.8%の順で多くなっています。「その他」として、「当社の課題として工場集約化に伴う車排ガスの大幅な削減」などが挙げられています。



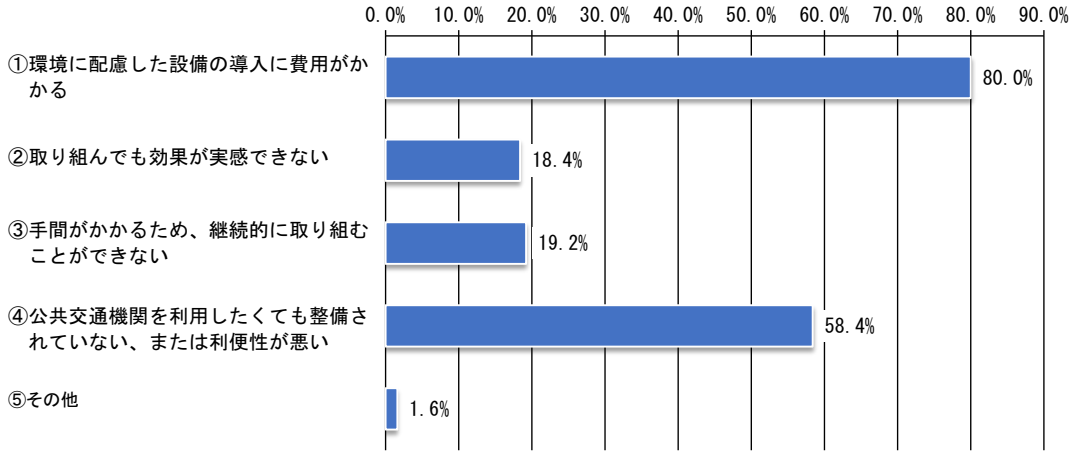
２）適応策として進める取組

適応策として進める取組として「①ゲリラ豪雨などによる洪水対策」が 92.0%と一番多く、次いで「⑥熱中症や感染症などに関する対策」が 59.2%、「③気候変動による農作物の生育障害や品質低下などに関する対策」が 55.2%の順に多くなっています。「その他」として「土地の弾力的運用に向けた規制改革の推進」「公共交通の推進」などが挙げられています。



３）地球温暖化防止の取組を行うにあたって支障になること

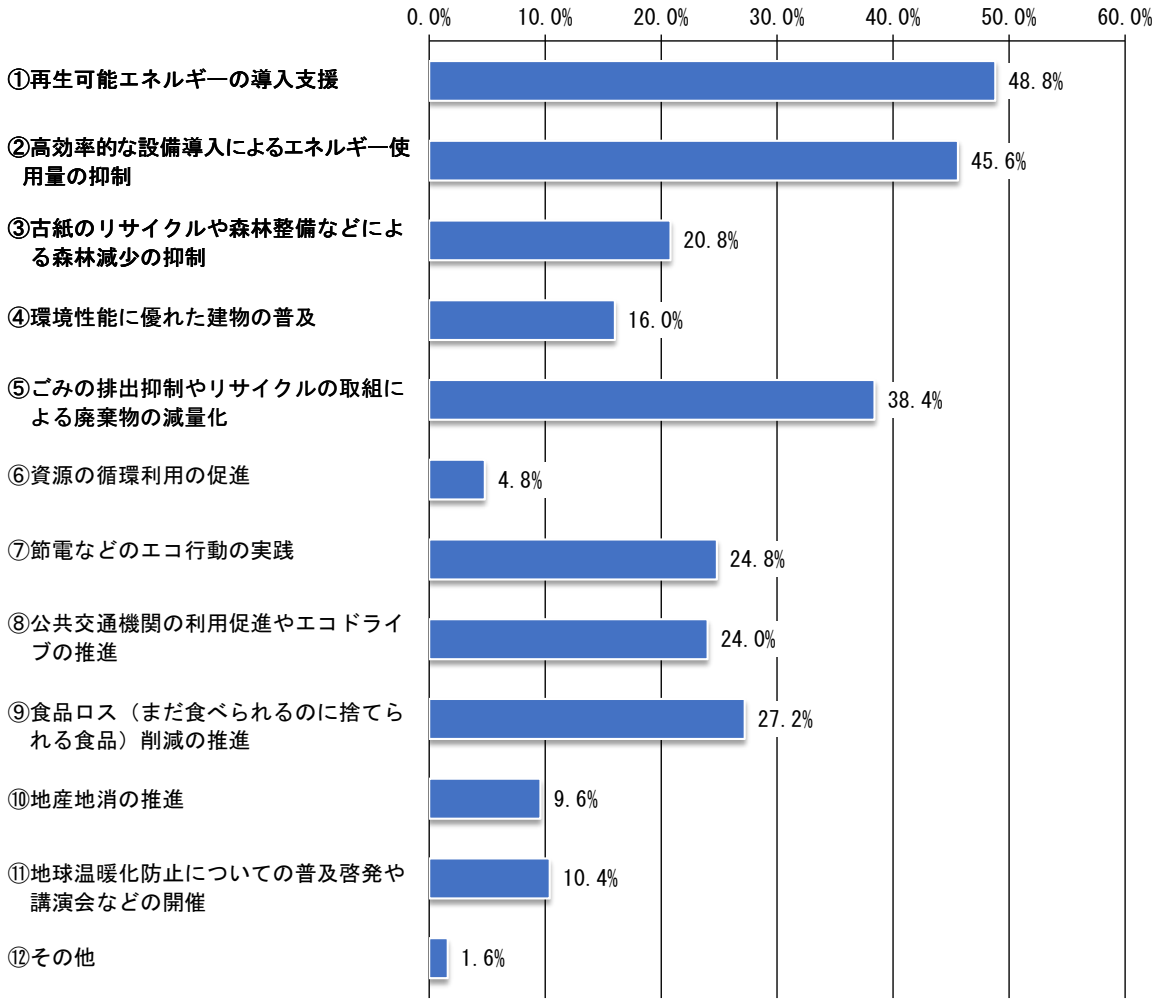
地球温暖化防止の取組を行うにあたって支障になることとして「①環境に配慮した設備の導入に費用がかかる」が 80.0%と一番多く、次いで「④公共交通機関を利用したくても整備されていない、または利便性が悪い」が 58.4%、「③手間がかかるため、継続的に取り組むことができない」が 19.2%の順で多くなっています。「その他」として、「土地規制の各種法体制により、排ガス削減に取組めない」「取組やすい情報が得られない、得る方法が分からない」などが挙げられています。



（５）重点的に進める環境保全対策について

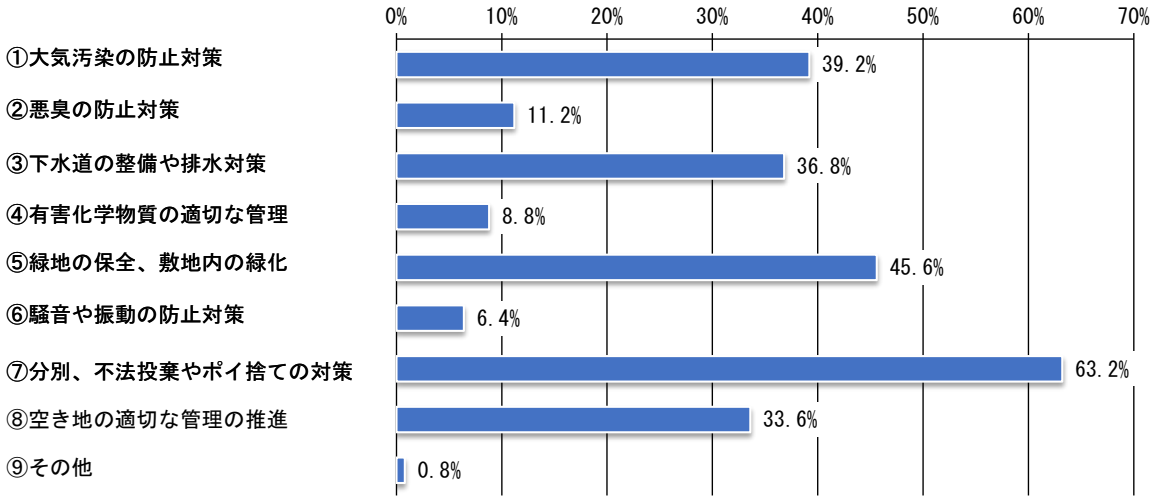
１） 地球環境

重点的に進める地球環境の環境保全対策として「①再生可能エネルギーの導入支援」が 48.8%と一番多く、次いで「②高効率的な設備導入によるエネルギー使用量の抑制」が 45.6%、「⑤ごみの排出抑制やリサイクルの取組による廃棄物の減量化」が 38.4%の順で多くなっています。「その他」として「一般廃棄物の焼却熱の再利用」「工場集約化に向けての土地規制の見直し、改革」などが挙げられています。



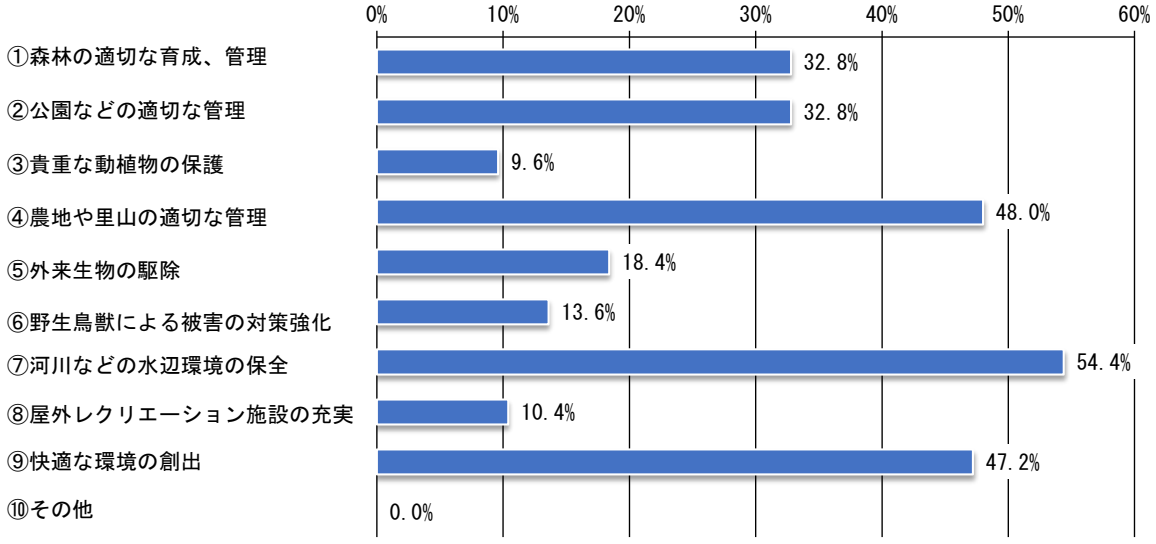
２）生活環境

重点的に進める生活環境の環境保全対策として「⑦分別、不法投棄やポイ捨ての対策」が 63.2%と一番多く、次いで「⑤緑地の保全、敷地内の緑化」が 45.6%、「①大気汚染の防止対策」が 39.2%の順で多くなっています。「その他」として「保全の重要性の周知」などが挙げられています。



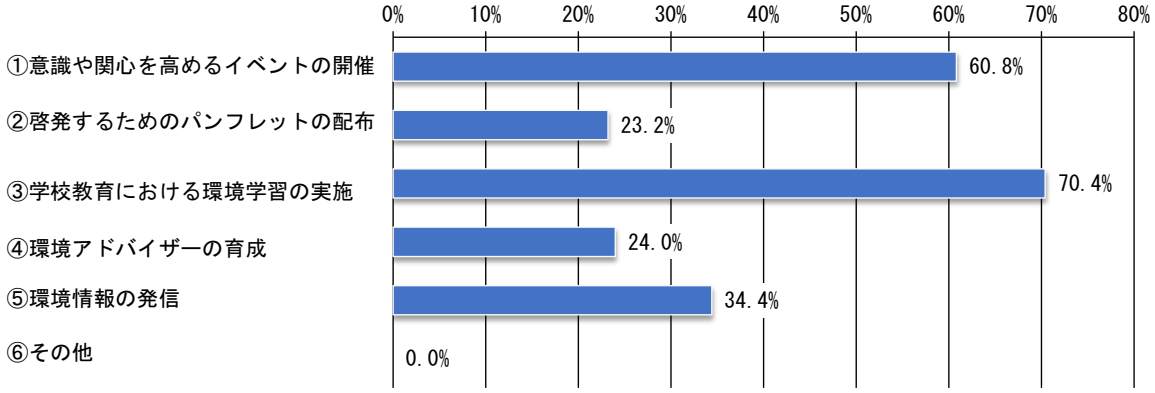
３）自然・景観

重点的に進める自然・景観の環境保全対策として「⑦河川などの水辺環境の保全」が 54.4%と一番多く、次いで「④農地や里山の適切な管理」が 48.0%、「⑨快適な環境の創出」が 47.2%の順で多くなっています。



４）環境意識を高める取組

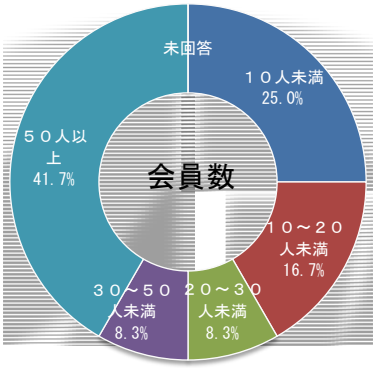
重点的に進める環境意識を高める取組として「③学校教育における環境学習の実施」が 70.4%と一番多く、次いで「①意識や関心を高めるイベントの開催」が 60.8%、「⑤環境情報の発信」が 34.4%の順で多くなっています。



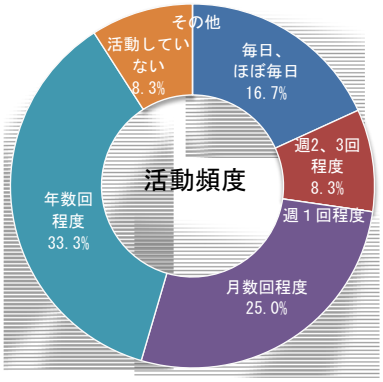
４．　地域団体等

（１）回答者の属性

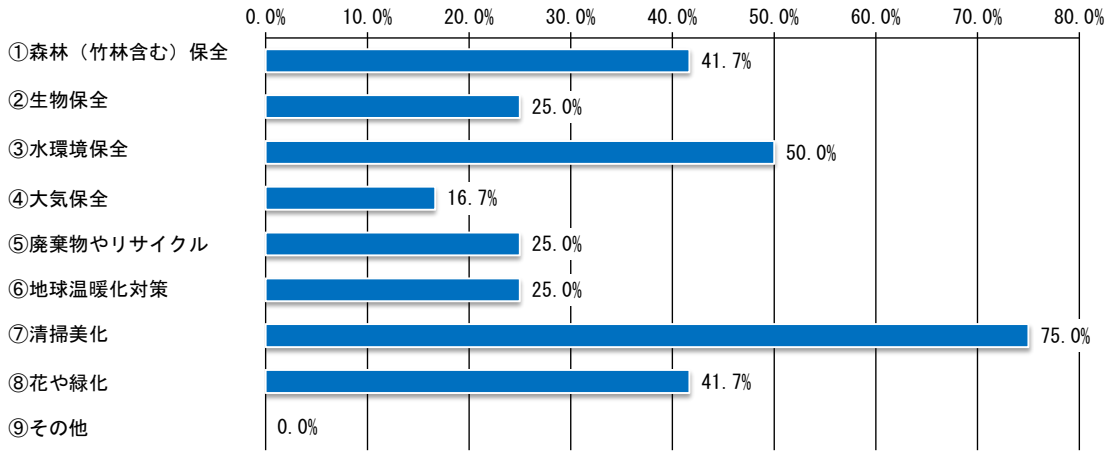
１）会員数



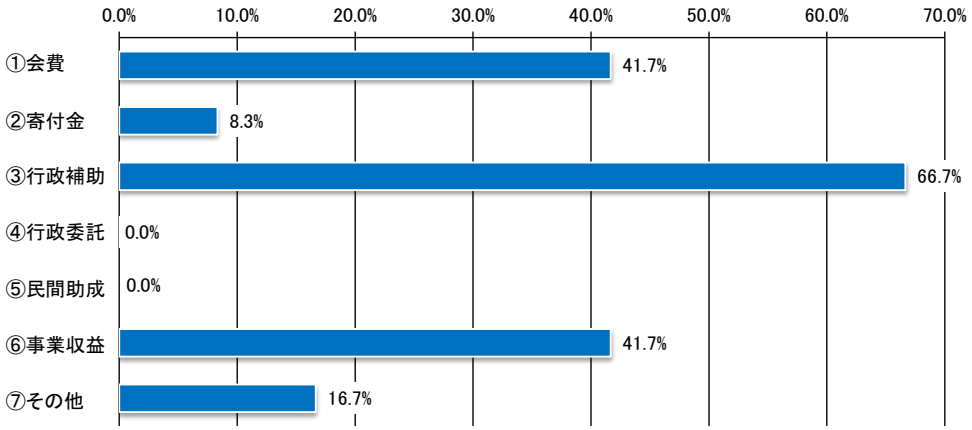
２）活動頻度



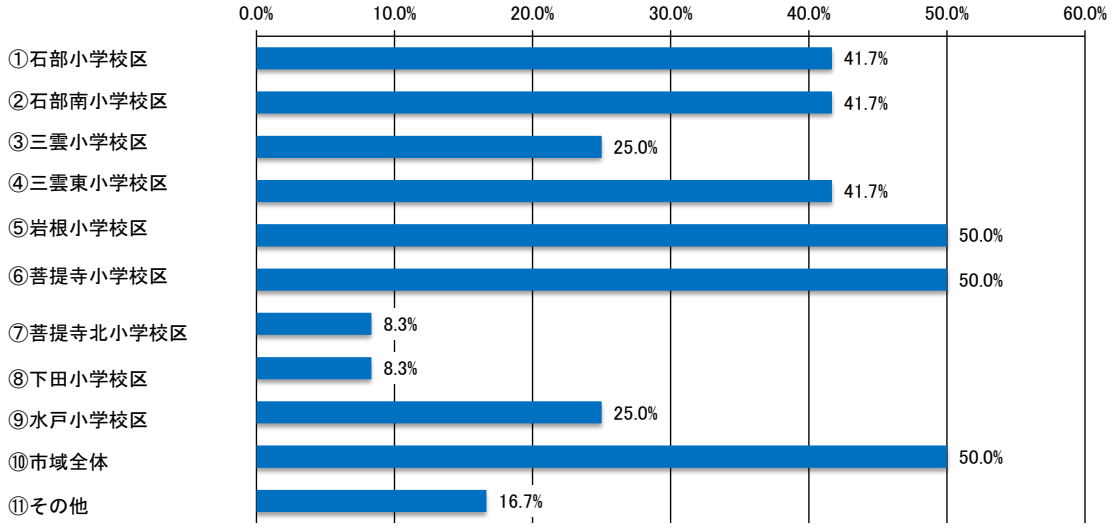
３）活動分野



４）活動資金



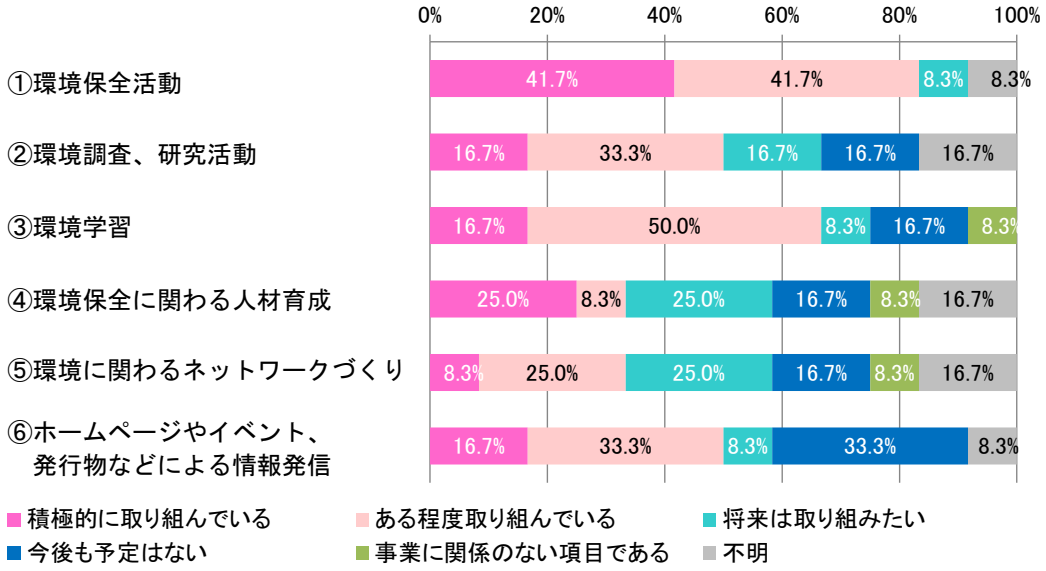
５）活動地域



（２）環境に関する活動について

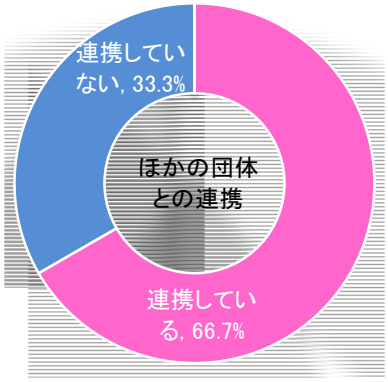
１）活動内容について

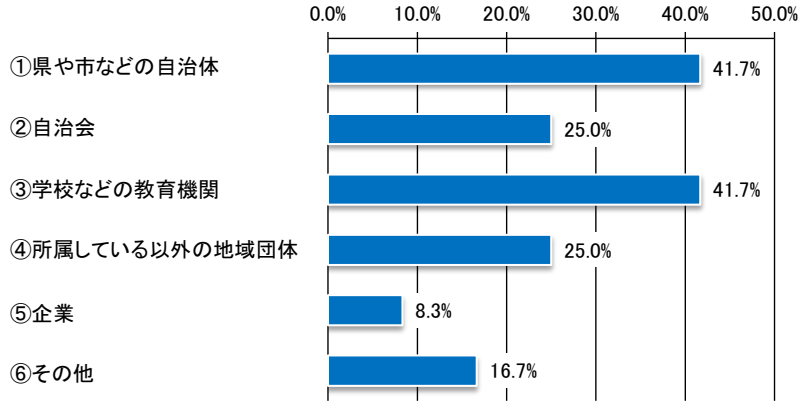
活動内容について、「①環境保全活動」「④環境保全に関わる人材育成」は「積極的に取り組んでいる」の割合が高く、多くの団体で取り組まれています。一方で「⑥ホームページやイベント、発行物などによる情報発信」は「今後も予定はない」の割合が高くなっています。



２）他団体との連携の有無と連携している団体の種類について

他団体との連携の有無について「連携している」が 66.7%、「連携していない」が 33.3%と連携している団体が半数を占めています。連携している団体の種類としては「①県や市などの自治体」「③学校などの教育機関」が一番多く 41.7%、次いで「②自治会」と「④所属している以外の地域団体」が 27.3%の順で多くなっています。「その他」として、「まちづくり協議会の組織の団体」「県域の公益法人」などが挙げられています。

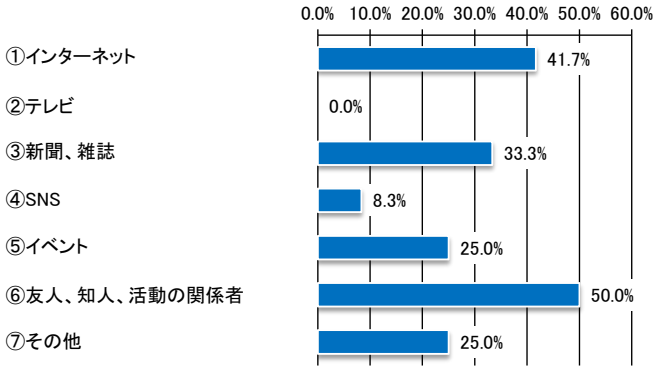




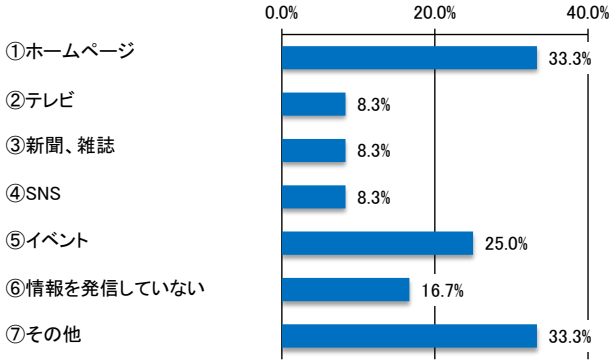
３）情報の収集・発信方法

情報の収集方法について「⑥友人、知人、活動の関係者」が一番多く 50.0%、次いで「①インターネット」が 41.7%、「③新聞、雑誌」が 33.3%の順で多くなっています。「その他」として「まちづくり協議会」「図書」「行政からの情報」などが挙げられています。また、情報の発信方法については「①ホームページ」「⑦その他」が一番多く 33.3%、次いで「⑤イベント」が 25.0%、「⑥情報を発信していない」が 16.7%の順で多くなっています。「その他」として「チラシの掲示、配布」「広報誌」などが挙げられています。

【情報の収集方法】

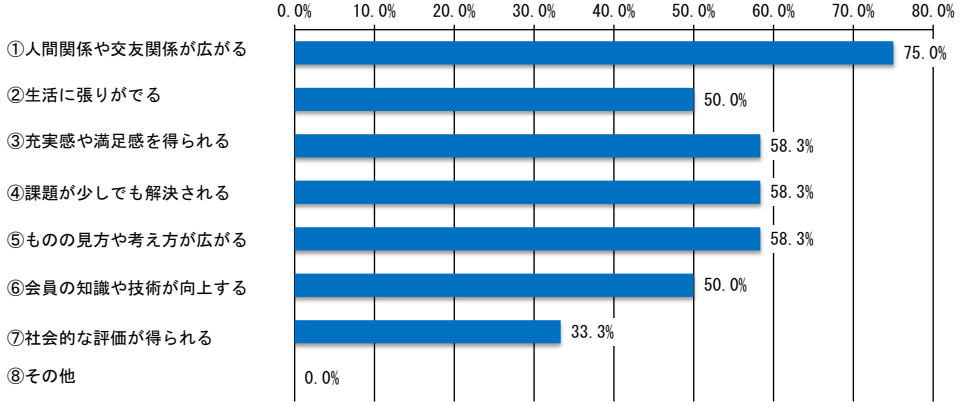


【情報の発信方法】



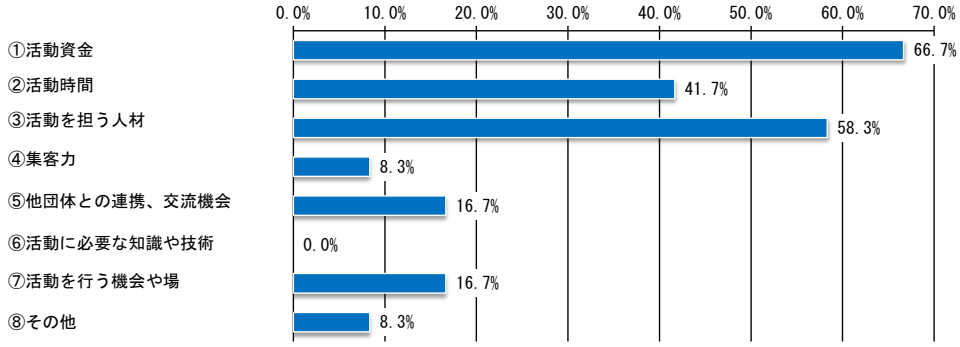
４）活動を実施するにあたってよかったこと

活動を実施するにあたってよかったこととしては「①人間関係や交友関係が広がる」が一番多く 75.0%、次いで「③充実感や満足感を得られる」「④課題が少しでも解決される」「⑤ものの見方や考え方が広がる」が 58.3%の順で多くなっています。



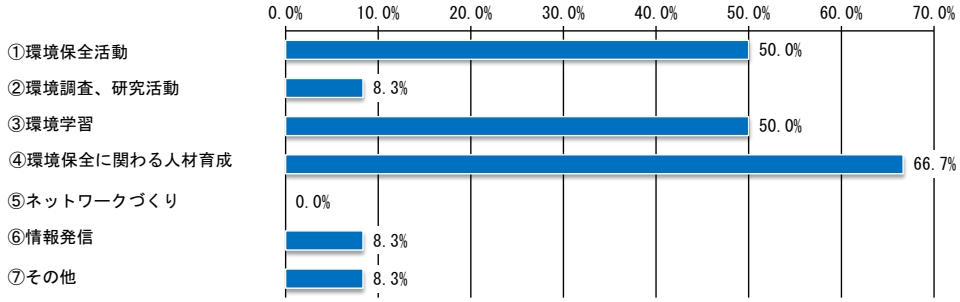
５）活動を実施するにあたって課題となっていること

活動を実施するにあたって課題となっていることとしては「①活動資金」が一番多く 66.7%、次いで「③活動を担う人材」が 58.3%、「②活動時間」が 41.7%の順で多くなっています。具体的な課題・要望」としては「情報発信する場と活動場所の確保」「ゴミのポイ捨て対策」「掃除後のゴミの処分」「活動時間と参加人員が少ない」「参加する人の高齢化」「交通手段」などが挙げられています。



６）今後重点的に進める活動について

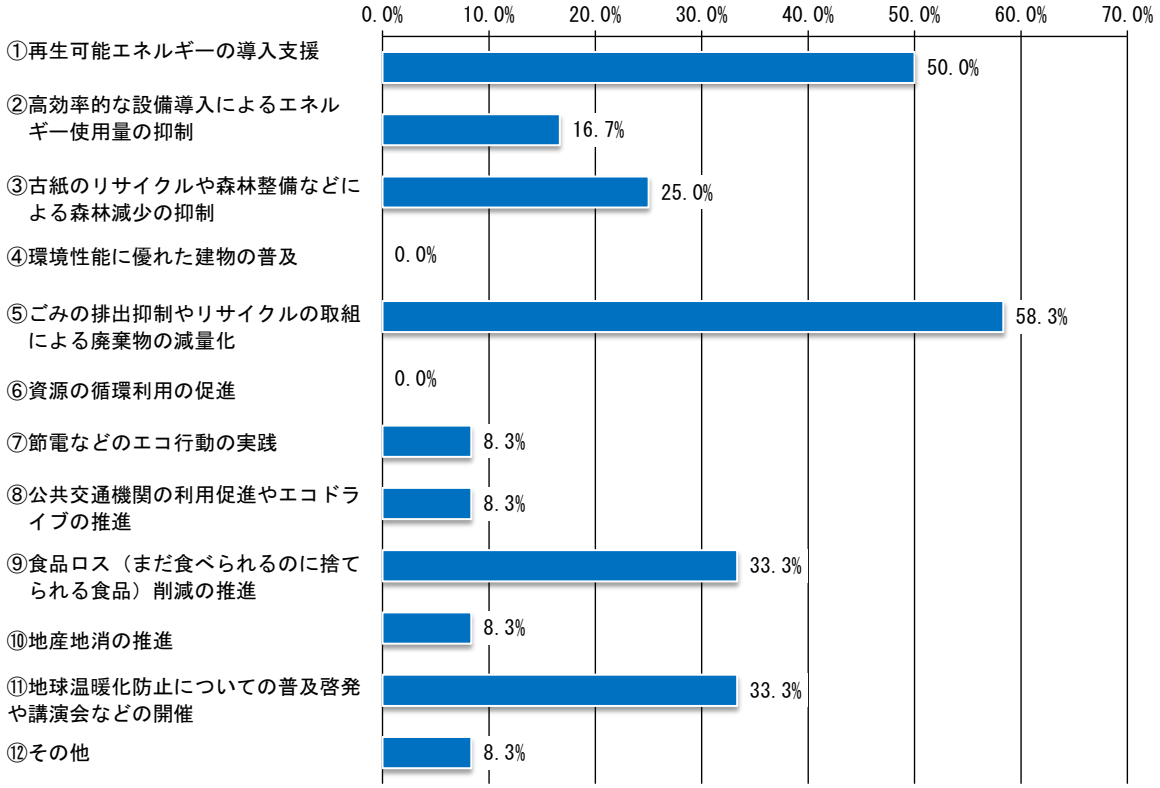
今後重点的に進める活動としては「④環境保全に関わる人材育成」が一番多く 66.7%、次いで「①環境保全活動」「③環境学習」が 50.0%の順で多くなっています。「その他」として「人件費の抑制」などが挙げられています。



（３）重点的に進める環境保全対策について

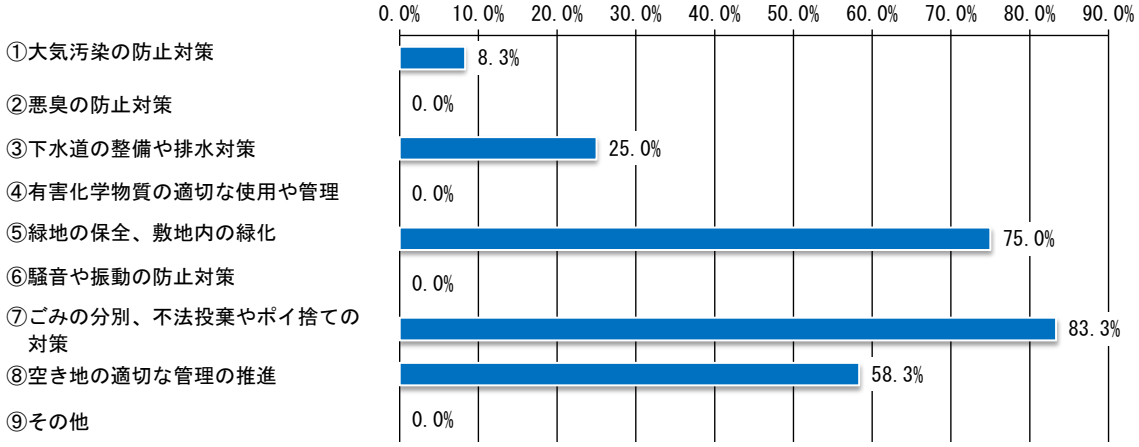
１） 地球環境

重点的に進める地球環境の環境保全対策として「⑤ごみの排出抑制やリサイクルの取組による廃棄物の減量化」が一番多く 58.3%、次いで「①再生可能エネルギーの導入」が 50.0%、「⑨食品ロス削減の推進」「⑪地球温暖化防止についての普及啓発や講演会などの開催」が 33.3%の順で多くなっています。



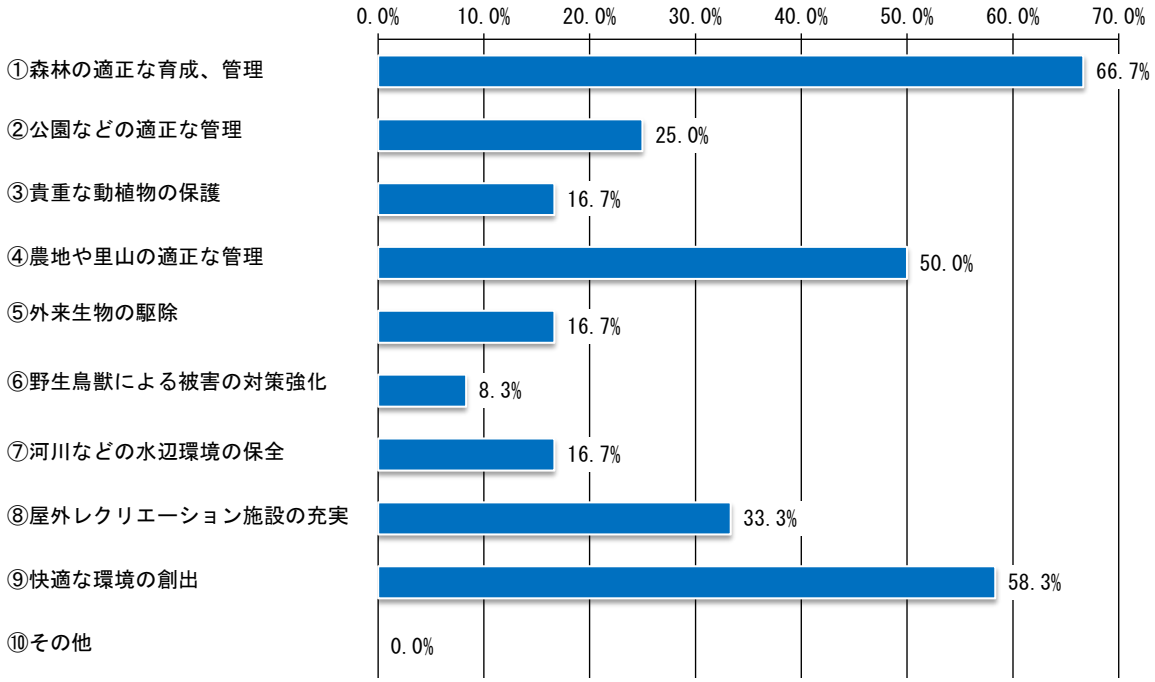
２）生活環境

重点的に進める生活環境の環境保全対策として「⑦ごみの分別、不法投棄やポイ捨ての対策」が一番多く 83.3%、次いで「⑤緑地の保全、敷地内の緑化」が 74.0%、「⑧空き地の適切な管理の推進」が 58.3%の順で多くなっています。



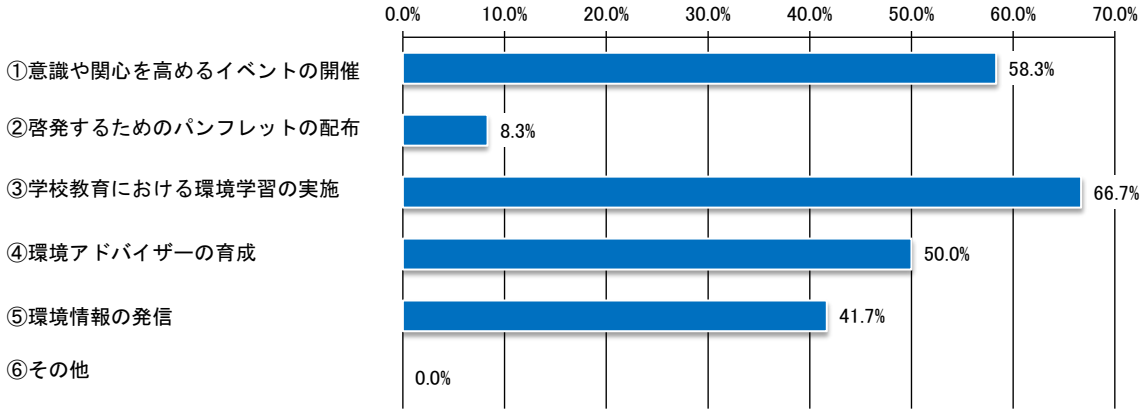
３）自然・景観

重点的に進める自然･景観の環境保全対策として｢①森林の適正な育成､管理｣が一番多く 66.7%、次いで「⑨快適な環境の創出」が 58.3%、「④農地や里山の適正な管理」が 50.0%の順で多くなっています。



４）環境意識を高める取組

重点的に進める環境意識を高める取組として「③学校教育における環境学習の実施」が一番多く 66.7%、次いで「①意識や関心を高めるイベントの開催」が 58.3%、「④環境アドバイザーの育成」が 50.0%の順で多くなっています。



第６章　課題の総括

（１）湖南市の概要

・平成 27 年（2015 年）の人口は約５万４千人、世帯数は約２万１千世帯となっており、人口減少及び少子高齢化の進行により、環境保全の担い手が不足する可能性があり、担い手の育成・確保を考えていく必要があります。

（２）自然環境

・市内に生息・生育する希少生物などの分布状況を適切に把握し、在来生物を保全・保護する取組が必要となっています。
・ナガエツルノゲイトウやアレチウリなど特定外来生物の分布域拡大やニホンジカ、イノシシなど有害鳥獣による農林産物や生態系への影響が懸念されるため、生物多様の保全・再生を進める必要があります。
・特定植物群落に選定されているウツクシマツ群落では、地域と協力した保全が進められていますが松枯れ被害が問題となっており、ウツクシマツ自生地保存活用計画に基づきウツクシマツ群落の保全・再生を進める必要があります。
・里山保全事業や河川保全事業など身近な自然や景観の保全が行われており、今後も継続して保全を進めるとともに、自然の様々な恵みを再評価し、持続的な利用を促すことが必要となっています。

（３）生活環境

・大気、自動車騒音、河川などの水質の監視が実施されており、今後も県と連携して騒音・振動、悪臭などの監視や大気・水などの測定を行うとともに、事業者への適切な指導が必要です。また、環境汚染のリスクに関する正確な情報の公開、適切な対策の実施に取り組むことが必要です。
・年間約 14,000kg もの不法投棄の回収を行っており、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない・させない環境づくりを強化する必要があります。

（４）快適環境

・公園緑地について市や地域団体、地域と連携した維持管理を進める必要があります。
・体験教室の開催や補助金などの支援により市内の多様な歴史・文化が保存・継承されており、今後も継続して保全・活用を進める必要があります。
・東海道沿いの町並みについて条例の制定や補助金などの支援により適切に保全が行われており、今後も継続して保全するとともに、様々な地域資源と連携させて保全・再生を積極的に進める必要があります。
・市では空き家・空き地が増加しており、「湖南市空家等対策計画」「実施計画」に基づき適正な対策に取り組む必要があります。

（５）地球環境

・市民アンケート調査では、道路などへのごみのポイ捨てに不満を感じる回答者が多く、不法投棄とあわせてごみのポイ捨てをしない・させない環境づくりを強化する必要があります。
・リサイクル率は減少傾向にありますが、スーパーなどの店舗回収が普及していることが影響していると考えられます。
・本市ではコナン市民共同発電所設置など太陽光発電の導入や活用、ＢＤＦの利用やイモ発電実験、小水力発電など様々な自然エネルギーの利用が行われており、市の特性として今後も普及・活用を進める必要があります。
・本市は琵琶湖につながる野洲川の中流部に位置しており、下流地域や琵琶湖の水質への影響が大きいため、流域を意識した水質保全に協力する必要があります。
・温室効果ガスの排出量削減のためには、部門別の排出量が最も多い産業部門での取組が特に重要ですが、民生業務や民生家庭部門においても電化製品の種類や保有台数の増加、大型化などの影響で排出量は増加しており、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などにより温室効果ガス排出量の削減を進めることが必要です。

（６）人づくり

・市民・事業者・地域団体などを対象としたアンケート調査では、環境意識を高める取組としていずれも環境学習の実施が最も多く挙げられており、将来を担う子どもたちの環境に対する関心を高めるため、今後も継続して教育機関や地域団体と協力して「やまのこ」「たんぼのこ」「うみのこ」などに取り組む必要があります。
・環境関連団体やまちづくり協議会を通じて様々な環境保全活動が行われていますが、参加者が一部に限られていることから、これらの活動に関わる人材の育成や情報共有を図る交流の場づくりなどを積極的に進めることが必要です。

（７）その他

・現行計画では 11 の重点プロジェクトを設けて取組を進めてきましたが、一部実施で終わったり、未実施のプロジェクトが複数あったため、本計画ではプロジェクトの内容や実施数を再検討する必要があります。